

自己点検・評価報告書

—熊本県立大学の現状 2021 年度—

2022（令和4）年3月



目次

序章.....	1
第 1 章 理念・目的	2
(1) 現状説明	2
(2) 長所・特色	7
(3) 問題点	7
(4) 全体のまとめ	7
第 2 章 内部質保証	9
(1) 現状説明	9
(2) 長所・特色	21
(3) 問題点	22
(4) 全体のまとめ	22
第 3 章 教育研究組織	23
(1) 現状説明	23
(2) 長所・特色	26
(3) 問題点	26
(4) 全体のまとめ	27
第 4 章 教育課程・学習成果	28
(1) 現状説明	28
(2) 長所・特色	59
(3) 問題点	59
(4) 全体のまとめ	59
第 5 章 学生の受入れ	61
(1) 現状説明	61
(2) 長所・特色	72
(3) 問題点	72
(4) 全体のまとめ	73
第 6 章 教員・教員組織	74
(1) 現状説明	74
(2) 長所・特色	84
(3) 問題点	84
(4) 全体のまとめ	84
第 7 章 学生支援	85
(1) 現状説明	85
(2) 長所・特色	95
(3) 問題点	95
(4) 全体のまとめ	95

第 8 章 教育研究等環境	96
(1) 現状説明	96
(2) 長所・特色	107
(3) 問題点	108
(4) 全体のまとめ	108
第 9 章 社会連携・社会貢献	109
(1) 現状説明	109
(2) 長所・特色	115
(3) 問題点	116
(4) 全体のまとめ	116
第 10 章 大学運営・財務	118
第 1 節 大学運営	118
(1) 現状説明	118
(2) 長所・特色	129
(3) 問題点	129
(4) 全体のまとめ	129
第 2 節 財務	131
(1) 現状説明	131
(2) 長所・特色	136
(3) 問題点	136
(4) 全体のまとめ	137
終章	138

序章

本学では、地方独立行政法人法に基づき法人が中期計画に沿って、大学の理念・目的の実現に向けた大学運営を行っている。さらなる教育・研究等の質の向上のために、自己点検・評価を軸として自律的な大学運営を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たすことができると考えている。

そこで、学則第2条に、自己点検・評価の実施及び結果公表、並びに認証評価の受審及び結果公表を行う旨を規定し、その具体的な方針として定めた「自己点検・評価の基本方針」及び第3期中期計画に基づき、大学の諸活動に係る自己点検・評価を行い、その結果を公表している。この自己点検・評価結果及び認証評価や法人評価という外部評価の結果については、必要に応じ、中期計画や年度計画に反映させる仕組みとし、計画から点検・評価のサイクルが適切に回り、内部質保証システムを適切に機能させている。

さらに、2018（平成30）年には、本学の理念や目的を踏まえた学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針に基づく教育研究活動の適切な実施を通して、教育の質を保証していくための方針として、「教育の内部質保証に関する方針」を策定するとともに、内部質保証の妥当性を担保する組織として、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置した。

具体的な取組として、次のような成果があげられる。

1. 大学の理念「国際性の推進」の進展のため、2020（令和2）年4月に、国際教育交流センターを設置し、それまで学内の各所属で取り組んできた国際化に関する業務を集約し、国際教育、国際交流及び語学教育支援等に関する業務をワンストップで実施することで、さらなる国際化に取り組んでいる。
2. 2021（令和3）年4月に設置した共通教育センターにおいて、既存の共通科目群の各科目の内容を検証し、必要に応じて内容の改定や科目の改廃を検討し、共通教育の持続的な発展を図ることとしている。
3. 熊本の自然や文化、社会に対する理解に立ち、専門の枠を超えて、自ら課題を認識・発見し、“地域づくりのキーパーソン”として、地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材の育成を目指す「もやいすと育成プログラム」に加え、地域課題に柔軟に対応し、グローバルな視点を持って活動できる学生の育成を目指す「もやいすとグローバル育成プログラム」を構築した。
4. 2020（令和2）年7月豪雨災害の発生後は、「被災地域復興・再生支援事業」を展開しているほか、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)の採択を受け、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点を形成し、大水害に見舞われた球磨川流域を対象に、持続的な地域への復興という課題の解決を図っていくこととしている。

今後も自己点検・評価を軸とした大学運営を行い、教育研究の質の向上を図り、社会やステークホルダー等に対して説明責任を果たしつつ、さらなる大学改革を進めていきたい。

第 1 章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学は 1947（昭和 22）年に熊本県立女子専門学校として創立し、1949（昭和 24）年に熊本女子大学に移行、1994（平成 6）年に総合管理学部設置と同時に男女共学化し、熊本県立大学に改称した。これを機に本学は大学の新しい理念として、「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を掲げた（資料 1-1【ウェブ】）。

「大学の目的」は、学則第 1 条に規定している（資料 1-2【ウェブ】：第 1 条）。この目的は、2006（平成 18）年 4 月の法人化に伴い新たに学則を制定する際に見直しており、学校教育法第 83 条（大学の目的）の規定を基本にしなから、理念で掲げる「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を踏まえて定めている。また、法人の定款第 1 条に定める「法人の目的」とも整合している（資料 1-3【ウェブ】：第 1 条）。

「大学院の目的」は、大学院学則第 2 条に規定している（資料 1-4【ウェブ】：第 2 条）。この目的は、1993（平成 5）年 4 月に大学院を設置した際に、学校教育法第 99 条（大学院の目的）の規定を基本に定め、2015（平成 27）年 3 月には大学院学則の一部改正を行った。

《大学の理念》

○ 総合性への志向

本学は、人文・社会・自然の学問の三分野から成る大学として、学際的な方法を重視しつつ、総合的な知の形成を目指す。

○ 地域性の重視

本学は、「地域に生き、世界に伸びる」を標榜(ひょうぼう)し、地域社会に開かれた大学として、当面する諸問題を分析し解決すること、地域の知的創造の拠点となることを目指す。

○ 国際性の推進

本学は、グローバル化に対応して、アジアをはじめ世界の多様な文化を学びつつ、諸外国の人々との交流を進め、国際的・多元的な文化の創造を目指す。

《学則（抜粋）》

第 1 条 熊本県立大学は、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

《大学院学則（抜粋）》

第2条 熊本県立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度な学術を修得した有為の人材を育成するとともに、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

（学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容）

学部・研究科の教育研究上の目的については、本学の理念・目的に沿って、学部・研究科ごとに「人材の養成に関する目的」及び「その他の教育研究上の目的」を定めている（資料 1-5【ウェブ】、資料 1-6【ウェブ】）。

《熊本県立大学における教育研究上の目的に関する規程（抜粋）》

第2条 大学の各学部における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- （1）文学部では、人間文化の探究を通して、言語、文学、歴史、思想等について豊かな教養を有し、地域社会および国際社会の発展に貢献する有為の人材を養成する。
- （2）環境共生学部では、人と自然とが共生していく際の諸問題を総合的に捉え、その方策を追求することを通して、地域の発展と人間福祉の向上をめざし、環境共生型社会の創造に貢献する人材を養成する。
- （3）総合管理学部では、教養的知識と総合管理（アドミニストレーション）に関する専門知識を身につけ、社会的諸課題を創造的に解決し、地域社会ひいては国際社会に貢献する人材を養成する。

《熊本県立大学大学院における教育研究上の目的に関する規程（抜粋）》

第2条 大学院の各研究科における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- （1）文学研究科博士前期課程では、研究領域の専門的知識を修得した高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。文学研究科博士後期課程では、地域における言語文化研究・言語教育研究の拠点としての役割を見据え、各領域の発展的知識や教育実践活動の成果を応用しながら、問題の設定から解決までを独力で行える高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- （2）アドミニストレーション研究科博士前期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的な協働によって実践的に解決していく高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。アドミニストレーション研究科博士後期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的知識と高度な手法を用いて創造的に解決でき、アドミニストレーションの理論の発展を担う高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- （3）環境共生学研究科博士前期課程では、環境共生学の基本的理念を基にした環境分野の専門的知識と技術を修得した高度専門職業人、及び環境共生学を实践できる研究者を養成することを目的とする。環境共生学研究科博士後期課程では、自然と人間活動との共生を具体的に実現していく資源循環型社会の構築に向けて、より総合的で高い専

門的知識や技術と実践的能力を併せもつ高度専門職業人、及び環境共生学を實踐できる内外の研究者を養成することを目的とする。

（大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性）

各学部の「人材の養成に関する目的」については、本学の理念・目的に沿って定めており、例えば、文学部においては「地域社会および国際社会の発展に貢献する有為の人材」を、環境共生学部においては「地域の発展と人間福祉の向上をめざし、環境共生型社会の創造に貢献する人材」を、総合管理学部においては「地域社会ひいては国際社会に貢献する人材」を養成することを目的としており、大学の目的を踏まえた適切な内容である。

また、各研究科の「人材の養成に関する目的」については、本学の理念・大学院の目的に沿って定めており、各研究科とも高度専門職業人及び研究者を養成することを目的としており、大学院の目的を踏まえた適切な内容である。

以上のことから、本学は大学の理念・目的を適切に設定しており、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②： 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1： 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2： 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

（学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示）

大学の目的及び大学院の目的は、それぞれ学則、大学院学則に明記し、各学部・研究科の目的は、それぞれ「熊本県立大学における教育研究上の目的に関する規程」、「熊本県立大学大学院における教育研究上の目的に関する規程」に明記している。（資料 1-5【ウェブ】、資料 1-6【ウェブ】）。

（教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表）

大学の理念・目的、学部・研究科の理念・目的等は、『大学案内』、『大学概要』、『履修の手引』のほか、ホームページにも掲載して周知し、社会にも公表している（資料 1-7、資料 1-8、資料 1-9 全学部・研究科：表紙裏・p.1）。

学生には、全学部の必修科目である「キャリア形成論」の講義の中で、学長と学部長によって大学と学部の理念・目的を周知している。総合管理学部の「基礎総合管理学Ⅰ」（1 年次必修科

目)において、総合管理学部の理念・目的と合わせ、人材養成の目的やその他の教育研究上の目的についても周知を行い、学生の理解の深化を図っている(資料 1-10)。文学部と環境共生学部においては、学部の理念・目的に対する社会の理解を図るため、毎年度学術フォーラムを開催し、学部にて実践している教育・研究成果を地域に発信している。

教職員には、『大学案内』、『大学概要』及び『履修の手引』を配布するとともに、全教職員を対象とし、理念・目的を踏まえた中期計画及び年度計画の説明会を毎年度実施している。また、新任教員には、「新任教員 FD」において学長より理念・目的を踏まえた取組の説明をしている。

受験生に対しては、オープンキャンパスや進学説明会等で『大学案内』を配付し、大学の理念・目的を周知している。また、大学院への内部進学を目指す学部生には、大学院進学説明会等において、大学院の理念・目的について周知を図っている。

以上のことから、本学は大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

点検・評価項目③： 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**評価の視点： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

本学は公立大学法人が設置する大学であり、地方独立行政法人法により、本法人の設立団体の長である熊本県知事が、本法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定め、本法人はそれを達成するための中期計画を作成し、熊本県知事の認可を受けることとされている。現在は 2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度の 6 年間の第 3 期中期目標期間であり、2018(平成 30)年 3 月に第 3 期中期計画を作成し、教育、研究、地域貢献、国際交流、業務改善の大学運営全般に渡って、50 項目について取り組んでいる(資料 1-11【ウェブ】、資料 1-12【ウェブ】)。具体的には、中期目標の重点目標である「教育の質の向上」、「熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進」、「グローバル化の推進」の達成に向け、中期計画の重点事項として「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」、「地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進」及び「社会や時代の状況を踏まえた対応」を掲げ、活力ある大学づくりを進めているところである(資料 1-13【ウェブ】)。

《第 3 期中期計画重点事項》

重点事項	内容
1 国際的な視野と認識を高める教育研究の推進	地域課題に柔軟に適応し、かつ、グローバルな視点で活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル(仮)」を新設するとともに、学生

	の海外留学や留学生の受入れを促進し、相互交流や異文化理解を図り、国際的な視野と認識を高める教育研究を推進する。
2 地域との幅広い協働を確立する 教育研究の推進	第 2 期に引き続き、熊本地震からの創造的復興への支援を含め、地域貢献を視野として地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に資する研究活動を行い、また、社会人・職業人に対する教育を推進する。
3 社会や時代の状況を踏まえた対応	社会や時代の状況を踏まえ、教育内容・教育方法及び教育研究組織等の検証を行い、効果的な改善・見直しにつなげるほか、業務運営の改善・効率化や防災対策の推進等についても積極的に取り組む。

第 3 期中期目標期間では、「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」のため、国際教育交流センターを設置するとともに、令和 3 年度予算編成方針では、第 3 期中期計画の重点事項に加え、特に重点的に取り組む事業を新型コロナウイルス感染症対策、令和 2 年 7 月豪雨で疲弊した被災地の復興・再生支援及びグローバル化の推進と位置づけ、重点事業費を充てるなど、中期計画の実現可能性を担保している（資料 1-14）。

（認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定）

「自己点検・評価の基本方針」において、「自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに、必要に応じ次期中期計画に反映させる」と明記し、認証評価と中期計画を連関させることで、改善につなげる仕組みとしている。このため、法定 7 年以内に受審することとされている認証評価を、中期計画の期間に合わせ、6 年で受審することとしている（資料 1-15：2（2））。

前回は、第 3 期中期計画を作成する前年度の 2016（平成 28）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、長所として特記すべき事項として、「もやいすと育成システム」と就職支援におけるスチューデント・アドバイザー制度が評価された一方、改善勧告等が示された事項もあった。その結果を踏まえてそれぞれ改善に取り組むとともに、指摘事項の一部を同計画に反映させた（資料 1-12【ウェブ】：p.3 計画番号 9 番、p.7 計画番号 34 番）。また、今回についても、第 3 期中期計画や「認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価の実施方針」に、評価結果を踏まえた改善と次期（第 4 期）中期計画への必要に応じた反映を明記している（資料 1-12【ウェブ】：p.9 計画番号 44 番、資料 1-16）。

《第 3 期中期計画》

（44）内部質保証の観点から、自己点検・評価を行い、外部評価である法人評価及び認証評価を受け、それらの結果を爾後の改善・向上につなげるとともに、適切に公表する。また、自己点検・評価に係る方針・体制を検証し、必要に応じ見直す。並びに、令和 4 年度に認証評価を受審し、次期（第 4 期）中期計画への反映を検討する。

《認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価の実施方針》

自己点検・評価結果及び認証評価結果を教育研究や大学運営等の改善につなげ、また、必要に応じ、第4期中期計画（R6-R11）に反映させてその後も継続的に自己点検・評価を実施していくことにより、質の向上を図るものとする。

また、地方独立行政法人法により、「（法人評価委員会の）評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。」とされており、毎年度、法人評価委員会による『業務実績評価書』において課題とされている事項について、業務運営の改善状況と年度計画への反映状況を公表している（資料 1-17【ウェブ】：法人評価）。加えて、同法により、「中期目標期間の最後の事業年度の前年度に、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価を受けなければならない。」とされており、2022（令和4）年度に法人評価委員会による中間評価を受ける予定である。そのため、2021（令和3）年度から中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価に着手している（資料 1-18）。

以上のことから、本学は大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

（2）長所・特色

- 大学の理念・目的の実現に向けて、県から指示された中期目標に沿って、「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」、「地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進」、「社会や時代の状況を踏まえた対応」を重点事項とする中期計画を作成している。中期計画を達成するための毎年度の業務実績の点検・評価とそれを踏まえた年度計画の策定及びその推進を通して、教育・研究活動を展開している。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念、大学及び大学院の目的を定め、それらに沿って、各学部・研究科の特徴を踏まえた人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を適切に設定している。また、これらは学則及び大学院学則に明示しており、学生及び教職員に周知するとともに、ホームページ等の様々な媒体を通して社会に公表している。

また、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、設置者である熊本県に指示された中期目標を達成するための中期計画を策定している。この中期計画の重点事項として、「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」、「地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進」、「社会や時代の状況を踏まえた対応」を掲げ、毎年度作成する年度計画に基づき、

教育、研究、地域貢献、国際交流、業務改善の大学運営全般に渡り、着実に取り組んでいる。

第 2 章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

（内部質保証に関する大学の基本的な考え方）

学則第 2 条に「自己点検・評価の実施及び結果公表、並びに認証評価の受審及び結果公表」を定めており、その具体的方針として「自己点検・評価の基本方針」を定めている（資料 1-2【ウェブ】：第 2 条、資料 1-15）。

《学則（抜粋）》

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、もって前条に掲げる本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価の結果については、刊行物への掲載その他、広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

《自己点検・評価の基本方針（抜粋）》

2 大学の諸活動に係る点検・評価と改善

（1）中期計画及び年度計画に関する点検・評価と改善

- ・各学部・共通教育センター、各研究科、各センター、各委員会、事務局が、中期計画・年度計画に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめ公表する。
- ・この自己点検・評価をもとに、各事業年度の業務、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度において見込まれる中期目標期間の業務及び中期目標期間の業務の実績について、県が設置する熊本県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果を公表する。
- ・この自己点検・評価結果及び法人評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに翌年度

の年度計画の進行管理を行い、翌々年度の年度計画に反映させるとともに、その反映状況を公表する。

(2) 認証評価機関の評価基準に関する点検・評価と改善

- ・ 各学部・共通教育センター、各研究科、各センター、各委員会、事務局が、認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめて公表する。
- ・ この自己点検・評価をもとに、令和4年度までに認証評価機関による評価を受け、その結果を公表する。
- ・ この自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに、必要に応じ次期中期計画に反映させる。

本学においては、自己点検・評価委員会によるガバナンスを機能させるため、中期計画・年度計画に関する自己点検・評価の結果を次年度に反映させ、改善につながる取組を実施し、委員会に報告することで、内部質保証を推進している。具体的には、中期計画・年度計画の項目ごと及び認証評価機関の評価基準ごとに関係部局の長を「進行管理責任者」や「点検・評価責任者」として定め、それぞれが行った自己点検・評価の結果を理事長・学長・副学長や部局の長で構成する「自己点検・評価委員会」で全体調整するという重層的な構造としている。この自己点検・評価結果及び法人評価や認証評価という外部評価の結果については、「自己点検・評価の基本方針」に示しているとおり、必要に応じ中期計画や年度計画に反映させることとしており、計画から実行、点検・評価までのサイクルを保つことで、内部質保証を適切に機能させている。

加えて、内部質保証が重視された第3サイクルの認証評価の受審に向け、第3期中期計画に「内部質保証の観点から、自己点検・評価を行い、外部評価である法人評価及び認証評価を受け、それらの結果を爾後の改善・向上につなげるとともに、適切に公表する。また、自己点検・評価に係る方針・体制を検証し、必要に応じ見直す。(以下略)」と明示し(資料1-12【ウェブ】: p.9 計画番号44番)、内部質保証の妥当性を担保する組織として、2019(令和元)年度に、新たに独立した内部質保証推進委員会を設置し、「教育の内部質保証に関する方針」を以下のとおり策定した(資料2-1【ウェブ】)。

《教育の内部質保証に関する方針》

1 趣旨

本学は、「地域に生き、世界に伸びる」をモットーに、総合性への志向、地域性の重視、国際性の推進を理念として掲げている。また、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造性を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を地域社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。

この理念や目的を踏まえた学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れ方針(以下「3つのポリシー」という。)に基づく教育研究活動の適切な実施を通して、教育の質を保証していくための方針を以下のとおり策定する。

2 基本的な考え方

本学の理念、目的、3つのポリシーに基づいて教育の質を高める取組が恒常的、継続的に実施されるよう、次の3点を大きな柱として推進する。

(1) 推進組織の整備

授業レベルでは各教員、プログラムレベルでは各学部、各研究科、共通教育センター等、大学レベルでは自己点検・評価委員会（以下「各主体」という。）により、教育活動の質を高めるための点検・評価を実施していることから、これらの各主体を、本学における内部質保証システムの基盤的組織として位置付ける。

各主体による取組に加え、今後より一層効果的に内部質保証を推進していくため、全学的な内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、関係する組織の役割、権限等の明確化を図る。

(2) PDCA サイクルによる確実な運用

授業レベル、プログラムレベル、大学レベルにおいて各主体が行うPDCAサイクルによる取組を基本として運用する。

これらの取組が適切に運用されているかを内部質保証推進委員会が点検・評価し、課題や問題があれば、各主体に対して改善のためのフィードバックを実施する。また、検証結果やフィードバックの状況を教育研究会議、理事会に報告する。

(3) 教育の質に関する情報の公表等

本学の様々なステークホルダーに対して、理念や目的、3つのポリシー、入学者選抜の状況、授業の方法や内容、進級の状況、就職・進学情報等を公表する。

学生が、学位授与方針に示す資質や能力、知識、技能等を身につけていることについて、単位取得、GPA、学位取得、進路の状況、学生調査の状況等の学修成果との関係を明らかにし、可視化を図る。

教育の質を高めるための情報の収集・分析のあり方について検討し、その結果を踏まえた的確で効果的なIRを推進する。

上記の「自己点検・評価の基本方針」や「教育の内部質保証に関する方針」は自己点検・評価等のプロセスを通じて学内で共有しているほか（資料 2-2、資料 2-3）、ホームページにも掲載し、学外に向けても公表している（資料 1-17【ウェブ】）。

（全学内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担）

内部質保証の推進組織として、授業レベル、プログラムレベル、大学レベルという3階層において、教育の質を高める活動を実施している各教員、各学部・研究科・共通教育センター、自己点検・評価委員会を各主体とし、これらの各主体を本学における「教育の内部質保証システム」の基盤的組織として位置づけている（資料 2-4）。各主体の取組を基盤としつつ、今後一層効果的に内部質保証を推進していくために、教育面における全学的な内部質保証に責任を負う組織として、内部質保証推進委員会を設置するとともに、以下のとおり関係する組織の権限と役割の明確化を図った。

《各組織の権限と役割》

組織		役割	権限
教育の内部 質保証に責 任を追う組 織	内部質保証推 進委員会	教育の質を保証する 様々な取組の検証等 を通じて、内部質保証シ ステムの適正な運用を全 学的に推進	①大学の理念、3つのポリシ ーに基づいて、教育研究活 動が適切に実施・運営され ているか検証 ②教育の質に関する情報公開 の状況、その他の教育活動 が有効に実施・運営されて いるか検証 ③①、②の検証の結果、各主体 の PDCA サイクルに課題や 問題があれば、改善のため のフィードバックを実施 ④基本方針や内部質保証シス テムの定期的な検証、改善・ 見直し
内部質保証 の各主体	自己点検・評価 委員会	全学的な教育及び研究、 組織及び運営並びに施 設及び設備の状況につ いて自ら点検及び評価 を行い、その結果を公表	①中期計画、年度計画の自己 点検・評価 ②認証評価機関の基準に関す る自己点検・評価 ③各部局及び各種委員会の自 己点検・評価結果の全学的 調整 ④自己点検・評価結果の報告 及び公表
	各学部・各研究 科	学部や研究科の理念や 目的、3つのポリシーに 基づいて、教育活動を適 正に実施	①3つのポリシー及び理念の 策定 ②3つのポリシーの運用 ③人材養成等の目的策定 ④個人評価の点検 ⑤自己点検・評価 ⑥FD 計画策定、実施 ⑦授業科目の設定
	共通教育セン ター	大学の理念や目的、学部 の DP・CP に基づいて、 全学共通教育を効果的 に実施	①全学共通教育カリキュラム の実施、点検、改善

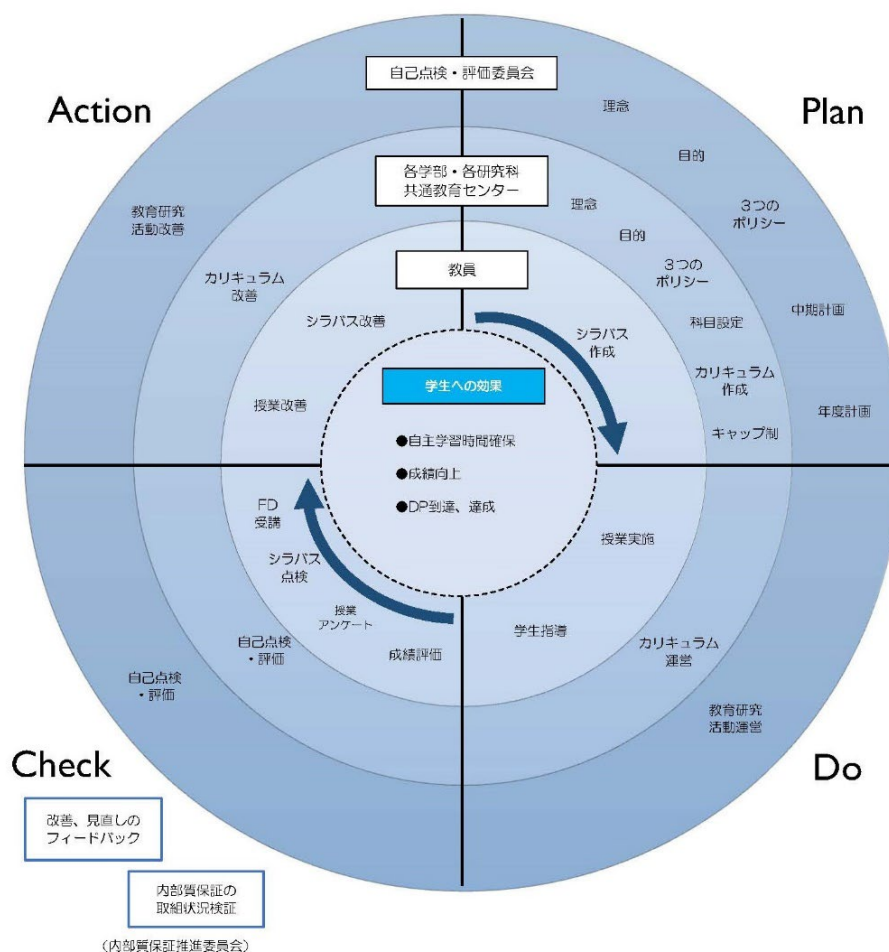
	各教員	個々の授業を実施	①シラバスの作成 ②授業の実施 ③シラバスの点検 ④シラバス・授業の改善、見直し ⑤学生の指導 ⑥学生の成績評価 ⑦FD 受講 ⑧授業評価アンケート
--	-----	----------	---

（教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど））

「教育の内部質保証に関する方針」において、授業レベル、プログラムレベル、大学レベルにおいて各主体が行うPDCAサイクルによる取組（点検・評価）を基本としており、それらの取組が適切に運用されているかを内部質保証推進委員会が点検・評価し、課題や問題があれば、各主体に対して改善のためのフィードバックを実施することとしている。また、検証結果やフィードバックの状況を教育研究会議及び理事会に報告することとしている。

教育の内部質保証システムのPDCAサイクルは以下の図のとおり。

《教育の内部質保証システムのPDCAサイクル》



以上のことから、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

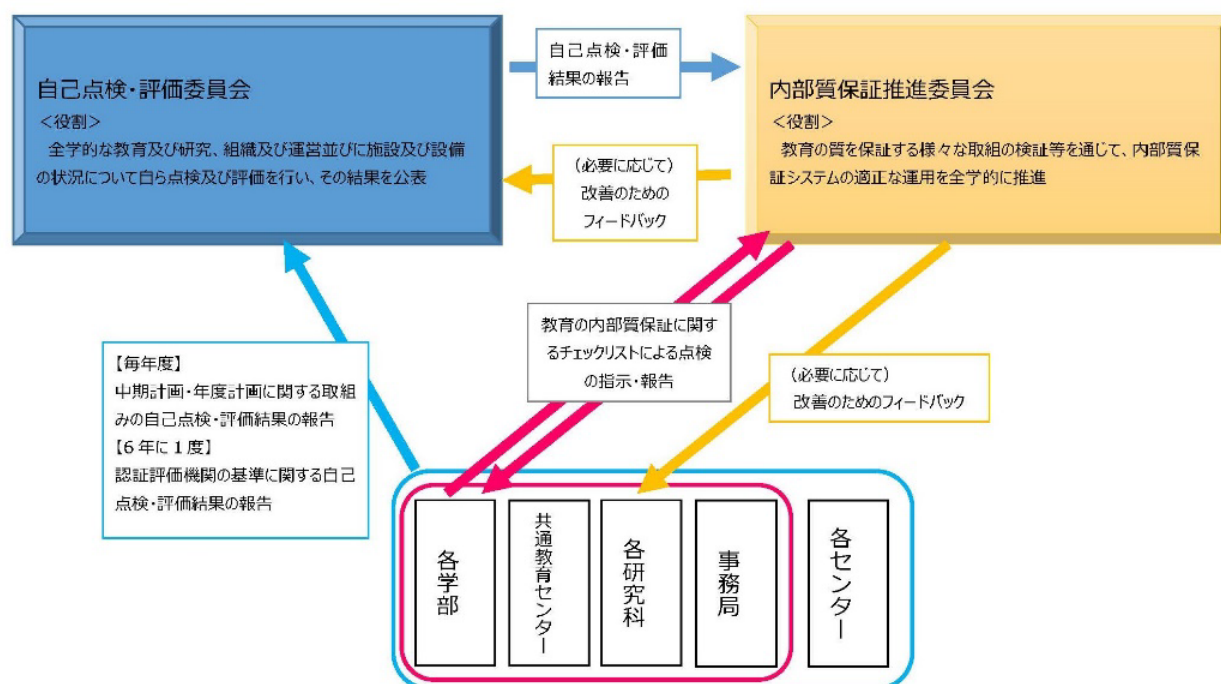
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

（全学内部質保証推進組織・学内体制の整備）

自己点検・評価委員会による自己点検・評価を踏まえた年度計画策定時に役員会議及び学長協議を踏まえて精査し、適宜指示を行い、自己点検・評価に基づいた内部質保証を推進している。さらに、その妥当性を担保するため、教育については、独立した内部質保証推進委員会において内部質保証を推進している。

本学の内部質保証の推進体制は以下のとおり。

《熊本県立大学の内部質保証の推進体制》



内部質保証推進委員会の設置や方針の策定に当たっては、第3期中期計画及び2018（平成30）年の年度計画「第3サイクルに入った認証評価の基準を踏まえ、特に教育の質保証の観点から本学の内部質保証システムについての点検・評価に着手する」に基づき（資料2-5【ウェブ】：p.20 計画番号44番）、学内で内部質保証に関する本学の現状を検証し、教育の内部質保証システムの構築等について検討を重ね、教育研究会議での審議を経て、理事会で承認された（資料2-6、資料2-7）。

（全学内部質保証推進組織のメンバー構成）

自己点検・評価委員会の組織は、「自己点検・評価委員会規程」で規定しており、委員会に委員長を置き、理事長をもって充てるとし、学長（副理事長）、事務局長（理事）、副学長（理事）、各学部長、共通教育センター長、各研究科長、地域連携政策センター長、学術情報メディアセンター長、国際教育交流センター長、キャリアセンター長、保健センター長で構成している（資料 2-8【ウェブ】、資料 2-9）。

内部質保証推進委員会の組織は、「内部質保証推進委員会規程」で規定しており、委員会に委員長を置き、学長をもって充てるとし、副学長、各学部長、共通教育センター長、各研究科長及び事務局長で構成している（資料 2-10【ウェブ】、資料 2-11）。

以上のことから、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定）

本学は、大学の教育目標を学則第 1 条の中で、「豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成する」と掲げており（資料 1-2【ウェブ】：第 1 条）、この教育目標に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定めている（資料 2-12【ウェブ】、資料 2-13【ウェブ】、資料 2-14【ウェブ】）。なお、これらの方針は、2017（平成 29）年 3 月に、文部科学省が示した「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」の項目を踏まえた上で策定し、学修成果の評価のあり方や入学者選抜の実施方法等を示している。

3 つのポリシーの改正を行う際は、各学部・研究科において検討を行い、学部については教務委員会、研究科については大学院委員会における審議を経て、教育研究会議において最終的に決定することとしている（資料 2-15【ウェブ】：第 2 条、資料 2-16【ウェブ】：第 2 条、資料 1-3【ウ

ウェブ】：第 23 条）。2021（令和 3）年度には、内部質保証推進委員会の指示により実施した 3 つのポリシーの点検結果に基づき、文学部全体の書式変更を行ったほか、文学部英語英米文学科において進行中のカリキュラム改正に合わせた内容の変更を行った（資料 2-17）。

（方針及び手続に従った内部質保証活動の実施）

本学では以下のとおり、内部質保証活動を実施している。

<中期計画・年度計画に関する点検・評価と改善>

「自己点検・評価の基本方針」において、毎年度の中期計画・年度計画に関する自己点検・評価結果及び法人評価結果は、それらを踏まえ改善に取り組むとともに翌年度の年度計画の進行管理と、必要に応じ翌々年度の年度計画に反映させることを明記している（資料 1-15：2（1））。

具体的には、まず、中期計画・年度計画を所管する運営調整会議、教育研究会議、経営会議及び理事会において、評価結果の認識の共有を図っている（資料 2-18）。そして、第 3 期中期計画の 50 項目ごとに「進行管理表」を作成し、計画の進行状況等に加え、過年度の自己点検・評価結果や法人評価結果を記載し、年度中の進行管理と年度末の自己点検・評価、さらには次年度の年度計画作成の際に活用することで、改善につなげる仕組みとしている（資料 1-18）。

第 3 期中期計画の項目ごとに、担当部局の長を進行管理責任者として定め、それぞれが進行管理を行うとともに、毎年度、項目ごとにまずは進行管理責任者が自己点検・評価の素案と次年度の年度計画の素案を作成した上で、学長協議を踏まえて精査し、適宜指示を行い、それぞれ自己点検・評価委員会、運営調整会議で全学的な調整を行っており、それぞれの部局と全学で行う重層的な仕組みとしている（資料 2-19）。各部局・委員会の自己点検・評価の全学的調整その他自己点検・評価に関する全学的事項の審議を自己点検・評価委員会で行い、定款において、自己点検・評価の教育・研究の状況に係る部分は教育研究会議において、組織・運営の状況に係る部分は経営会議において審議し、理事会で決定することとしている（資料 2-20）。また、自己点検・評価の結果はホームページにおいて公表するとともに、内部質保証推進委員会に報告することとしている（資料 1-17【ウェブ】：自己点検・評価、資料 2-21）。

なお、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度は自己点検・評価委員会から各進行管理責任者に対し、新型コロナウイルス感染症への対応・対策に関わる事項についても記載し、自己点検・評価を実施するよう依頼した。2020（令和 2）年度の自己点検・評価は新型コロナウイルス感染症の影響で海外留学・研修が実施できなかった点等を B 評価（年度計画を十分に実施していない）としたほかは、全て A 評価（年度計画を順調に実施している）であり、感染症への対応・対策の措置について適切に対応していることを自己点検・評価委員会として確認した。2021（令和 3）年度の自己点検・評価は 2022（令和 4）年 6 月の自己点検・評価委員会において審議予定である。

<認証評価機関の評価基準に関する点検・評価と改善>

「自己点検・評価の基本方針」に、「自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに、必要に応じ次期中期計画に反映させる」と明記し、認証評価と中期計画を連関させることで、改善につなげる仕組みとしている。このため、法定 7 年以内に受けることとされている認

証評価を、中期計画の期間に合わせ、6年で受審することとしている（資料 1-15：2（2））。前回は、第 3 期中期計画を作成する前年度の 2016（平成 28）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、その結果を踏まえてそれぞれ改善に取り組むとともに、指摘事項の一部を同計画に反映させた（資料 1-12【ウェブ】：p.3 計画番号 9 番、p.7 計画番号 34 番）。当該項目については、上記の中期計画・年度計画の点検・評価を毎年度継続的に行うことにより、改善を図った。

また、今回についても、第 3 期中期計画（資料 1-12【ウェブ】：p.9 計画番号 44 番）や「認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価の実施方針」（資料 1-16）に、評価結果を踏まえた改善と次期（第 4 期）中期計画への必要に応じた反映を明記している。

認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価も、基準ごとに担当部局の長を「点検・評価責任者」と定め、まずはそれぞれで自己点検・評価を行い、その後全学的な調整を行っており、重層的な仕組みとしている。中期計画・年度計画に関する点検・評価と同様に、各部局・委員会の自己点検・評価の全学的な調整を自己点検・評価委員会で行い、定款において、自己点検・評価の教育・研究の状況に係る部分は教育研究会議において、組織・運営の状況に係る部分は経営会議において審議し、理事会で決定することとしている（資料 2-22、資料 2-23、資料 2-24、資料 2-25）。また、認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価の結果もホームページにおいて公表するとともに、内部質保証推進委員会に報告することとしている（資料 1-17【ウェブ】：自己点検・評価、資料 2-26）。

<教員の教育研究活動の点検・評価と改善>

「自己点検・評価の基本方針」に、「教員自らが毎年個人評価を行い、また、2年に1回各学部長が評価を実施し評価結果を教員にフィードバックすることにより、教育改善につなげるものとする」と明記しており（資料 1-15：3（1））、第 3 期中期計画においても「教員の教育研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、改善に努める」とし（資料 1-12【ウェブ】：p.8 計画番号 36 番）、毎年着実に実施している（具体的には基準 6「教員・教員組織」参照）。また、各教員の研究業績、学会・社会での活動状況等を「研究者情報」としてホームページで公表しているが（資料 2-27【ウェブ】）、各教員はデータ更新を通して、随時、自己点検・評価を行うことができる。

<職員の業績、職務行動の点検・評価と改善>

「自己点検・評価の基本方針」に、「職員自らが毎年自己点検・評価を行い、また、評価と指導・育成が連動した育成面接を毎年行うことにより、個々の職員の意識改革や能力開発を積極的に進めるとともに、職場の活性化を図る。」と明記しており（資料 1-15：3（2））、熊本県職員人事評価制度に準じ、毎年度自己点検・評価を行い、また、評価と指導・育成が連動した育成面接を毎年行うことにより、個々の職員の意識改革や能力開発を積極的に進めるとともに職場の活性化を図ることとしている（具体的には基準 10「大学運営・財務（1）大学運営」参照）。

<教育に関する他者評価と改善>

「自己点検・評価の基本方針」に、「学生による授業評価アンケート等の他者評価を実施し、その結果を公表するとともに、教育改善につなげるものとする。」と明記しており（資料 1-15：4）、学

生による授業評価アンケートを、毎学期、学部で開講される受講者 10 人以上の授業（ゼミ、演習、オムニバス科目は除く）を対象に実施し、アンケート結果を授業の改善に用いるとともに、アンケート結果をホームページ及び図書館で公表している（資料 2-28【ウェブ】）。

＜教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検＞

「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、本学における教育の内部質保証システムの運用に関する手続き等について「教育の内部質保証システム運用手順書」に定めている（資料 2-29）。大学の理念、目的、3 つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、各学部・研究科・共通教育センター及び事務局は、「教育の内部質保証に関するチェックリスト」を用いた点検を行うこととしている（資料 2-30）。なお、2021（令和 3）年度は内部質保証推進委員会からチェックリストを用いた点検の際に、新型コロナウイルス感染症への対応・対策について授業実施要領以外で取り組んだ事例がある場合は記述することを指示した（資料 2-31）。その結果、特に新型コロナウイルス感染症対応の不備はなく、感染症への対応・対策の措置について問題がないことを内部質保証推進委員会として確認した。また、同委員長からの 2020（令和 2）年度指示事項であった「卒業認定において GPA や口頭試問の機会等を活用してアセスメントを実施すること」についての各学部・研究科の実施状況についても併せて確認を依頼した。

（全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取組）

「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、授業レベル（各教員）、プログラムレベル（各学部・研究科・共通教育センター）、大学レベル（自己点検・評価委員会）において各主体が行う PDCA サイクルによる取組が適切に運用されているかを内部質保証推進委員会が点検・評価している。課題や問題があれば、各主体に対して改善のためのフィードバックを実施し、その検証結果やフィードバックの状況を教育研究会議及び理事会に報告している。

2020（令和 2）年度は、（1）文学部、環境共生学部及び全学教育推進センター（現・共通教育センター）は、①「学修成果の測定方法」、②「教育課程の点検・評価、改善」の 2 項目について引き続き必要な改善を行うこと、（2）文学部、環境共生学部及び総合管理学部は、卒業認定において、GPA や口頭試問の機会等を活用してアセスメントを実施すること、の 2 点について助言・指導を行った（資料 2-32、資料 2-33）。また、2021（令和 3）年度にはその進捗を確認した（資料 2-34）。

2021（令和 3）年度は、遠隔授業に関する改善、特に、学生との連絡手段等、短期的に対応が可能なものに対する検討、周知について助言・指導を行った（資料 2-35、資料 2-36）。

（学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施及びその結果に基づく改善・向上の計画的な実施）

各学部・研究科・共通教育センターにおいては、毎年度、「教育の内部質保証に関するチェックリスト」や中期計画の進行管理表等を用いた自己点検・評価を着実に実施し、改善・向上の取組につなげているが、例えば文学部においては、「教育の内部質保証に関するチェックリスト」による点検の結果、学部レベルで質保証を機能させるための組織的裏付けのないことが判明し、そのための組織と

して、2019（令和元）年度より学部長、研究科長及び各学科長を含む学部将来構想委員会を位置づけた。同委員会では、学部、学科の点検を行いつつ、そこから浮かび上がる課題への対処を、カリキュラムの改正、人事の起案、組織改編と結びつけて議論する場としている。具体的な改善の取組としては、令和3年度からの適用に向けて学科課題の点検を踏まえたカリキュラムの改正を行った（資料 2-37）。

（行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応）

公立大学である本学は、外部評価機関からの指摘に対する対応については、認証評価機関に加え、熊本県公立大学法人評価委員会への対応がある。

まず、2016（平成 28）年度に受審した大学基準協会の認証評価においては、3 点の指摘事項を受けた。それぞれ真摯に受け止めて、改善に取り組み、その状況について、自己点検・評価委員会において毎年度、課題への対応状況についての進捗状況の確認を行ったうえ（資料 2-38）、自己点検・評価委員会、教育研究会議、経営会議及び理事会の議を経て、2020（令和 2）年 7 月に「改善報告書」を同協会に提出した（資料 2-39【ウェブ】）。また、この改善報告に対する 2021（令和 3）年 4 月の大学基準協会からの検討結果通知は、自己点検・評価委員会、教育研究会議、経営会議及び理事会で報告し、認識の共有を図った（資料 2-40）。

次に、法人評価委員会においては、本学が公立大学法人化された 2006（平成 18）年度の業務実績から毎年度評価が実施され、中期目標・中期計画に基づく各年度の実施状況とともに、各期の中期計画の総括が審議されている。直近では、2012（平成 24）年度から 2017（平成 29）年度までの 6 年間の業務実績をまとめた『第 2 期中期目標期間業務実績報告書』を提出し、審議がなされた（資料 2-41【ウェブ】）。その結果、同委員会による『第 2 期中期目標期間業務実績評価書』において、「中期目標を良好に達成している」と評価されたが、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目において改善すべき点として、4 点（外国人留学生の受入れ数、大学院の定員充足率、キャップ制の未導入、アドミニストレーション研究科のカリキュラム）が挙げられた（資料 2-42【ウェブ】）。なお、この 4 点については、第 3 期中期計画に反映させ、中期計画・年度計画の点検・評価を毎年度継続的に行うことにより、改善を図っている（資料 1-12【ウェブ】：p.2 計画番号 2 番・3 番、p.3 計画番号 9 番、p.7 計画番号 34 番）。

また、2019（令和元）年度の業務実績をまとめた『令和元年度業務実績報告書』を提出した際には、同委員会における『令和元年度業務実績評価書』において、「大学院入試については、先に述べた社会人特別選抜（国際協力枠）の創設など、大学院の存立意義を見据えつつ志願者確保に向けた取組が認められるものの、令和元年度の収容定員充足率では認証評価機関の評価基準を下回る課程があり、令和 2 年 4 月入学者数も全課程で定員を割り込んでいる。大学院修了後の進路や研究活動に係る情報発信など、地道な取組の継続に加え、今後の大学院教育や定数のあり方等に関する学内での議論の深化が期待される」と評価された（資料 2-43【ウェブ】、資料 2-44【ウェブ】：p.1）。この 1 点については、地方独立行政法人法第 29 条に基づき、法人評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表することになっており、令和 2 年度業務運営の改善状況及び令和 3 年度計画への反映状況を公表した（資料 1-17【ウェブ】：法人評価）。

これらの法人評価結果については、運営調整会議、教育研究会議、経営会議及び理事会で

報告し、認識の共有を図った（資料 2-45、資料 2-46）。

（点検・評価における客観性、妥当性の確保）

中期計画・年度計画に関する自己点検・評価及び認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価については、学外委員 3 名を含む教育研究会議、学外委員 4 名・理事 4 名で構成する経営会議、及び理事 5 名による理事会で審議を行っている。行政関係者、企業経営者、教育関係者等の外部有識者が委員として加わることにより、点検・評価の客観性・妥当性が確保され、且つ学内関係者とは異なる視点を計画等に反映させることができる（資料 2-47【ウェブ】、資料 2-48【ウェブ】）。

また、中期計画・年度計画に係る業務実績は、熊本県公立大学法人評価委員会による評価を受ける義務がある。法人評価委員会は、教育関係者や地元経済界代表、公認会計士、広く県民代表としての県議会議員の 5 名で構成されており、上記の外部委員とともに、学外から二重のチェックを受けていることになる（資料 2-49）。

以上のことから、本学では、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

（教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表）

本学では、「自己点検・評価の基本方針」及び第 3 期中期計画（資料 1-12【ウェブ】：p.9 計画番号 44 番）に基づき、中期計画・年度計画に関する自己点検・評価及び認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価をホームページで公開している（資料 1-17【ウェブ】）。また、社会に対する説明責任を果たすため、従来から、教育研究活動の状況、財務諸表、認証評価機関や法人評価委員会からの評価結果とそれらへの対応状況をホームページで公表している（資料 2-50【ウェブ】、資料 2-51【ウェブ】、資料 2-52【ウェブ】、資料 1-17【ウェブ】）。また、各教員の教育研究活動等の状況については、ホームページで「研究者情報」として公表している（資料 2-27【ウェブ】）。

（公表する情報の正確性）

（信頼性及び公表する情報の適切な更新）

公表する情報は各会議等において適切に審議を経たものであり、正確性・信頼性は担保されている。また、ホームページについては、各ページの担当部局を定め、定期的に情報の更新やその適切

性の確認を行っている（資料 2-53）。

以上のことから、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

（全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価）

（点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

「教育の内部質保証システム運用手順書」において、内部質保証推進委員会の取組内容の一つに、「方針や内部質保証システムについて定期的に検証し、必要な改善・見直しを行う。」としている。2019（令和元）年度は、「教育の内部質保証に関するチェックリスト」の点検者間で、項目の理解・認識に相違が生じたため、チェックリストの妥当性を検討し、チェックリストの内容を修正するとともに、評価については○×に△を加えた 3 段階評価とし、△の場合は、実施できていること、実施できていないことなど、状況や程度について記載することとした（資料 2-54）。このことは、2020（令和 2）年度の法人評価委員会において、「内部質保証について、教育の内部質保証システムの運用手順に基づき、チェックリストによる点検結果を踏まえた学部・研究科間の認識の共有化、各主体への助言・指導等を行われている。また、チェックリストの妥当性に関する検討など、システムの改善に向けた取組も進められている」として、着実な取組として評価された（資料 2-44【ウェブ】：p.12）。また、2021（令和 3）年度は組織改編に伴い、「教育の内部質保証に関する方針」、「教育の内部質保証システム運用手順書」、「教育の内部質保証に関するチェックリスト」等の修正を行った。

以上のことから、本学では、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとは判断できる。

(2) 長所・特色

- 毎年度実施する中期計画・年度計画の自己点検・評価及び改善の仕組みと、6 年ごとに実施する認証評価機関の基準に関する自己点検・評価及び改善の仕組みを連関させており、効率的・効果的なシステムとなっている。
- 項目ごとに関係部局等の長を「進行管理責任者」や「点検・評価責任者」と定めてそれぞれが自己点検・評価を行い、それを理事長・学長・副学長や部局の長で構成する自己点検・評価委員会で全体調整するという重層的な構造とすることで、点検・評価の正確性・信頼性を確保している。

- さらに、その妥当性を担保するため、各主体で PDCA が回っているかを確認するだけでなく、新たに独立した内部質保証推進委員会を設置し、各主体から提出された「教育の内部質保証に関するチェックリスト」や自己点検・評価結果を検証し、必要に応じてフィードバックするなど、教育の内部質保証システムを有効に機能させている。
- 自己点検・評価の方針において、自己点検・評価結果及び認証評価や法人評価という外部評価の結果について、必要に応じ、中期計画や年度計画に反映させることとしており、計画から点検・評価のサイクルが適切に回っている。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、自己点検・評価の基本方針を定め、大学の諸活動に係る点検・評価と改善として、中期計画・年度計画の自己点検・評価及び認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価を実施し、外部機関による評価（法人評価及び認証評価）を受審することとしている。

これらの自己点検・評価を所管する自己点検・評価委員会による PDCA サイクルの推進とその妥当性の確認・補完を行う内部質保証推進委員会により、内部質保証内部質保証システムを適切に機能させ、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいる。

今後も引き続き、内部質保証システムについて定期的に検証し、必要な改善・見直しを行うとともに、内部質保証に関する情報の公表を進めていく予定としている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

（大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性）

本学は、大学の理念（「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」）及び大学の目的に基づき、人文・社会・自然の学問の3分野から成る3学部及びそれらを基礎とした大学院3研究科で構成している。学士課程の共通教育については、共通教育センターが担当している（大学基礎データ（表1）、資料1-8：pp.4-7）。

(1) 学部

☐ 文学部 日本語日本文学科、英語英米文学科

☐ 環境共生学部 環境共生学科

（環境資源学専攻、居住環境学専攻、食健康環境学専攻）

☐ 総合管理学部 総合管理学科

(2) 大学院

☐ 文学研究科 日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻

☐ 環境共生学研究科 環境共生学専攻

☐ アドミニストレーション研究科 アドミニストレーション専攻

※いずれの専攻も博士前期課程及び博士後期課程を設置している。

(3) 共通教育センター

各学部・研究科、学術情報メディアセンター、地域連携政策センター、国際教育交流センター及びキャリアセンター等との連携のもと、共通教育の改善及び充実を図ることを目的とする（資料3-1【ウェブ】）。

（大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性）

大学の理念・目的に基づき、各学部・研究科を効果的に機能させるために、5つのセンターを設置している（資料1-8：p.4, pp.7-8）。

(1) 地域連携政策センター

地域貢献の総合窓口として、行政機関、企業、試験研究機関、市民団体、NPO等との連携を深めながら、大学として地域貢献を果たしていくことを目的とする（資料3-2）。

(2) 学術情報メディアセンター

本センターには、図書館、情報基盤管理室、研究支援部門、情報教育部門を設置している。

学術情報に係る情報資源を集積管理して、教育研究の利用に供すること、全学共通情報基盤を整備し運用管理すること、情報処理の学生教育支援を行うこと、研究活動の支援や研究不正防止に関すること及び県民や社会に開かれた施設として地域に貢献することを目的とする（資料 3-3）。

（3）国際教育交流センター

国際教育、国際交流及び語学教育支援等に関する業務を一元的に実施し、グローバル人材の育成に資することを目的とする（資料 3-4【ウェブ】）。

（4）キャリアセンター

学生に対する就職支援等のキャリアサポートの推進を図り、学生生活の充実と将来のキャリアをデザインする能力を育成することを目的とする（資料 3-5【ウェブ】）。

（5）保健センター

学生の身体的・精神的健康管理について、学内及び関係機関と連携し、より充実させることを目的とする（資料 3-6【ウェブ】）。

（教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮）

教育研究組織については、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえ改組してきた。前回の点検・評価時（2016（平成 28）年度）以降も、以下のとおり教育研究組織の見直しを行っている。

2019（平成 31）年 4 月	・環境共生学部学科改組 環境共生学科に 3 専攻（環境資源学専攻、居住環境学専攻、食健康環境学専攻）設置 ・環境共生学部に食育推進室を設置 ・学術情報メディアセンターに研究支援部門と情報基盤管理室を設置 ・地域連携・研究推進センターを地域連携政策センターに改組
2020（令和 2）年 4 月	・国際教育交流センターを設置し、語学教育部門を学術情報メディアセンターから移管
2021（令和 3）年 4 月	・全学教育推進センターを共通教育センターに改組 ・緑の流域治水研究室を設置

教育研究組織の見直しについて、いくつか例示する。

＜環境共生学部の学科改組＞

環境共生学部は、1999（平成 11）年に生活科学部を改組し、環境共生学科 3 専攻（生態・環境資源学専攻、居住環境学専攻、食・健康環境学専攻）でスタートしたが、2008（平成 20）年には「専門性の強化」と「受験生の認知度向上」を目的として、環境共生学科を 3 学科（環境資源学科、居住環境学科、食健康科学科）に改組し、環境共生を基礎としながら専門性を強化した体制で、人材育成・研究並びに社会貢献を進めてきた。しかしながら、環境問題は、「地球スケール」の課題に加えて、「地域スケール」の課題、すなわち、暮らしに直結した、また地域特有の課題が顕在化し、熊本地震では、非常時の食事や健康管理、仮設住宅支援、震災廃棄

物の処理、地域の復興計画等、同学部に求められる支援・課題が浮き彫りになった。そこで、同学部では学際的なアプローチでそれらの課題の解決を行うためには、学部創設以来の使命である「環境共生」の理念を中心に置いた教育・研究が重要であると再認識し、2019（令和元）年度から、1 学科 3 専攻（環境資源学専攻、居住環境学専攻、食健康環境学専攻）に改組し、3 学科体制時における高度な専門性を確保しつつも、各分野の垣根を低くすることで、特定の専門分野だけにとらわれずに、柔軟性と意欲を持った人材育成を目指すこととした（資料 3-7）。

<共通教育センターの設置>

全学教育推進センターの機能等を見直し、本学の学生が社会の一員として成長していくための基礎的能力を育成するとともに、地域社会が抱える諸課題についての理解を深め、コミュニケーション力と英語による国際的な対応能力を備え、IT 化・情報社会の進展等、新しい時代の展開に対応できる幅広い教養と技能を涵養するため、2021（令和 3）年 4 月に共通教育センターを設置した（資料 3-8）。

<緑の流域治水研究室の設置>

これまで本学では、大学としての専門的知見を生かし、災害からの復旧・復興を目的として被災市町村等が行う計画策定への参画、地域の課題解決や復興に繋がる復興・再生支援事業の実施による支援を行ってきた。加えて、2020（令和 2）年 7 月豪雨からの復旧・復興に向けて、「全国の新たな治水モデルとなる“緑の流域治水”をテーマとした、最先端の治水研究を推進」することとしていた熊本県から、本学において、緑の流域治水研究を推進されたいとの要請を受け、2021（令和 3）年 4 月、共通教育センターに新たに「緑の流域治水研究室」を設置し、河川工学の研究者を招聘して、最先端の緑の流域治水研究に取り組むこととした（資料 3-9）。

<その他>

喫緊に対応を迫られている情報、地域（産学）連携、研究支援の各部門を強化するため、2022（令和 4）年度から、学術情報メディアセンターから情報基盤室と情報教育部門を独立させ、デジタルイノベーション推進センターを設置するとともに、地域（産学）連携と関連する研究支援を一元的に所管する地域・研究連携センターを設置することとしている（資料 3-10）。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、各学部・共通教育センター、各研究科及び各センターの設置状況は適切であり、教育研究組織と学問の動向、社会的要請等へ配慮していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価）（点検・評価結果に基づく改善・向上）

第3期中期計画において、「教育活動の充実に向けて、教育の実施体制を必要に応じ見直す」及び「総合性と専門性のバランスを考えた知の形成に向け、学部学科、研究科及び附属機関等のあり方について検討し、必要に応じ見直す」としている（資料 1-12【ウェブ】：p.4 計画番号 13 番、p.7 計画番号 34 番）。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめて公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、教育研究組織の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

教育研究組織の適切性について点検・評価を行ってきた結果の一つが、2020（令和2）年4月の国際教育交流センター設置である。『第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書』において、「外国人留学生について、平成24年度26名から平成29年度13名と半減しており、受入環境の整備の検討も含め第3期中期計画に基づく受入促進の取組が期待される」とされた（資料 2-42【ウェブ】）。本学ではこれまでも「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンとして国際化に取り組んできたが、今後留学生を受け入れ、大学の国際化をさらに推進するため、国際教育、国際交流及び語学教育支援等に関する業務をワンストップで実施するセンターを設置し、グローバル人材の育成に取り組むこととしたものである（資料 3-11【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（2）長所・特色

- 大学の理念「地域性の重視」のさらなる進展のため、2022（令和4）年4月に地域・研究連携センターを設置し、地域（産学）連携と関連する研究支援を一元的に所管させ、地域連携・地域貢献業務の機能を強化することとした。
- 大学の理念「国際性の推進」の進展のため、2020（令和2）年4月に、国際教育交流センターを設置し、それまで学内の各所属で取り組んできた国際化に関する業務を集約し、国際教育、国際交流及び語学教育支援等に関する業務をワンストップで実施することで、さらなる国際化に取り組んでいくことが可能となった。
- 2021（令和3）年4月に設置した共通教育センターにおいて、既存の共通科目群の各科目の内容を検証し、必要に応じて内容の改定や科目の改廃を検討し、共通教育の持続的な発展を図ることとしている。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、人文・社会・自然の学問の 3 つの学部、共通教育センター及び 3 つの学部を基礎とした大学院 3 研究科を設置している。また、「地域性の重視」を推進するための地域連携政策センター（2022（令和 4）年 4 月からは地域・研究連携センター）及び「国際性の推進」を推進するための国際教育交流センター、教育を支援する学術情報メディアセンター（2022（令和 4）年 4 月からは図書館及びデジタルイノベーション推進センター）、キャリアセンター及び保健センターの 5 つのセンターを設置しており、教育研究組織を適切に整備している。

第 4 章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1 大学全体

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表）

学士課程については、大学の教育目標を学則第 1 条の中で、「豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成する」と掲げている（資料 1-2【ウェブ】：第 1 条）。この教育目標に基づき、全学（学士課程）の学位授与方針を次のとおり定めている（資料 2-12【ウェブ】）。

《全学（学士課程）の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）》

1 学生が身につける資質・能力の目標

<知識・理解>

幅広い知識・教養に基づき学問の意義を理解し、自己を認識して、将来を構想できる。

<思考・判断>

多角的視点を備え、自ら課題を抽出し、論理的、分析的に思考して、総合判断ができる。

<関心・意欲>

地域社会及び国際社会に興味・関心を有し、異質性を認めることができる。

<態度>

積極性、自律性及び行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応でき、社会において協調し協働できる。

<技能・表現>

他者と理解しあい、共生していく上に必要なコミュニケーション能力がある。

2 学位の授与（学士課程）

4 年以上在学し、学部の理念及び教育研究上の目的に沿って設定した授業科目を履修して、学部において定める所定の単位数を修得した学生に学位を授与する。

また、各学部における人材の養成に関する目的及び全学の学位授与方針を踏まえ、各学部・学科の学位授与方針を定めている（資料 2-12【ウェブ】）。全学の方針と同様に、学生が身につけるべき「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」として、各学部・学科において身につけておくべき資質・能力を明示し、その資質・能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与としている。

大学院研究科博士前期課程及び博士後期課程については、大学院の教育目標を大学院学則第 2 条の中で、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度な学術を修得した有為の人材を育成する」と掲げている（資料 1-4【ウェブ】：第 2 条）。この教育目標に基づき、各研究科における人材の養成に関する目的を踏まえ、各研究科の学位授与方針を定めており、学生が身につけるべき資質・能力の目標を博士前期課程・博士後期課程ごとに明示し、その資質・能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与としている（資料 2-12【ウェブ】）。

学位授与方針については、『履修の手引』やホームページに掲載し、大学構成員に周知し、社会に公表している（資料 1-9 全学部：表紙裏・p.2、文学研究科：p.1、環境共生学研究科・アドミニストレーション研究科：p.2、資料 2-12【ウェブ】）。特に、学生に対しては、年度初めのオリエンテーション時に『履修の手引』を用いて周知を図っている。

以上のことから、本学は授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、適切に公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）

及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

（教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性）

本学の学士課程教育は、全学共通の「共通教育」と各学部・学科の「専門教育」から編成している。学士課程における全学の教育課程編成・実施の方針については、全学の学位授与方針を踏まえ、次のとおり策定している（資料 2-13【ウェブ】）。

《全学（学士課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

1 教育課程の編成

全学共通の「共通教育」と各学部・学科の「専門教育」から編成する。

「共通教育」は、学部 4 年間の教育課程（学士課程）において総合的に学ぶことで広い視野から認識・思考する能力を身につけ、「専門教育」で修得する学問を充実したものとする教育を行う。また、大学ユニバーサル化時代における「市民性」の涵養をも視野に入れる。以上を理念とし、次のような方針で編成する。

- ・共通科目群を「基盤科目」と「教養科目」に分ける。
- ・基盤科目では、大学で学ぶための、また社会で行動していくための基礎能力を育成する教育を展開する。

特に初年次に、必修科目として、大学で学ぶ姿勢と方法を理解するとともに、自己のキ

キャリアを継続的にデザインしていく能力を育成する科目を配置し、大学４年間で主体的・計画的な学修を促す。

- ・教養科目では、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識等を幅広く学び、様々な角度から物事を見ることができる能力を培うことで豊かな人間性を養う、いわゆる「教養教育」を展開する。

「専門教育」は、各学部・学科の特性に応じ、講義、演習、実習、実験等の専門科目を順次性を考慮して、体系的に配置する。

2 教育方法

- ・教育目標の達成に向け、各科目において、適切な形態を採って授業を展開するとともに、能動的学修を適切に組み込んで行う。
- ・学生の学修時間等の実態把握や授業計画の明確化、必要な授業時間の確保により、単位制度の実質化を図る。

3 学修成果の評価

学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げる資質・能力の修得状況を、授業、学科、学部、大学のそれぞれにおいて把握し、それに基づいて、授業、学科、学部、大学の各教育課程における学修成果を評価する。

- ・授業の単位認定は、「シラバス」に定める成績評価基準により担当教員が行う。
- ・授業の学修成果は、「シラバス」に定める成績評価基準と学生自身の自己評価に基づいて評価する。
- ・学科、学部としての学修成果は、個々の授業における学修成果の集計と学生の学修状況に基づき、学科、学部独自の評価方法を加味し、総合的に評価する。
- ・大学としての学修成果は、授業、学科、学部としての学修成果に基づき、総合的に評価する。
- ・専門教育の到達は、各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づく評価表等を用いた卒業論文評価により確認する。

各学部・学科ともに、学位授与方針に定める能力を養成するために必要な教育課程の編成・実施方針を定めており、全学共通の「共通教育」と各学部・学科の「専門教育」から編成される教育課程や学修成果の評価について明示している（資料 2-13【ウェブ】）。例えば、文学部日本語日本文学科の学位授与方針に「日本語及び日本文学の専門知識を軸に、関連する人文系その他諸分野の基礎知識と学問の方法を身につけている」とあるが、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針では、「各種『概論』『基礎論』を通して、日本語・日本文学研究のための基礎的な知識を身につけつつ、併せて各時代の「文学史」や「概論」により、語学・文学への関心を喚起する。また、歴史・言語・思想の面から、広く人文学にわたる基礎的な知識と思考法を身につけ、ことばと作品を扱うための基盤を養う」とし、学位授与方針で身につけるべき知識と理解を身につけることができるようにしている。

大学院研究科博士前期課程及び博士後期課程については、各研究科の学位授与方針を踏まえ、各研究科の教育課程編成・実施の方針を定めており、教育課程や学修成果の評価について、博士前期課程・博士後期課程ごとに明示している。例えば、環境共生学研究科の学位授与方針

の「学生が身につける資質・能力の目標」として「人間活動を支える場としての豊かな自然を保全しつつ、その持続的な利用をめざす環境共生に関わる諸問題を総合的に理解することができる能力を有する」とあるが、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針では、「人間活動を支える場としての豊かな自然を保全しつつ、その持続的な利用を目指す環境共生に関わる諸問題を総合的に学修する」とし、学位授与方針で身につけるべき知識と理解を身につけることができるようにしている。

教育課程編成・実施の方針については、各学部・研究科の『履修の手引』やホームページに掲載し、大学構成員に周知し、社会に公表している（資料 1-9 全研究科：表紙裏・p.3、文学研究科・アドミニストレーション研究科：p.3、環境共生学研究科：p.2、資料 2-13【ウェブ】）。

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、適切に公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】
【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

（教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性）

（教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮）

本学では、「豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成する」という教育目標を達成するため、各学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している（資料 4-1【ウェブ】）。

（単位制度の趣旨に沿った単位の設定）

学則第 16 条において、4 月 1 日から 9 月 30 日までの前学期と 10 月 1 日から翌年 3 月 31

日までの後学期の2学期制とし、学長が必要と認める場合は、学期を越えて授業を行うことができるとしている（資料1-2【ウェブ】：第16条）。また、学則第40条において1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間と定め、講義及び演習科目については、15時間から30時間の授業で1単位、また、実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業で1単位と定めている（資料1-2【ウェブ】：第40条）。

『履修の手引』に単位についての説明を記載しており、1単位の修得に必要な学修時間を次のとおり明示している（資料1-9 全学部：p.11）。

《1単位の修得に必要な学修時間》

授業の形態	授業	授業以外の時間	合計
講義	15～30	30～15	45(時間)
演習	15～30	30～15	45(時間)
実験・実習	30～45	15～0	45(時間)

また、シラバスに「予習・復習について」の項目を設け、授業以外の時間の学修を促している。

（個々の授業科目の内容及び方法）

各学部・研究科の全ての授業科目についてシラバスを作成し、その内容及び方法を含む授業計画を明示している（資料4-2【ウェブ】）。シラバスには「授業科目名」、「担当教員名」、「概要」、「到達目標」、「履修上の注意」、「授業実施方法」、「授業計画」、「予習・復習について」、「使用教材」、「参考文献」、「単位認定の方法」、「成績評価基準」を記載している。

授業の実施方法については、2020（令和2）年度から新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、「授業実施要領」を策定し、新型コロナウイルスへの集団感染の発生リスクを高める3つの密（密閉、密集、密接）を避ける対策を講じた上で、対面授業、遠隔授業、及びそれらの組み合わせなどにより適宜行っている。要領には、授業時間や実施方法とともに、授業の実施に当たっての留意点として、ソーシャルディスタンスに配慮した教室定員、教室、実験・実習室等の換気やアルコール消毒の徹底、体調不良の学生への対応等について記載しており、県内外の感染状況等に照らし随時改訂している（資料4-3）。

（授業科目の位置づけ（必修、選択等））

（各学位課程にふさわしい教育内容の設定）

（教養教育と専門教育の適切な配置）

【学士課程】

学士課程の教育課程は全学共通の「共通教育」と各学部・学科の「専門教育」から編成している（資料1-9 全学部：p.11）。

（1）共通教育

共通教育では、学部4年間の教育課程（学士課程）において総合的に学ぶことで広い視野から認識・思考する能力を身につけ、専門教育で修得する学問を充実したものとする教育を行う。また、大学ユニバーサル化時代における「市民性」の涵養をも視野に入れ、教育課程を編成している。

共通教育の体系としては、大学で学ぶための、また社会で行動していくための基礎能力を育成するための<基盤科目>と、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識等を幅広く学び、様々な角度から物事を見ることができる能力を培うことで豊かな人間性を養う、いわゆる教養教育を展開する<教養科目>を配置し、さらに、基盤科目は、「外国語」、「健康スポーツ科学」、「情報処理」、「キャリアデザイン」、「地域理解とリーダーシップ」の 5 分野に、教養科目は、「人間と文化」、「自然と環境」、「社会と世界」の 3 分野に分類している。

これらの共通科目は 1 年次から 2 年次にかけて学修するよう、必修科目及び選択必修科目として、科目を配置している。

科目分野ごとの目的及び科目配置の考え方、教育内容は次のとおりである。

<基盤科目>

全学生が履修する必修科目及び学生の興味関心や学修のレベルに応じて履修する選択科目を配置している。

「外国語」は、国際的なコミュニケーション能力の向上及び異文化理解のため、英語と初修外国語（フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語）について、全学的な到達目標を設定し、それを踏まえて、各学部・学科（専攻）の到達目標を設定、文学部英語英米文学科を除く全学科（専攻）で 2 年次まで英語を必修として、科目を配置している。なお、初修外国語の履修については各学科・専攻での位置付けに応じて、必修あるいは英語又は初修外国語の履修の選択としている。

「健康スポーツ科学」は、自己の健康を自分自身で管理していくこと、また、健康維持や余暇活動に対するスポーツの有効性について理解を深めるとともに、生命の仕組みや不思議さ・巧みさに関心を持ち、将来に渡り「からだと脳の健康」のために行動できる知識を得ることを目的に講義及び実習科目を学部により必修又は選択必修の科目として配置している。

「情報処理」は、情報ネットワークシステムに関する理解、情報機器の活用能力の修得、情報モラルや情報セキュリティについての理解を目的として 1 年次前期に必修の科目を配置している。

「キャリアデザイン」は、高校教育から大学での学びへの転換のための教育と位置付け、大学生活が様々な分野で活躍する社会人としての自己実現のための一過程であることを認識し、主体的に自らのキャリアを構築していくための方法を学ぶことを目的に、1 年次前期から科目を配置している。これらの必修科目のほか、インターンシップを本分野に位置付け、所定の要件を満たした場合は、自由単位として認定している。キャリアデザイン教育は、第 3 期中期計画において「新キャリアデザイン教育課程実施に向けた教育課程・内容・方法の検討を行う」としており、共通教育センターのキャリアデザイン教育委員会において検討を重ねている（資料 1-12【ウェブ】：p.4 計画番号 17 番）。

「地域理解とリーダーシップ」は、本学の理念の一つでもある「地域性の重視」の教育面での取組として、本学の特徴的な教育である。熊本の自然や文化、社会に対する理解に立ち、専門の枠を超えて、自ら課題を認識・発見し、“地域づくりのキーパーソン”として地域の人々と協働して課題解決に取り組む人材を育成するという「もやいすと育成プログラム」の中核をなす科目分野である。地域への知識・理解を深め、他者と共生・協働する重要性を認識し、それらを基盤としながら発展的に応用しうる実践的能力を獲得することを目的としている。選択必修科目として配置している地域理解のための講義科目だけではなく、体験学習、成果発表を含む授業「もやいすと（地域）ジュニア育成」及び「もやいすと（防災）ジュニア育成」を全学生の 1 年次の必修科目として課している。更に実践

的な能力を身につけたい学生を対象に、2 年次科目も選択科目として配置している（資料 4-4【ウェブ】）。

2019（令和元）年度には、グローバルな視点で考えることができ、高い専門性と英語力・コミュニケーション能力を持ち、外国と熊本、外国と日本、いろいろな地域を結びつける人材を育成するために、「Kumamoto Studies」や「もやいすとシニア（グローバル）育成」等、新たに 7 科目を開設するなどし、「もやいすとグローバル育成プログラム」として 2 年次から 4 年次に至るまでの体系的なプログラムを設け、2020（令和 2）年度入学者から提供している（資料 4-5【ウェブ】）。

＜教養科目＞

「人間と文化」、「自然と環境」、「社会と世界」の 3 分野に多彩な科目を配置している。学生は、それぞれの興味関心に応じ、各分野から 1 科目以上を履修し、専門分野の枠を超えて幅広く学ぶ。3 分野の目的は次のとおりである。

「人間と文化」は、豊かな人間性を涵養するため、人間の本質に対する洞察を深め、精神的活動の所産としての文化を理解することを目的としている。2021（令和 3）年度からはこの分野に日本文化に係る「日本の文化」及び「Performing Arts of Japan」を配置し、その上で後者を Japan Studies 科目（日本や熊本の文化、文学、環境、社会等に関する内容を英語で学ぶ科目）として位置づけることで、国際的視野の拡大と異文化理解の深化を図った（資料 4-6）。

「自然と環境」は、科学技術の基本的な原理や最先端の利用法に対する理解を深め、科学技術の現代社会及び環境問題との関わりについて多角的な考察を行うことを目的としている。

「社会と世界」は、法律、政治、経済、情報等様々な要因から規定されている社会が我々の生活にどのように関わっているのかを学ぶこと、また、グローバル化が進展する現代世界における経済問題・国際関係についての理解を通し、我が国の国際的位置付けや役割等について考察し、国際人としての見識を養うことを目的としている。

（2）専門教育

専門科目については、各学部・学科（専攻）の特性に応じ、講義、演習、実習、実験等を順次性に配慮し、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目として、体系的に配置している（資料 1-9 文学部：p.24・p.32、環境共生学部：p.25、総合管理学部：p.26）。

《各学部の専門科目群》

学部	専門科目群
文学部	「人文基礎」、「主要科目」、「学部共通科目」、「演習」、「特殊研究」、「卒業論文」
環境共生学部	「学科共通科目（導入科目、環境共生総合演習、情報処理実習）」、「専攻専門科目（基礎科目、展開科目、卒業研究）」
総合管理学部	「基礎総合管理科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「専門演習」、「卒業論文」

文学部においては、「人文基礎」は、「人文学」や「主要分野」を支える基盤的知識を身につけるために、1 年次の「学部共通科目」として 4 科目（「文学研究への招待」、「知識と方法」、「言語基礎論」、「歴史基礎論」）を配置し、内 2 科目を選択必修としている。また、各学科の専門領域を越えた幅広い知識と技能を習得することを目的とする「学部共通科目」についても 8 単位を選択必修としている。1 年次から 4 年次にかけて、順次「主要科目」、「学部共通科目」、「演習」、「特殊研究」というように、知識、方法論、読解技能、並びに発表技術を積み上げ、学士課程の最終成果である「卒業論文」に繋がるよう体系的に科目を配置している。なお、同学部英語英米文学科においては、「主要科目」の一区分である「現代英語運用」の 1、2 年次科目を編成し直し、2021（令和 3）年度から、内容言語統合型学習を取り入れ、「読む・書く・聞く・話す」の 4 技能の連携を図りながら批判的思考能力や問題発見解決能力を涵養し、かつ学問的専門領域との融合を目指すカリキュラムとした。新規科目「Seminar for Cultural Literacy (SCL) I, II」（1 年次前期、後期）及び「Seminar for Critical Thinking (SCT) I, II」（1 年次前期、後期）がそれに当たり、2 年次の「Seminar for Core Subjects (SCS) A, B」（2 年次前期、後期）に引き継がれる。2 年次においては、より高度な英語運用能力の習得とともに、内容言語統合型学習によって身に付けた能力を基盤に、4 技能を駆使して学問的専門領域の入門的内容を学修することとした（資料 4-7）。

環境共生学部においては、環境共生に関わる諸問題の全体像を認識し、各領域の位置づけを理解するために、「導入科目」として、「環境共生論」、「現代生活と環境問題」、「居住環境を創る」及び「食と環境」を、実証的教育の導入として「フィールドワーク」を、円滑な文書作成及びデータ処理に関わる基礎的教育のために「情報処理実習」を 1 年次に配置している。また、3 年次前期までに修得した知識と経験の上に立って、改めて環境共生に関わる諸問題を考え直し、これらの問題に自主的に取り組む科目として、ゼミ形式による「環境共生総合演習」を 3 年次後期に配置している。学科共通科目の「導入科目」で得られる知識を具体的に各専門領域で展開し専門性を涵養するため、専門的知識と技術を修得する科目として、「基礎科目」、「展開科目」及び「卒業研究（必修科目）」から成る各専攻の「専攻専門科目」を配置している。

総合管理学部においては、総合管理を系統立てて段階的に学べるようにしており、「基礎総合管理科目」は、総合管理の見取り図を把握させるとともに、総合管理的思考を養成するための科目で、1～2 年次に配置し、必修科目を含め 5 単位以上を修得することとしている。「基幹科目」は、総合管理を実践するスキル（コミュニケーション、情報処理、調査・分析等）養成及び多様な分野へと展開していく土台となる科目を低学年に配置するものである。総合管理の基盤として特に重視する社会学、行政学、社会福祉学、経営学及び情報学を必修科目としている。「展開科目」は、学生の興味や関心に応じて選択できる科目を高学年に配置するものである。公共・福祉、ビジネス、情報の 3 分野で構成すると共に地域社会（ローカル）と国際社会（グローバル）を志向した科目をそれぞれ配置している。「専門演習」は少人数のグループに分かれ、問題の発見、分析、解決策の策定等に関する能力を育成するための科目で、必修 10 単位を修得することとし、それらの集大成として卒業時に全員が「卒業論文」の作成を行うこととしている。

（3）教職課程

全学科について、教職課程の認定を受けており、希望する学生は、各学科の教育課程及び教

職に関する科目を履修することで、それぞれの学科の専門分野に関連する教科についての中学校・高等学校教諭一種免許状あるいは栄養教諭一種免許状を取得することができるよう、科目を配置している（資料 4-8【ウェブ】）。本学で取得できる免許状の種類は以下のとおり。

《熊本県立大学で取得できる免許状の種類》

学部	学科	免許状の種類	教科
文学部	日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	英語英米文学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
環境共生学部	環境共生学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	農業
	(食健康環境学専攻)	栄養教諭一種免許状	
総合管理学部	総合管理学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	商業
		高等学校教諭一種免許状	情報

（初年次教育、高大接続への配慮）

初年次教育として、基盤教育の「キャリアデザイン」分野において、「プレゼミナール」（必修科目）を開講している。大学で学ぶとはどういうことか、その導入としての授業であり、与えられた課題をこなしていくだけの受動的な学習ではなく、主体的に学習すること、自分で課題を設定し、自ら調べ、結論を導き出すためのスキルを入学後直ちに習得することを目的としている。（資料 4-9）。

（コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等）

【博士前期課程・博士後期課程】

大学院においては、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて高度な学術を修得した有為の人材を育成する」という教育目標を達成するため、各研究科において、必要な専攻の科目と論文作成のための研究指導の科目を 1 年次から体系的に配置している（資料 1-9 文学研究科・環境共生学研究科：pp.6-7、アドミニストレーション研究科：p.8）。

例えば、環境共生学研究科博士前期課程では、学部の 3 専攻を母体として更に発展させるために、各専攻を母体としてさらなる展開を期待する発展型の領域と、各専攻を基礎として総合化を期待する融合型の領域に 4 分野（発展型領域：環境科学分野、空間システム学分野、栄養・健康学分野、融合型領域：地域資源活用学分野）を設けている。学生は、それらの 4 分野に配置された講義から 12 単位を選択、履修し、研究指導教員による修士論文作成に対する研究指

導を含む「特別研究」8単位（2年間を通じ）、これら4分野を網羅した「環境共生学特論」2単位を、必修科目として履修する。また、環境共生学演習を5科目配置し、そのうち、英語科学論文の理解、英語論文作成能力育成のための1科目2単位及び環境共生に関する最新のトピックスの総説を作成、セミナーで発表する2科目4単位、ならびに各研究室で行われているゼミを活用し、論文紹介、研究カンファレンス等を行う1科目2単位を必修としている（資料 1-9 環境共生学研究科：p.14）。

アドミニストレーション研究科博士後期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的知識と高度な手法を用いて創造的に解決でき、アドミニストレーションの理論の発展を担う高度専門職業人及び研究者を養成するため、「公共・福祉」、「ビジネス」、「情報」の3分野で編成している。なお、看護分野は「公共・福祉分野」に含まれる。「特別演習」と「特別研究」に分類し編成しており、「特別演習」のうち4単位は指導教員の担当する科目（Ⅰ、Ⅱ）とし、残り4単位以上は他の分野の科目（同じ科目のⅠ、Ⅱ）を履修する必要がある。「特別研究」は、現代社会における様々な問題に対して研究課題を適切に設定し、様々な学問分野との協働を図りながら研究課題を多角的・総合的に分析する研究遂行能力を涵養するとともに、博士論文の作成に向けた指導を行うために「特別研究」を配置している（資料 1-9 アドミニストレーション研究科：pp.19-21）。

各研究科・課程のコースワーク及びリサーチワークは以下のとおり。

《各研究科・課程のコースワーク及びリサーチワーク》

研究科	課程	コースワーク	リサーチワーク
文学研究科	博士前期課程	特殊講義	特別演習
	博士後期課程	日本語学研究Ⅰ、英語学研究Ⅰ等	特別研究
環境共生学研究科	博士前期課程	環境共生学特論 環境共生学演習 等	特別研究
	博士後期課程	生態系環境共生特別演習、居住系環境共生特別演習、食健康系環境共生特別演習	特別研究
アドミニストレーション研究科	博士前期課程	アドミニストレーション特殊講義、アドミニストレーション研究方法論、特殊講義	特別研究
	博士後期課程	特別演習	特別研究

また、大学院博士前期課程では、全研究科において、一種免許状を取得した学生が一定の科目を履修することで、専修免許状を取得できるよう、科目を配置している（資料 4-8 【ウェブ】）。

本学大学院で取得できる免許状の種類は以下のとおり。

《熊本県立大学大学院で取得できる免許状の種類》

大学院	免許状の種類	教科
文学研究科	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	国語
	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
環境共生学研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭
アドミニストレーション研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	公民

（教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行うこととしており、教育課程の編成についても毎年度検証を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

総合管理学部では、2017（平成 29）年度より時代に即した教育カリキュラムに改善するなど、定期的に教育課程の体系及び教育内容の改善に努めているが、2021（令和 3）年度は内部質保証推進委員会に「新カリキュラムの効果を検証するため、新カリキュラム完成年度である令和 2 年度卒業生全員に対し学部独自でアンケートを行った。今後、アンケート結果を踏まえて更なる学部の教育内容の改善に向けた検討を行っていくこととしている。」と報告したところである（資料 2-30）。

また、2021（令和 3）年度には、PDCA サイクルをより円滑に機能させるために、検証指標としてのアセスメントプランを策定したところであり、教育の質のさらなる向上を目指すこととしている。

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

本学のキャリアデザイン教育システムは、充実した共通教育及び専門教育のカリキュラムと様々な就職支援・資格試験対策等のプログラムを中心としたキャリアサポートとを、キャリアフオリオ（学修履歴の記録）を活用して有機的に結びつけている（資料 4-10【ウェブ】）。前述のとおり、基盤教育の「キャリアデザイン」分野において、大学で何をいかに学ぶか、その姿勢や方法を学ぶとともに、自己のキャリアを自らが継続的にデザインし続けていく能力を育成することとしており、「プレゼミナール」、「キャリア形成論」及び「インターンシップ」を配置している（資料 4-9）。

《「キャリアデザイン」分野の科目とその概要》

授業科目名	概要
プレゼミナール	大学で学ぶとはどういうことか、その導入としての授業である。 大学で要求される学習の態度、課題への取り組み方などを少人数クラスで学ぶ。
キャリア形成論	1. 将来の自分を見据え、今の自分に足りない能力や知識を認識し、今後身につけるべきものを確認することによって、学生自身が主体的に習得に取り組む動機付けを行う。 2. 授業を通じて多様なキャリアが存在することに気づかせる。 3. カリキュラムや資格についてのオリエンテーションを行う。 4. 上級生・大学院生や卒業生に、自らの大学生活を振り返りキャリア形成体験談を語ってもらう。
インターンシップ	在学中に自分の専攻分野、将来のキャリアに関連した就業体験を行う。

以上のことから、本学では教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間 又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数（〔学士〕）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（〔修士〕〔博士〕）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

（各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置）

本学では、授業時間外の学修時間を確保し、単位の実質化を図るため、全学部（環境共生学部環境共生学科食健康環境学専攻を除く）においてキャップ制を導入し、年間の履修登録上

限単位数を 49 単位と設定している（資料 4-1【ウェブ】：第 2 条の 2、資料 1-9 文学部・環境共生学部：p.13、総合管理学部：p.14）。また、上限緩和措置については学部ごとに以下のとおり設定している（資料 4-11：第 2 条 別表 1、第 3 条 別表 2）。

《キャップ制度における緩和措置》

	文学部	環境共生学部	総合管理学部
上限緩和	あり	あり	なし
緩和基準	通年 GPA3.8 以上	通年 GPA3.6 以上	
緩和単位	通年 4 単位まで		
その他	学生本人の申請による		

なお、環境共生学科食健康環境学専攻は管理栄養士養成施設であり、栄養士免許、食品衛生監視員・管理者資格並びに中学校及び高校の教員（理科・家庭科・農業・栄養教諭）の免許・資格取得のために履修科目が多いことを考慮して、講義科目と実験・実習・演習科目とをバランス良く年次配置した履修モデルを作成しており、学生への履修指導を丁寧に行うことで単位の実質化を図ることとして、履修登録科目数の制限は行っていない。

この点については、令和 3 年（2021）年度、学生の授業時間以外の学修時間が確保できていない、あるいは、1 回あたりの授業内容の密度が薄いものになっていなか、などを精査・検討した。同専攻では担任制度を導入しており、小テストやミニレポート等を通じて、各科目の学習理解度を教員が把握し、学生相談対応及び GPA 2.0 未満の成績不振者に対する丁寧な指導につなげている。特に、管理栄養士免許国家試験受験資格取得のための科目はほぼ全ての学生が履修し、管理栄養士指定必修科目計 90 単位の修得が必要である。そのため、履修モデルを作成した上で個別履修指導を行っているが、授業への理解度が十分ではない可能性もあるため、国家試験対策として、模試の結果を受けて合格点未満の学生に対して復習したものを提出させるほか、学部長、専攻長及び国家試験対策委員会副委員長（委員長は学部長）との面談を実施している。また、理解度の低い分野については、管理栄養士特別演習にて、該当分野の教員が重点的に教授している。その結果、同専攻は、他学部・他専攻と比較して、留年、休学、退学者の割合が低い（3 年次進級率 100%、入学者数に対する卒業生数の割合 95.8%（H28～R2 の平均値））ほか、教員免許取得者の割合も高く、加えて管理栄養士国家試験における合格率がこの 5 年間（H29～R3）平均で 99.0%（全国平均 93.5%）であることから、学生の授業時間以外の学修時間を確保し、高い学生の学習到達度・学習理解度を達成していると言える。このため、本専攻では引き続き、学生への履修指導を丁寧に行うことで単位の実質化を図っていくこととしている。

（シラバスの内容及び実施）

本学では、全ての授業についてシラバスを作成し、ホームページにも掲載し、授業計画を明示している（資料 4-2【ウェブ】）。シラバスには前述のとおり、「授業科目名」、「担当教員名」、「概要」、「到達目標」、「履修上の注意」、「授業実施方法」、「授業計画」、「予習・復習について」、「使用教材」、「参考文献」、「単位認定の方法」、「成績評価基準」を記載している。

学士課程の全学共通科目については、共通教育センターにおいて組織的に点検を行っている。

点検結果については、同センターで整理した後、次年度のシラバス作成に反映させるため、教務委員会に報告し、同委員会を通じて各授業担当者に対し、シラバスの自己点検を行った上でのシラバス作成を依頼することとしている（資料 4-12、資料 4-13）。

また、学士課程の全授業（ただし 10 人未満の授業やゼミ等を除く）を対象とした 2021（令和 3）年度前期授業評価アンケートにおいて、「授業内容はシラバスに沿って行われましたか」との項目を設けているが、①全て遠隔授業、②全て対面授業、③対面遠隔併用授業ごとに集計したところ、全体で 9 割を超える学生が、「そう思う」と「どちらかという、そう思う」と回答しており、授業はシラバスに記載された計画どおりに実施されていると認識していることがわかり、授業内容とシラバスの整合性は確保されていることが確認できた（資料 4-14）。

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法）

【学士課程】

学士課程においては、授業の形態を、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」及び「実技」に分け、教育目標の達成に向け、各授業科目において、適切な形態を採って授業を展開している。

（1）地域を素材とした特色ある教育

全学的に、本学の理念の一つである「地域性の重視」の教育面での取組として、地域を素材とした教育を行っている。

共通科目では、「地域理解とリーダーシップ」の分野を設け、地域理解のため、学内教員による講義だけでなく、地域社会で実際に活躍している方々による「新熊本学」4 科目や、地域理解を基礎として、他者と共生・協働する重要性を認識し、それらを基盤に応用しうる実践的能力を獲得する「もやいすと育成」のための科目を設定している。それらの科目では、地域課題の把握や課題解決に向けた体験学習、課題解決のための検討、成果発表会をグループで行う「もやいすとジュニア育成」2 科目、更に実践的なリーダーシップ能力を身につけるため、ファシリテーションをグループ学習で行う「もやいすとシニア育成」科目、熊本・日本の文化・文学、環境、社会などについて英語で学ぶ「Kumamoto Studies」、異文化理解の講義や短期英語研修から成る「もやいすとシニア（グローバル）育成」科目を配置している（資料 4-15）。

各学部の専門科目においても、フィールドワークを設定し、地域を素材に、地域に実際に出向き学修する等の地域に関係する科目を多く配置している。例えば、文学部日本語日本文学科では、言葉や文学作品の背景を体感するため、「地域踏査演習」では、舞台となった場所を訪れ、現地を調査する。このほか、「地域文献講読」や「地域文化研究」といった地域指向型の科目を配置し、地域に対する学生の関心・理解を促している。「地域文献講読」では、九州にゆかりのある文学作品をとりあげ、文献解釈の方法、文学作品と九州との関わりについて理解し、「地域文化研究」では、新聞、映画、熊本県内の各自治体史等資料を広く、多角的に求め、現在の熊本の現状と課題、あるいは、県内各地域の歴史を探り、地域を多方面から総合的に知り、分析する態度と能力を身につける（資料 4-16）。

さらに、学生 GP（2022（令和 4）年 4 月からの名称は地域連携型学生研究）として、地域企業や自治体等から募集した研究テーマを卒業研究として研究室単位のグループで行う、実社会と学生を結びつけた教育を行っている（資料 4-17【ウェブ】）。

また、上述の科目以外にも、大学と協定を締結した企業等において活躍されている方々に講師と

して正規の授業科目を担当していただく「協力講座」制度を実施しており、授業ごとのテーマに加え、大学で学ぶ知識が社会でどのように役立てられるのかなど、キャリアデザイン教育にも視点をおいて、企業が持つ実践的知識をもとに「理論」と「実践」を学ぶ科目を配置している（資料 4-18【ウェブ】：協力講座）。

（2）他学部他学科科目履修制度

学生の興味・関心に応じて他学部他学科科目を 10 単位（同一学部内の他学科・専攻の科目の場合は 20 単位）を限度として履修し、単位を修得した場合は、卒業要件単位に含めることができる（資料 1-9 文学部：p.38、環境共生学部：p.32、総合管理学部：p.28）。

（3）英語教育関係

英語科目について、学生の授業外での学修を促すため、自学自習で利用できる英語教材ソフトの活用を授業に盛り込んでいる（資料 4-19【ウェブ】）。また、実践的な英語運用能力向上のための科目として、集中的に合宿形式で学ぶ「Intensive English」を配置している（資料 4-20【ウェブ】）。

【博士前期課程・博士後期課程】

博士前期課程及び博士後期課程においては、「講義」・「演習」の授業科目及び学位論文作成等のための研究指導により教育を行っている。

（1）昼夜開講制の実施

全研究科において、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例として、昼間の授業に加え、夜間又は土曜日に授業を開講する昼夜開講制をとっている（資料 4-21【ウェブ】）。

（2）長期履修制度の実施

職業を有する等の理由から標準の修業年限での修了が困難な学生を対象に、長期履修制度を導入している。博士前期課程については、標準修業年限 2 年を最長 4 年まで、博士後期課程については、標準修業年限 3 年を最長 6 年までの範囲内で計画的に履修し修了できるようにしている（資料 4-22【ウェブ】）。

（適切な履修指導の実施）

学士課程においては、学生への学修・履修指導のため、学年担任、プレゼミナル担当教員、演習の担当教員等の担任制を設けており、特に、成績不振者（前学期の GPA が 2.0 未満）及び履修未登録者等に対して、履修指導を行っている（資料 4-23）。また、全教員が、オフィスアワーとして、週 1 回 1 時限以上の相談時間を設け、学生の相談、指導に当たるようにしている（資料 4-24【ウェブ】）。

博士前期課程及び博士後期課程においては、『履修の手引』等で学生に示している各課程、専攻の研究指導スケジュールに沿って、指導教員の指導の下、学生が、研究テーマ及び研究内容を設定し、授業科目を選択、研究計画を作成し、研究を進めていく（資料 1-9 文学研究科・環境共生学研究科：pp.6-7、アドミニストレーション研究科：p.9）。指導教員は担当する「特別演習」又は「特別研究」において、また、それ以外でも随時、学生の研究の進捗状況を確認し、研究指導を行い、論文作成指導を行っている。

そのほか、入学時には全学的なオリエンテーション（教務・学生支援関係）に加え、各研究科に

によるオリエンテーションを実施し、授業科目内容や科目履修に関するアドバイス等を行っている。また、必要に応じ、指導教員や大学院教務担当教員等が履修に関する相談に応じている。

（授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数）

各学部とも授業形態・内容に応じた適切な規模での授業を実施している。

例えば、文学部英語英米文学科では、「主要科目」の「現代英語運用」は内容言語統合型学習によって「読む」、「書く」、「聴く」、「話す」、の 4 技能の連携を図る科目と、レベル別・スキル別に分けた科目を 1 年次から 4 年次までバランスよく配当し、批判的思考能力や問題発見解決能力を涵養しつつ、総合的な英語運用力の基盤が形成可能な形態となっている。内容言語統合型学習を組み込んだ科目については、1 クラス 15 名程度で実施し、問題発見能力や批判的思考能力を鍛えながら、自分の意見を発信する形態となっており、学生の主体的な取組が求められている。スキル別の科目も 1 学年を 15 名程度の 3 クラスに分け、きめ細かい指導を行っている。また、総合管理学部では、1 年次から 4 年次まで一貫して、PBL（Project-Based Learning：プロジェクト型学習）など少人数でのアクティブラーニングで実践力を強化する取組を行っている。講義で知識を得るだけでなく、学生たちが主体的に参加し、トライ＆エラーを繰り返し、仲間と一緒に深く考えながら課題を解決する力を養い、少人数での議論やグループワークでの学習に全学生が取り組んでいる。

（研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施）

研究指導の標準的なスケジュールは博士前期課程、博士後期課程ともに各研究科の『履修の手引』及びホームページに掲載し、そのスケジュールに合わせて、指導教員が指導を行っている（資料 4-25【ウェブ】、資料 4-26【ウェブ】、資料 4-27【ウェブ】）。例えば、環境共生学研究科博士前期課程では、4 つの分野ごとに、当該分野の科目を中心とした履修モデルを示し、研究指導教員は修士論文の作成に有益な他の授業科目をアドバイスし、学生の研究がスムーズに進行するよう、指導している。また、文学研究科博士後期課程では、博士論文の作成に向け、研究指導教員と学生の継続的な指導体制を保證することを目的に、研究指導教員の演習科目（特別研究）12 単位を必修とし、学生は 3 年間を通じて研究指導教員の演習指導を受けることとしている。他の講義科目については、学生の研究動向を見据え、履修時期等についても研究指導教員が適切なアドバイスを与えて決定する。なお、よりきめ細かい教育を目的として、副指導教員を配置し、学生の研究の進捗状況を点検するようにしている。

（各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3 つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行うこととしており、教育の実施についても毎年度検証を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

この検証の精度を上げていく一つの手段として、入学直後、在学中、卒業時の各段階において指標となりうるデータをアセスメントプランとして設定し、さらなる教育の改善を目指していく。例えば、文学

部においては、教育方法を含む課題はまず学科を基礎単位として学科会議の中で検証を行い、将来構想委員会において学部としての検証を行っており、課題の内容に応じ、FD として取り扱うこともあれば、カリキュラムの見直しを行う場合もある。このような学部単位で行われている教育の質保証に関する検証・改善の状況は、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。

以上のことから、本学は、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると判断できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

（単位制度の趣旨に基づく単位認定）

学士課程においては、単位認定の方法と成績評価基準をシラバスに明記し、「試験に関する規程」に従って成績評価と単位認定を行っている（資料 4-28【ウェブ】）。授業は全 15 回の出席を原則とし、成績は定期試験、レポート、口述等の試験によって「秀（100 点～90 点）」、「優（89 点～80 点）」、「良（79 点～70 点）」、「可（69 点～60 点）」、「不可（59 点以下）」の 5 段階で行い、「可」以上を合格としている。また、インターンシップ（自由科目）については、合又は否の評語をもって表し、合を合格としている。

また、本学では、各科目の「秀、優、良、可、不可」の 5 段階の成績評価とは別に、授業科目ごとの成績評価（試験の得点、得点は 100 点満点）に対し以下の計算式に基づきポイントを付与し、1 単位あたりの平均を算出し、5 点満点で表記している（資料 4-1【ウェブ】：第 10 条）。

《GPA の算出方法》

科目ごと $GP = (\text{得点} - 50) / 10$ （ただし、得点が 50 以下のときは 0 とする。）

$$\text{学期ごと GPA} = \frac{[(\text{履修登録科目の単位数}) \times (\text{科目ごと GP})] \text{の総和}}{(\text{履修登録科目の単位数}) \text{の総和}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{[(\text{入学後の履修登録科目の単位数}) \times (\text{科目ごと GP})] \text{の総和}}{(\text{入学後の履修登録科目の単位数}) \text{の総和}}$$

GPA の算出方法は『履修の手引』やホームページにおいて学生に周知しているとともに、成績優秀者の表彰基準として活用するほか、前述の成績不振者に対する個人指導にも活用している（資料 4-29【ウェブ】）。さらに、キャップ制の上限緩和（文学部・環境共生学部）や上級学年配当科目の履修条件（総合管理学部）、大学院科目の履修条件（文学部・総合管理学部）、授業料の減免や奨学金関係の成績要件等の判定に利用されている（資料 1-9 文学部・環境共生学部：p.16、総合管理学部：p.17）。

博士前期課程及び博士後期課程においては、単位認定の方法と成績評価基準はシラバスに明記しており、各授業の成績は、「試験に関する規程」に基づき、「優（100 点～80 点）」、「良（79 点～70 点）」、「可（69 点～60 点）」、「不可（59 点以下）」の 4 段階に分け、可以上を合格として所定の単位を与え、不可の場合は不合格とすることとしている。研究科における授業科目の単位の修得の認定は、試験又は研究報告の成績により行うこととしており、科目によってはレポート等による成績評価も認めている。

（既修得単位等の適切な認定）

既修得単位認定については、学則第 46 条、大学院学則第 32 条及び規程等に基づき、既修得単位認定の申請に対して、申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な資料を基に、関係学科（大学院においては、関係専攻）の審査において、教育上有益と認め、教授会（大学院においては、研究科委員会）が単位認定を行い、60 単位を上限に（大学院においては 10 単位を超えない範囲において）学長が許可することとしている（資料 1-2【ウェブ】：第 46 条、資料 1-4【ウェブ】：第 32 条、資料 4-30【ウェブ】、資料 4-31【ウェブ】、資料 4-32【ウェブ】、資料 4-33【ウェブ】）。

本学では、優秀な内部進学者の確保に向け、学部と大学院との関係強化・連携を図るため、連携の仕組みとして、2016（平成 28）年度より大学院科目早期履修制度を導入している。早期履修を申請できる者は、（1）全学年後期までの累積 GPA3.0 以上で、本学大学院文学研究科への進学を目指す本学文学部 3 年次以上の学生、（2）本学大学院環境共生学研究科への進学を目指す本学環境共生学部 3 年次以上の学生、（3）3 年次前期までの累積 GPA3.5 以上で、本学大学院アドミニストレーション研究科への進学を目指す本学総合管理学部 4 年次生で、早期履修生が履修した大学院授業科目については、学部の自由科目の単位として認定することができる。また、文学研究科英語英米文学専攻及びアドミニストレーション研究科の授業科目について早期履修生が履修し認定された単位については、当該専攻に入学した場合に限り、当該専攻の単位として認定の上、修了要件の単位に含めることができる（資料 4-34【ウェブ】）。

（成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置）

成績評価の客観性、厳格性を担保するため、試験を厳格に実施している。「定期試験の受験心得」において、「学生が試験において不正行為を行った場合は、試験に関する規程第 7 条の規定に基づき、その学期に履修した全科目の単位を無効とする。さらに学則第 61 条の規定に基づき、退学、停学等の懲戒処分を受けることがある」としている（資料 4-35【ウェブ】：2）。

2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度には新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した対面による定期試験と併せて、感染拡大期には課題に対して作成されたレポートの評価等による成績評価も実施した。また、新型コロナウイルス感染症への感染の危惧、あるいはワクチン接種及びその副反応等による対面式試験への欠席の配慮についても、他の学生との公平性を鑑みつつ対応するよう通知した（資料 4-36）。

（卒業・修了要件の明示）

卒業・修了要件については、学則第 49 条及び大学院学則第 34 条に以下のとおり明示している（資料 1-2【ウェブ】：第 49 条、資料 1-4【ウェブ】：第 34 条）。

《卒業要件及び修了要件》

卒業要件	本学に4年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、文学部は125単位以上、環境共生学部は136単位以上、総合管理学部は127単位以上を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定する。
修了要件 （博士前期課程）	当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
（博士後期課程）	当該課程に3年以上在学し、文学研究科及び環境共生学研究科にあつては16単位以上を、アドミニストレーション研究科にあつては20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

これらの要件については、各学部・研究科の『履修の手引』に明示し、入学当初のオリエンテーションにおいて学生に周知している。なお、進級要件についても各学部の『履修の手引』に明示し、入学当初のオリエンテーションにおいて学生に周知している（資料 1-9 文学部：p.25・p.33、環境共生学部：pp.33-34、総合管理学部：p.29）。

（成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定及びその他全学内部質保証推進組織等との関わり）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の

内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

また、アセスメントプランにおいて設定した指標に基づき各学部で検証を行った結果、成績評価、単位認定に関して課題が認められれば、各学部において対応を検討のうえ、その結果を内部質保証委員会に報告し、必要に応じて内部質保証委員会から各学部へ助言を行うことも想定している。

（学位論文審査基準の明示・公表）

各学部・学科の卒業論文は、以下の観点から評価することとしている。

《各学部・学科（専攻）の卒業論文の審査基準》

文学部	日本語日本文学科	1. 書式要項通りの形式と分量になっているか。 2. 研究テーマ・目的・問題設定が明確であるか。 3. 論理的整合性が保たれた論述になっているか。 4. 先行研究の到達を踏まえ、新たな知見を提出しているか。
	英語英米文学科	1. 形式（要項に従っている） 2. 問題設定（研究テーマ・目的・問題が明確である） 3. 論理（論理的に論述ができている） 4. 独自性（自分の考えや考察が示されている） 5. 先行研究（英語文献2件以上を参照、引用している） 6. スキル（英語日本語について、読みやすく書けている）
環境共生学部	環境共生学科 環境資源学専攻 食健康環境学専攻	実験・調査計画の作成、既存学術論文の検索・参照、実験・調査に関連するデータの作成・解析・考察、論文の作成とプレゼンテーションの習得ができているかを評価基準とし、研究に対する姿勢及び活動状況（30％）、研究発表の内容（30％）、ならびに研究論文内容（40％）を総合的に評価する。
	環境共生学科 居住環境学専攻	実験・調査・設計計画の作成、既往研究や関連する文献の検索、実験・調査・設計に関連するデータの作成と分析、論文・設計の作成とプレゼンテーションの習得ができているかを評価基準とし、研究に対する姿勢及び活動状況（30％）、研究発表の内容（30％）、並びに研究論文または設計の内容（40％）を総合的に評価する。
総合管理学部	総合管理学科	1. 総字数が 20,000 字を超えている。 2. 表紙・目次・ページ番号が付いている。 3. 数点以上の一般刊行書籍、雑誌・新聞記事等を参照して、当該論文テーマに関する先行研究をレビューしており、また、それらの文献・資料名が明記されている。4. 論文テーマに即して適切な問題提起、章立て・構成がなされ、論理的に文章が書かれており、結論も明晰である。

		5. 論述に際して剽窃(盗用)や資料のコピー・アンド・ペーストなどはされていない。 6. 引用部分等の必要箇所について適切な注記が付けられている。 以上の諸点を満たしていれば 60 点(可)以上が与えられる。 なおかつ、その上でとくに以下の(1)～(4)に掲げた評価基準に合致していると指導教員が判断した場合には、それぞれの程度に応じて、70～79 点(良)、80～89 点(優)、90～100 点(秀)が与えられるものとする。 (1)テーマ設定、構成、問題提起などに独創性が認められる。 (2)文献による調査だけでなく、論文執筆者自身もしくは共同研究者とともにに行った調査(フィールド調査、アンケート、聞き取り等)や実験の結果などが反映されている。 (3)関連する外国語文献や一次資料を複数かつ幅広く参照している。 (4)学術的見地から新たな知見が得られているなど高く評価できる。
--	--	---

卒業論文の評価基準は、『シラバス』に掲載し、学生に明示している(資料 4-37)。

修士論文及び博士論文については、それぞれ、各研究科で評価基準を定め、それぞれの基準により評価している(資料 4-38、資料 4-39、資料 4-40)。

《各研究科・専攻の修士論文・博士論文の審査基準》

文学研究科 日本語日本文学専攻 英語英米文学専攻	博士前期課程	1. 審査対象となる論文は、学術論文としての体裁や手法を正しく用いていること。 2. 審査対象となる論文は、先行研究を踏まえ、独自性、新規性が認められるものであること。 3. 審査対象となる論文は、テーマや内容に発展の可能性が認められること。 以上について、総合的に判断する。
	博士後期課程	1. 審査対象となる論文は、先行研究から見て、独自性、新規性が指摘されるものであること。 2. 審査対象となる論文は、論理的かつ分析的で、学術的な価値の高いものであること。 3. 審査対象となる論文は、その専門の学界において高く評価されるものであること。 以上について、総合的に判断する。
環境共生学研究科	博士前期課程	1. 審査対象となる論文は、環境共生に関わるテーマを科学的に研究した成果をまとめたものであること。

		2. 審査対象となる論文は、学術的価値が認められるものであること。 3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。
	博士後期課程	1. 審査対象となる論文は、独創性・新規性が認められるものであること。 2. 審査対象となる論文は、学術的価値が高いものであること。 3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。
アドミニストレーション研究科	博士前期課程	1. テーマに相応しい研究方法を用いている。 2. 新奇性および独創性が認められる。 3. 学術的価値が認められるものである。
	博士後期課程	1. 研究テーマに相応しい適切な研究方法や論証方法に基づいて分析・考察が行われている。 2. 学界への寄与、研究の新奇性および独創性が認められる。 3. 学術的価値が高いものである。

修士論文評価基準及び博士論文評価基準は『履修の手引』や学位申請者向けに作成した冊子及びホームページに掲載し、学生に明示している（資料 1-9 文学研究科：pp.9-10、資料 4-41、資料 4-42、資料 4-43、資料 4-44、資料 4-45【ウェブ】、資料 4-46【ウェブ】、資料 4-47【ウェブ】）。

（学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置）

学位審査は、各研究科の専門性に応じて適切な審査委員が審査を行い、各研究科が定める基準に基づいた適切な審査を実施することで、学位審査の客観性及び厳格性を担保している（資料 4-38、資料 4-39、資料 4-40）。大学院における修了認定については、大学院学則において、課程の修了の認定は研究科委員会の議を経て学長が行うこと、博士前期課程の修了者に修士、博士後期課程の修了者に博士の学位を授与すると規定している。

修士論文については、学位審査委員会（主査 1 名、副査 2 名）による修士論文の審査及び最終試験である発表会（口頭試問）の内容を各研究科で定めた修士論文評価基準に基づき合否を判定し、各研究科委員会において修士学位認定を行っている。

博士論文については、学位審査委員会（主査 1 名、副査 2 名）による博士論文の審査及び公開口頭試問の内容を各研究科で定めた博士論文評価基準に基づき合否を判定し、各研究科委員会において博士学位認定を行っている。

（学位授与に係る責任体制及び手続の明示）

（適切な学位授与）

学士課程における卒業認定については、学則第 49 条において、4 年以上在学し、所定の授業科目を履修、単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が認定すると規定している。また、同条において、学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書及び学士の学位を授与することを規

定している（資料 1-2【ウェブ】：第 49 条）。

大学院における修了認定については、大学院学則第 34 条において、博士前期課程については 2 年以上、博士後期課程については 3 年以上在学し、それぞれ所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の修了認定については修士論文、博士後期課程の修了認定については博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件として規定している。また、同第 35 条において学位論文の審査及び最終試験について、同第 36 条及び第 37 条において、課程の修了の認定は研究科委員会の議を経て学長が行うこと、博士前期課程の修了者に修士、博士後期課程の修了者に博士の学位を授与すると規定している（資料 1-4【ウェブ】：第 34 条～第 37 条）。

また、学位規程により、本学において授与する学位は学士、修士及び博士としており、同規程第 5 条～第 7 条において、学位論文の提出、審査の内容、学長から研究科委員会への審査の付託等について規定している（資料 4-48【ウェブ】：第 5 条～第 7 条）。

《学位一覧》

学位の別	学部、研究科、課程等の別	専攻分野の名称
学 士	文 学 部 環境共生学部 総合管理学部	文 学 環境共生学 総合管理学
修 士	文学研究科博士前期課程 環境共生学研究科博士前期課程 アドミニストレーション研究科博士前期課程	文 学 環境共生学 アドミニストレーション
博 士	文学研究科博士後期課程 環境共生学研究科博士後期課程 アドミニストレーション研究科博士後期課程	文 学 環境共生学 アドミニストレーション

（学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等との関わり）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3 つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

また、アセスメントプランにおいて設定した指標に基づき各学部で検証を行った結果、学位授与に関して課題が認められれば、各学部において対応を検討の上、その結果を内部質保証委員会に報告し、必要に応じて内部質保証委員会から各学部へ助言を行うことも想定している。

以上のことから、本学は成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

（各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定）

（学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発）

【学士課程】

学士課程においては、卒業に当たっての目標を学位授与方針に示しており、教育課程全体を通して、目標の達成に努めるとともに、卒業論文の評価を含む卒業要件単位の認定をもって、学修成果の評価指標として測定している。また、学修成果については、全学（学士課程）の教育課程編成・実施の方針に以下のように定めており、各学部、各学科の教育課程編成・実施の方針にも同様に定めている。

《全学（学士課程）の教育課程編成・実施の方針（抜粋）》

学修成果の評価

学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げる資質・能力の修得状況を、授業、学科、学部、大学のそれぞれにおいて把握し、それに基づいて、授業、学科、学部、大学の各教育課程における学修成果を評価する。

- ・ 授業の単位認定は、「シラバス」に定める成績評価基準により担当教員が行う。
- ・ 授業の学修成果は、「シラバス」に定める成績評価基準と学生自身の自己評価に基づいて評価する。
- ・ 学科、学部としての学修成果は、個々の授業における学修成果の集計と学生の学修状況に基づき、学科、学部独自の評価方法を加味し、総合的に評価する。
- ・ 大学としての学修成果は、授業、学科、学部としての学修成果に基づき、総合的に評価する。
- ・ 専門教育の到達は、各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づく評価表等を用いた卒業論文評価により確認する。

2020（令和 2）年度には各授業の内容と学位授与方針の関連性を数値化し、令和 3 年度からホームページで公開し、学生自ら、学位授与方針の達成状況を把握できるようにした（資料 4-49、資料 2-12【ウェブ】）。また、2021（令和 3）年度にはアセスメントプランを策定し、入学時・直後、在学時、卒業時・卒業後の学生の意欲・能力などを把握するために有効と考えられるデータを指標として設定し、年度推移や相関関係等を注視しながら、より良い教育の実現に向けた取組を検討する際の資料とすることとした（資料 4-50、資料 4-51【ウェブ】）。以下のとおり、数値データをアセスメントの指標とし、今後、必要に応じて項目の精査・見直しを行うこととしている。

《熊本県立大学アセスメントプラン》

	入学前・入学直後 Admission 検討のための 指標	在学中 Curriculum 検討のための 指標	卒業時 Diploma 検討のための 指標
大 学 全 体 レベル	合格者の入学時の学力 ・ 選抜ごとの平均点 学修態度・意欲など ・ 高校 3 年時の授業以外 の学習時間／日（新入生 アンケート） ・ アセスメントテスト （PROG テスト：1 年生）	学力 ・ GPA の平均値（学期ご と・年間の累計） ・ 修得単位数の平均値 （ “ ” ） ・ 成業の見込みなしによ る退学率 学修態度・意欲など ・ 授業の予習復習に要す る時間／日 ・ 学修意欲の喪失による 退学率・休学率 （在学生アンケート） ・ 予習復習以外の学修に 要する時間／日 （在学生アンケート） ・ アセスメントテスト （PROG テスト：3 年生）	学力 ・ 卒業論文の得点の 平均値 ・ 向上した能力（卒業生 アンケート） ・ 効果的だった授業 形式（ “ ” ） 学修態度・意欲など ・ 学修の姿勢（卒業生 アンケート） キャリア形成 ・ 就職率 ・ 進学率
学 部 ・ 学 科 ・ 専攻レ ベル	（上記の学部ごとの数 値）	（上記の学部ごとの数値 のほか） 【文学部英語英米文学 科】 ・ TOEFL ITP®テスト （440 点）の達成率	（上記の学部ごとの 数値のほか） 【文学部英語英米文 学科】 ・ 卒論の英語での執 筆率

		【環境共生学部】 ・進級率（2 年から 3 年） ・卒論着手率（3 年から 4 年） ・卒業率（卒業生/入学生）	
授 業 科 目 レ ベ ル	—	成績評価 授業評価アンケート DP に示されている各分野の達成度（シラバスに示されている数値）	・学科・専攻ごとの標準的な DP の達成度（シラバスをもとに数値化し設定） →学生が卒業までに履修した授業による自らの DP の達成度を意識するとともに、各年度履修計画を立てる際の目安として活用

- ・上記の数値データをアセスメントの指標とし、必要に応じて項目の精査・見直しを行う。
 - ・データについては教務入試課、IR 室など関係所属から各学部、共通教育センターに提供する。
 - ・各学部、共通教育センターにおいては、数値の年度推移等を踏まえ、必要に応じて対策を実施する。その取組内容については内部質保証推進委員会に報告する。
- ※上記の数値については現在も資料提供しているが、今後は上記の指標として位置づけ積極的に活用する。

大学全体レベルとして、GPA については、各学科の年次別の分布等を教務委員会で示し、学科での教育成果を測る指標にも用いている（資料 4-52）。1 年生全員及び 3 年生全員対象に、株式会社リアセックの PROG テストを 2013（平成 25）年度から実施している。同テストは、如何なる職業についても適応可能な能力として産業界から求められる汎用的技能をリテラシーとコンピテンシーに分けて評価するものであり、同テストの結果と、大学独自の学生生活実態調査、GPA 等のデータを合わせて分析することで、汎用的技能を向上させる本学の教育効果を明らかにし、それを基に教育改善につなげていくこととしている。なお、同テストの結果は、受験した学生全員に返却し、特に、1 年生に対しては、「キャリア形成論」の授業において今後の学修への助言も行いながら解説を行っている。また、学生の自己評価として、4 年生（卒業予定者）を対象に卒業論文提出時にアンケート調査を行っている。学生の内省を促しつつ、学修の成果を測る設問としてより適切な項目とするため、「どのくらい能力を向上できたか」を測定する設問としており、2020（令和 2）年度に実施したアンケートの結果は、次のとおりである。「幅広い知識・教養」は回答者の 89.9%、「問題抽出力（問題に気付く力）」は 74.9%、「コミュニケーション能力」82.3%、「プレゼンテーション能力」78.1%、「専門分野や学科の知識」は 86.3%の学生が能力の向上を実感しているなど、学位授与方針に掲げる資質・能力の習得についての自己評価が一定の水準を保っている一方で、「外国語運用能力（日常会話程度）」32.7%、「国際社会への興味・関心」50.8%、「異文化に関する知識・理

解」59.5%など、異文化の理解・コミュニケーション能力の向上に関しては、やや低い水準の自己評価となっている（資料 4-53）。

学部・学科・専攻レベルとして、例えば、文学部英語英米文学科では、学修到達の測定のため、TOEFL ITP®テストを入学時から4年次まで原則として毎年1度受験、希望者にはさらに1度受験させ、英語力の伸長を測っている（資料 4-54）。また、環境共生学部環境共生学科食健康環境学専攻では、管理栄養士養成施設の指定を受けており、学修成果の指標として、管理栄養士国家試験の合格率（新卒）90%以上を目標として設定している。学部内に管理栄養士国家試験対策委員会を2013（平成 25）年度より設置し、年々高度化する管理栄養士国家試験に対する学生への指導を強化した。その結果、2013（平成 25）年度以降、目標として設定している90%以上の合格率をほぼ達成し、2019（令和元）年度は100%、2020（令和2）年度には97.5%（1名不合格）の合格率であり、管理栄養士養成に関する成果をあげた（資料 4-55）。

授業科目レベルとして、授業評価アンケートで、学生からの授業に対する評価項目以外に、学生自身の当該授業に関する学修の点検項目を設定している。2021（令和 3）年度前期アンケートにおいては「授業内容の習得」への実感について、全て遠隔授業、全て対面授業、対面・遠隔併用授業の単位で集計を行ったが、全て87%以上の学生が「実感できている」、または「どちらかという実感できている」と回答している（資料 4-14）。また、学科・専攻ごとに、標準的な学生の卒業時点における「標準的な学位授与方針の達成度」を数値化した（資料 4-56）。これを学内に公開することで、学生に対しては自身の資質・能力の修得状況を確認できる指標としての活用を期待するとともに（資料 4-57）、学部においては提供している授業の分野ごとのバランスを確認する基準とするなど、アセスメントプランの指標の一つとして活用することとしている。

【博士前期課程・博士後期課程】

博士前期課程及び博士後期課程においては、修了に当たっての目標を各研究科の学位授与方針に示しており、教育課程全体を通して、目標の達成に努めるとともに、学位論文の評価を含む修了要件単位の認定をもって、学修成果の評価指標として測定している。また、学修成果については、各研究科の教育課程編成・実施の方針において、個々の授業における学修成果の評価は、シラバスに定める成績評価基準により担当教員が行うこと、学位論文の審査は、それぞれの論文評価基準により行うことを明示している。

2021（令和 3）年度には大学院アセスメントプランを策定し、学生の意欲・能力等を把握するために有効と考えられるデータを指標として設定し、年度推移や相関関係等を注視しながら、より良い教育の実現に向けた取組を検討する際の資料とすることとした（資料 4-50、資料 4-51【ウェブ】）、資料 4-58、資料 4-59）。以下のとおり、数値データをアセスメントの指標とし、必要に応じて項目の精査・見直しを行うこととしている。

《熊本県立大学大学院アセスメントプラン》

	入学前・入学直後 Admission 検討のための 指標	在学中 Curriculum 検討のための 指標	卒業時 Diploma 検討のための 指標
各研究科 レベル	入学者の入試平均点	【文学研究科】 ・論文中間報告会における達成度※1 【環境共生学研究科】 (博士前期課程) ・GPA ・環境共生学演習Ⅲ及びⅣの成績 (博士後期課程) ・第一次中間発表会における達成度 【アドミニストレーション研究科】 ・論文中間報告会における達成度	学力 ・修了者数 ・修了論文の得点の平均値
授業科目 レベル	—	成績評価※2 DP に示されている各分野の達成度(シラバスに示されている数値)※3	・研究科・専攻ごとの標準的な DP の達成度(シラバスをもとに数値化し設定) →修了までに自らが履修した授業の単位取得による DP の各分野の達成状況を確認するための指標

・上記の数値データを教務入試課等の関係機関から各研究科に提供することでアセスメントの指標とし、必要に応じて項目の精査・見直しを行う。

・各研究科において、数値の年度推移等を踏まえ、必要に応じて対策を実施。

※1 Diploma 達成の割合を研究科で把握する。修了論文諮問時までの学力の伸長を図るための参考データとしても活用する。

※2 授業科目ごとに通常行われる成績評価

※3 各研究科においては、提供されている授業科目全体としての DP の分野別の達成度等に偏りがある場合など、検討を行う必要が生じた場合に指標の一つとして主に活用する。

（学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行うこととしており、学修成果の把握及び評価の取組についても毎年度検証を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

2019（令和元）年度第2回内部質保証推進委員会において、本学における教育の内部質保証の有効性について検証したところ、学修成果の測定に課題があることが判明し、全学部において、改善を図るために全学的な学修成果の測定方法を新たに開発する必要があると助言した（資料4-60）。2020（令和2）年度から学科（専攻）特性を考慮した学習評価指標の検討を行った。2021（令和3）年度には各学部・研究科・共通教育センターの検証の精度を上げるためアセスメントプランを作成し、指標の設定を行った。アセスメントプランについては学生が所属学部の平均的な学生の数値と比較などの視点も含めて、自らの能力の向上について把握する指標となっているとも考えており、学生に対する学修成果の可視化を一步進めたものであると認識している。

以上のことから、本学は学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用**

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（学習成果の測定結果の適切な活用）

入学直後、在学中、卒業直前という段階において、大学全体、各学部・センター、学科専攻というレベルで、検証を行うに当たって有効と思われるデータとしてGPA、学生自らの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成感などを指標として設定し（アセスメントプランの策定）、点検・評価を行うこととしている。指標となるデータに関してはIR室・教務入試課等関係所属から各学部、センターに提供し、各自点検を行ってもらうが、点検の観点としては、年度推移を通して長期的に悪化の傾向が見られるか否かなどがポイントであると考えられる。点検により何らかの取組の必要が生じた際には、全学的な内部質保証推進組織である「内部質保証推進委員会」において、各学部・センターの課題・取組内容を把握し、必要に応じて助言を行う。併せて、学生に対しては、各授業科目の履修による学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を認識できるように、分野ごとに3段階で表示している（資料2-12【ウェブ】）。

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

各学部・研究科・全学教育推進センターは、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、大学の理念、目的、3つのポリシーに基づいた教育研究活動が行われているか検証するため、教育の内部質保証に関するチェックリストを用いた点検を行い、内部質保証推進委員会に報告することとなっている（資料 2-30）。内部質保証推進委員会による検証の結果、課題や問題があれば、改善・見直しに向け、同委員会からフィードバックを受けることとなっている。

「教育の内部質保証チェックリスト」による検証の他にも以下のとおり、点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っている。

<共通教育の改善>

2021（令和 3）年 4 月に共通教育センターを設置し、既存の全学の共通科目群の各科目の内容を検証し、必要に応じて内容の改訂や科目の改廃を検討し、共通教育の持続的な発展を図ることとしている。例えば、情報社会から次の社会（Society5.0 以降）への移行が進行している中、学生がデータを収集し、自らデータを利用し、必要なデータを作成する主体となるべく、ルール形成・マナー涵養・データ読解・データ活用など、主体としてデータリテラシーを身につけていくことを目的に、2022（令和 4）年度から、共通教育のスキルを重視する基盤科目の分野「情報処理」を「情報処理とデータサイエンス」とし、そこに必修科目として、「データサイエンス入門」、「データサイエンス演習」の 2 科目を開設することとした（資料 4-61）。今後も現在開講している「共通科目群」の各科目を見直し、さらに高い教育上の意義を有し、学生に魅力のあるカリキュラムに改訂していくことを目指すこととしている。

また、英語教育について、中期計画において「英語をはじめとした外国語能力の向上を図るため、必要に応じて教育課程や教育方法の改善を図る」としており（資料 1-12【ウェブ】：p.2 計画番号 6 番の②）、毎年度 1 年次の 4 月と 2 年次の 1 月に英語能力測定を実施し、英語能力の比較・検証を行っている。この検証結果も踏まえながら英語能力の向上に取り組んでおり、今後も中期計画・年度計画の進行管理の中で、検証を行っていくこととしている。

<専門教育の改善>

学部・学科の専門教育については、学部教授会・学科会議等において、定期的に教育成果を検証することとしており、その結果、教育課程の見直しが必要な場合は、教務委員会等において、全学的に検討を行い、教務委員会での審議を経て、教育研究会議において最終的に決定する体制となっている。

例えば、文学部では、2020（令和 2）年度には、それまでに各学科において課題とされていたカリキュラム上、あるいは教育方法上の問題に対処するため、カリキュラム改正案を将来構想委員会で検討し、2021（令和 3）年度からの新カリキュラムに実現した。特に、日本語日本文学科においては、日本語教育課程が法務省「日本語教育機関の告示基準」、「同解釈指針」で掲げるように、文化庁による課程の「対応済み」認定を受けていないことが判明し、それへの対応を行った。英語英米文学科では第 3 期中期計画に沿いつつ教育方法の見直しを行い、英語運用能力の育成と専門教育を融合させるカリキュラムへ改めた（資料 4-7）。また、総合管理学部では、2017（平成

29) 年度に導入した新カリキュラムの効果を検証するため、新カリキュラム完成年度である 2020 (令和 2) 年度卒業生全員に対し学部独自でアンケートを行った。当該アンケートについて、2021 (令和 3) 年 7 月に「新カリキュラムの効果の検証と今後の課題の抽出」というテーマで学部 FD を実施し、分析結果を基に意見交換を実施した。そのうえ、全学の運営調整会議で検証結果を報告した。今後、今回の検証を踏まえて更なる学部教育の改善に向けた検討を行っていく(資料 4-62)。

<教育内容・方法等の改善のための組織的な研修>

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の実施については、全学及び各学部・研究科において、FD3 ヵ年計画(現在は第 5 期:2020 (令和 2) 年度~2022 (令和 4) 年度)を定め、それに基づき、各年度の FD を企画立案・実施している(資料 4-63)。

2020 (令和 2) 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学においても遠隔授業への移行を余儀なくされたが、情報系の専門分野を有する総合管理学部が主体となり、全学の教員を対象に、遠隔授業に関する FD を以下のとおり開催した(資料 4-64)。

(1)「遠隔授業に関わる基礎的知識の習得」

遠隔授業実施時の留意点や実施方法、実行可能性や制約条件等について 3 名の教員が報告し、遠隔授業に関する基本的事項について情報を共有した。

(2)「遠隔授業実施に向けた具体的な Teams の使い方(演習)」

本学が使用することとなった Microsoft Teams でのレポート課題等による遠隔授業及びオンデマンド遠隔授業の具体的な実現方法について、総合管理学部情報部門の教員が演習を交えながら報告し、遠隔授業の具体的な進め方等について情報を共有した。

また、2021 (令和 3) 年度は、全学 FD として「令和 2 年度遠隔授業の総括と諸問題」を動画配信した(資料 4-65)。2020 (令和 2) 年度に IR 室で実施した遠隔授業アンケートにおいて、学生が遠隔授業に対してどのようなメリット・デメリット、不便さや不安を感じているのか、またどのような要望を持っているかなどの意見を収集し、そのアンケートデータを元に、PROG テストデータと GPA データを接続し分析を行い、学生の傾向と遠隔授業の成果を分析したものであった。FD で出された教職員からの意見等については内部質保証推進委員会において報告し、今後の授業方法、学生対応、学生支援等の改善に役立てることとした(資料 4-66)。

<授業評価アンケートの実施>

個々の授業については、その内容及び方法の改善のため、全 15 回の授業の 13 回目又は 14 回目に実施する「授業評価アンケート」の結果を各授業担当教員に返却しており、教員が自ら点検を行い、改善に努めることとしている。また、各教員は、アンケート結果を受けて、授業 15 回目に学生に対して回答、説明を行うこととしている(資料 2-28【ウェブ】)。

また、「授業評価アンケート」の結果は取りまとめて各学部長及び各学科長(専攻長、部門長)に通知し、結果に問題が認められる場合は、学部長あるいは学科長(専攻長、部門長)が当該教員と授業改善についての協議を行うこととしている。

「授業評価アンケート」の結果については、各授業について、設問項目ごとの集計結果表を大学

図書館に設置し学生が閲覧できるようにするとともに、集計結果の概要をホームページで公表している。

<IR 室の設置>

本学では、全学的な教育改善のための組織として「IR 室」を設置し、学生に関するデータの収集・分析、その結果の学部へのフィードバックや、教育改善のための全学的な FD 等を企画・実施している。

以上のことから、本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

(2) 長所・特色

- 本学では、「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに掲げ、地域に根ざしながら世界を見据える人材の育成に努めている。その人材育成システムを「もやいすと育成システム」と称しており、「もやいすと育成プログラム」と「もやいすとグローバル育成プログラム」から構成している。「もやいすと育成プログラム」においては、基礎的な科目を全学生が履修する必修科目として設定し、熊本の自然や文化、社会に対する理解に立ち、専門の枠を超えて、自ら課題を認識・発見し、“地域づくりのキーパーソン”として、地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材の育成を目指している。また、グローバル化の波が着実に押し寄せてきている熊本県において、グローバル人材を育成し、地域に貢献できる人材の育成・輩出が本学の使命・役割であると考え、2020（令和 2）年度に「もやいすとグローバル育成プログラム」を構築し、グローバルな視点で考えることができ、高い専門性と英語力・コミュニケーション能力を持ち、外国と熊本、外国と日本、いろいろな地域を結びつける人材の育成を目指すこととした。
- 熊本県と独立行政法人国際協力機構の間に締結された連携協定に基づき、本学においても「海外体験と高い専門性を備えた高度グローバル人材の育成」に向け、大学院教育に新たな履修モデルを設定した。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、『履修の手引』やホームページを通して適切に公表している。

また、各学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに掲げ、地域に根ざしながら世界を見据える人材の育成を行う「もやいすと育成システム」等、学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

卒業・修了要件を適切に明示し、学位論文だけでなく、学士課程の卒業論文についても審査基

準を明示し、適切な学位授与を行っている。さらに、学位授与方針に示した資質・能力に対する到達状況の把握については、アセスメントプランに基づき着実に実施していく。

第5章 学生の受入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法）

大学の理念、目的に基づき、全学（学士課程）の入学者受入れ方針を定め、各学部・学科では学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を踏まえた入学者受入れ方針を定めている（資料2-14【ウェブ】）。

全学（学士課程）の入学者受入れ方針を次のとおり定め、求める学生像を明示している。

《全学（学士課程）の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

1 熊本県立大学が求める学生

熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに、豊かな教養を備え、21世紀の地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる、有為で創造性豊かな人材の育成に全力を注いでいます。

熊本県立大学は、文、環境共生、総管理の3学部3研究科からなり、人文科学系、自然科学系、社会科学系の3つが有機的に結合した先進的な「集約型大学」です。また、「地域実学主義」を教育理念とし、「理論を現場に学ぶ」体験的、実践的学修方法であるフィールドワークや、地域課題解決と教育を結びつけた「もやいすと」育成プログラムなど、現場に学び実践力を育むための教育を展開する特色ある大学です。

この大学に学び、地域に根ざし世界に向かって羽ばたこうとする知的探究心旺盛な学生を求めています。

2 入学者選抜の実施方法

熊本県立大学は、1に掲げる本学が求める学生を適正に選抜するため、学部・学科の特性に応じて、各種の選抜方法を実施します。

各学部・学科においては、それぞれの理念・人材の養成に関する目的の下、入学者受入れ方針を定め、求める学生像及び各課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準として、高校までの幅広い基礎学力を持っていること等を明示している。例えば、総合管理学部の入学者

受入れ方針では、「社会の諸課題に興味を持ち、それを解決していこうとする意欲と態度を備えている人」や「課題解決のために、他者と協動的に活動していける人」等を受け入れ、「一般選抜」、「自己推薦型選抜」、「特別選抜」において多角的な評価視点を取り入れた選抜方法を実施することとしている。これは、「社会的諸課題の解決のために、市民としての教養的知識を身につけ、総合管理の専門知識を修得し、他者と協働して課題解決に挑むと共に、総合管理の知識を活用して社会に貢献していくことができる学生に学位を授与する」と定める同学部の学位授与方針、また、「総合管理を実践するスキル（コミュニケーション、情報処理、調査・分析等）養成及び多様な分野へと展開していく土台となる科目を低学年に配置し、地域社会、国際社会への関心を引き出し、他者と協働し問題解決していく能力育成を目的に、少人数教育の演習科目をセメスターごとに体系的に配置する」と定めている同学部の教育課程の編成・実施方針と整合している。

各研究科においては、それぞれの理念・人材の養成に関する目的の下、入学者受入れ方針を定め、求める学生像及び各課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準として、博士前期課程においては学士課程卒業程度の専門知識と能力を有していること、博士後期課程においては博士前期課程修了程度の高い専門知識と研究能力を有していること等を明示している。例えば、環境共生学部博士前期課程の入学者受入れ方針では「環境共生学研究科の理念に基づき、学部において基礎学力、プレゼンテーション能力、語学力を身に付けており、高い研究学修意欲があると認められる学生、もしくは関連分野において同等の実務経験を持つ社会人」を受け入れ、学力検査（英語、専門科目）、面接及び研究志望調書等の書類審査の結果を総合して行うこととしている。これは、「人間活動を支える場としての豊かな自然を保全しつつ、その持続的な利用をめざす環境共生に関わる諸問題を総合的に理解することができる能力を有する者で、環境共生に関わるテーマを科学的に研究し、その成果をまとめ、プレゼンテーション及び論文として公表できる能力を有する者に修士の学位を授与する」と定める同研究科の学位授与方針、また、「人間活動を支える場としての豊かな自然を保全しつつ、その持続的な利用を目指す環境共生に関わる諸問題を総合的に学修するとともに科学的に研究し、その成果をまとめ、プレゼンテーション及び論文として公表できる能力を養成する」と定めている同研究科の教育課程の編成・実施方針と整合している。

大学及び各学部・学科の入学者受入れ方針は、『大学案内』、各入学者選抜の『学生募集要項』及びホームページに掲載するとともに、オープンキャンパス、進学相談会、熊本県高等学校進学指導連絡協議会との入試懇談会等で説明している（資料 1-7：p.22、p.32、p.46、資料 2-14【ウェブ】）。なお、各学部の入学者受入れ方針について、国の高大接続改革に伴い、2019（令和元）年度に入試名称の変更を行った（資料 5-1）。

また、研究科の入学者受入れ方針は、各研究科の『学生募集要項』及びホームページに掲載している（資料 2-14【ウェブ】）。

以上のことから、本学は学生の受入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定）

【学部】

（1）学生募集

『大学案内』、『入学者選抜概要』、『学生募集要項』、ホームページ、オープンキャンパス、進学相談会のほか、本学教員が高校で模擬授業を行う「出張講義」、高校生等の来学者に入試等の説明を行う「学内見学」等の機会を設け、広く学生募集を行っている（資料 1-7、資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5、資料 5-6【ウェブ】、資料 5-7【ウェブ】、資料 5-8）。特に 2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、オープンキャンパスをオンラインで実施した。スマートフォンからも閲覧可能にするなど高校生の利便性も高めた結果、2020（令和 2）年度は 7,611 名の閲覧者があり、従来本学を来訪することのなかった九州外からの閲覧も確認できた。出張講義も Zoom 等によるオンラインでの講義により実施し、例年と同様の成果を挙げることができた（資料 5-9）。

なお、受験者の公平を確保するため、入学者選抜が本格化する 11～3 月は個別の高校等に対する広報を差し控えている。

（2）入学者選抜

入学者受け入れ方針に定める「求める学生」を選抜するため、毎年度、学部の「入学者選抜実施方針」を定め、その方針に基づき適切に実施している（資料 5-10）。各選抜区分について学科ごとに定員を設け募集を行っており、一般選抜（前期日程、後期日程）、特別選抜（学校推薦型選抜、社会人選抜、帰国子女選抜、私費外国人留学生選抜）、自己推薦型選抜を実施している。

入学定員及び選抜区分ごとの募集人員は以下のとおり。

《入学定員及び選抜区分ごとの募集人員》

学 部	学 科 攻 専	入 学 定 員	募 集 人 員							
			一般選抜		自己推薦型選抜	特 別 選 抜				
			前期日程	後期日程		学校推薦型選抜				社会人選抜 帰国子女選抜 私費外国人留学生選抜
						県内	全国	水産科 農業・林業・ 夢実現 ^{くまもと}		
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	45	30	10	－	5	－	－		若干名
	英 語 英 米 文 学 科	45	28	10	－	7	－	－		若干名
環 境 共 生 学 部	環 境 資 源 学 専 攻	110	15	12	－	3 ※1 〔うち2名以上は熊本県内 高等学校卒〕		※2 若干名	県内 2 名 以 内	若干名
	居 住 環 境 学 専 攻		20	12	4	4	－	－		若干名
	食 健 康 環 境 学 専 攻		28	8	－	4	－	－		若干名
総 合 管 理 学 部	総 合 管 理 学 科	280	A 方式 30 B 方式 60	A 方式 40 B 方式 50	50	50	－	－		若干名
合 計		480	211	142	54	73				若干名

※1 学校推薦型選抜の募集人員 3 名のうち、2 名以上は、熊本県内高等学校を卒業見込みの者とする。

※2 高等学校又は中等教育学校の農業、林業又は水産に関する学科を卒業見込みで一定の要件を満たす者が対象。

＜一般選抜＞

3 学部とも入学定員の大部分を、大学入学共通テストに加えて、本学独自の個別学力検査を課す一般選抜に充てている。例えば、総合管理学部では、大学入学共通テストの受験科目によって、A 方式と B 方式に分かれ、A 方式は、5 教科 5～6 科目、B 方式は、3 教科 3～4 科目とし、前期日程及び後期日程とも、個別学力検査で小論文試験（英文資料の読解を含む）を課して

いる。

<特別選抜>

特に本学で学ぶことに強い意欲を持つ志願者を対象とし、大学入学共通テストを免除する特別選抜としては、学校推薦型選抜（出願資格は熊本県内の高等学校卒業見込み者、環境共生学部環境共生学科環境資源学専攻のみ全国から出願可）、社会人選抜、帰国子女選抜及び私費外国人留学生選抜を実施している。環境共生学科環境資源学専攻では、特別選抜の1区分として農業・林業・水産科学校推薦型選抜を実施しており、出願要件に「私たちの身の回りの環境に興味を持ち、人間活動と地域のさまざまな環境が持続的に共生するためのあり方について、意欲を持って探求できる者」や「農業、林業または水産に関する科目を20単位以上修得した者または修得見込みの者」等としている。また、熊本県内の生活保護世帯に属し、県内の高等学校の卒業見込み者を対象に募集を行う“くまもと夢実現”学校推薦型選抜については、募集人員は3学部4学科3専攻を通して2名以内として実施している。入学者の選抜は、大学入試センターが行う大学入学共通テストを免除し、提出された推薦書、調査書、志願の理由書並びに本学が行う小論文又は総合問題試験（総合管理学部のみ）及び面接の結果を総合して行っている。

本学の学校推薦型選抜においては、熊本県内の高等学校を卒業見込みの者を対象としているが（環境共生学部環境共生学科環境資源学専攻のみ全国から出願可）、2021（令和3）年度入学者選抜から、これに加えて、要件（①県内に教室等の施設があること、②施設に教員が常駐していること、③生徒と対面する機会（web上でのものも含む）があること）を満たせば、県外に本校がある通信制高校についても熊本県内の高校として取り扱うこととした（資料5-11）。

<自己推薦型選抜>

環境共生学部環境共生学科居住環境学専攻及び総合管理学部総合管理学科においては、自己推薦型選抜を実施している。居住環境学専攻では、調査書、出願理由書、本学が課す特定のテーマに関するプレゼンテーションと面接の結果を総合して合否の決定を行っており、総合管理学部では、自己推薦書、調査書、総合問題試験及び個人面接の結果を総合して合否の決定を行っている。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、受験教室ごとに手指消毒薬を設置したほか、通常は許可している保護者等の付き添いを原則禁止とするなどの対応を行った（資料5-12）。

また、一般選抜においては、新型コロナウイルスの感染等による受験機会の喪失を招くことがないよう、該当者に共通テストの得点をベースに得点を算定する追加試験の制度を設け、感染等による受験生間の不平等が生じないようにした（資料5-13、資料5-14）。

【大学院】

（1）学生募集

本学では、『学生募集要項』やホームページのほか、各研究科で「大学院進学説明会」等の機会を設け、学生募集を行っている（資料5-15、資料5-16、資料5-17、資料5-18【ウェブ】、資料5-19、資料5-20、資料5-21、資料5-22）。

博士後期課程については、特に留学生や社会人の入学の利便性を高め、受験機会を増やすため、春季入学に加え、秋季入学制度を設けている（資料 5-23、資料 5-24、資料 5-25）。

2019（令和元）年 10 月、熊本県と独立行政法人国際協力機構（JICA）が締結した「熊本県と独立行政法人国際協力機構との連携協定」に県の発展に貢献する人材の育成が盛り込まれたことなどを踏まえ、グローバル人材育成を積極的に推進し、学部教育だけでなく、大学院教育においても、海外体験（国際協力・貢献活動）と大学院の専門教育を実施し、熊本のグローバル化に貢献できる人材の育成に取り組むこととした。この新しい取組のために、一般選抜と社会人特別選抜の中に「国際協力枠」を創設したところだが（資料 5-26、資料 5-27、資料 5-28）、その学生募集については、各研究科、教務入試課及び国際教育交流センターが連携し、例えば JICA 海外協力隊員及び隊員 OB への周知活動や受験希望者に対するマッチング等の支援を行っている（資料 5-29）。また、環境共生学研究科と協力し、動画やリーフレットを作成のうえ、2020（令和 2）年度には南アフリカ共和国、2021（令和 3）年度にはサブサハラ・アフリカ拠点を対象としたオンラインの「日本留学フェア」において、水銀研究留学生制度を周知し、募集を行った（資料 5-30）。

（2）入学者選抜

入学者受入れ方針に定める「求める学生」を選抜するため、毎年度、大学院の「入学者選抜実施方針」を定め、その方針に基づき適切に実施している。各選抜区分について専攻課程ごとに定員を設け募集を行っており、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜を実施している（資料 5-10：p.6、資料 5-31）。

入学定員及び選抜区分ごとの募集人員は以下のとおり。

《入学定員及び選抜区分ごとの募集人員》

研究科	専攻	課程	入学定員	募集人員		
				春季入学		秋季入学
				秋季募集	春季募集	
文学研究科	日本語日本文学専攻	博士前期	5	2	3	—
				（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、専門職業人特別選抜、シニア特別選抜の計）		
	英語英米文学専攻	博士後期	2	1	1	若干名
				（選抜区分なし）		
	英語英米文学専攻	博士前期	5	3	2	—
				（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、専門職業人特別選抜、シニア特別選抜の計）		

		博士後期	2	1	1	若干名
				(選抜区分なし)		
環境共生学研究科	環境共生学専攻	博士前期	20	20	若干名	—
				(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	
		博士後期	3	—	3	若干名
					(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)
アドミニストレーション研究科	アドミニストレーション専攻	博士前期	20	20	—	—
				(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計 かつ秋季募集・春季募集の計)		
		博士後期	4	4	若干名	若干名
					(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計 かつ秋季募集・春季募集の計)	(一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)

全研究科の博士前期課程において、2019（令和元）年度には、概ね 2 年間の国際協力・貢献活動の経験がある者を対象として、社会人特別選抜に「国際協力枠」を創設し、2020（令和 2）年度には、大学院在学中に国際協力・貢献活動を経験し、修了後は高度グローバル人材として活躍することを目指す者を対象として、一般選抜に「国際協力枠」を創設した（資料 5-26、資料 5-27、資料 5-28、資料 5-32【ウェブ】）。また、環境共生学研究科博士後期課程において、秋季入学募集については、国立水俣病総合研究センターとの連携協定に基づく連携大学院制度を活用し、特に水銀研究を行う外国人留学生を募集するため、外国人留学生特別選抜に水銀研究留学生奨学金枠を設定している（資料 5-33）。

文学研究科においては専門職業人特別選抜及びシニア特別選抜を実施している。専門職業人特別選抜は、志願時に当該専攻の研究・教育内容と密接に関連する職業に就いている者に対し、研究上の深化やスキルアップを目的とした支援を行うものである（資料 5-15：pp.14-16）。シニア特別選抜は、生涯教育の推進の観点から、50 歳以上の無職を条件に研究心溢れる社会人学生を受け入れるものである（資料 5-15：pp.17-19）。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、外国からの入国に制限が加えられたこと、また外国からの優秀な人材の受け入れを促進させることなどを目的として、社会人特別選抜における「国際協力枠」、外国人留学特別選抜における「水銀留学生奨学金枠」ではオンラインによる入試を開始した。

（授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供）

入学金、授業料やその他費用及び奨学金や授業料減免等の経済的支援については、ホームページに掲載しているほか、『学生生活ハンドブック』にも記載している（資料 5-34【ウェブ】、資料 5-35【ウェブ】、資料 5-36：pp.39-42）。特に、在学生に対しては、学内掲示やホームページへの掲載を行っているほか、メールでの情報提供も行っている（資料 5-37）。

（入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備）

（公正な入学者選抜の実施）

本学では、入学者選抜試験に関する全学的事項を審議するため、入学試験委員会を置き、入学者選抜試験の実施のための制度に関すること、学生の募集に関すること、入学者選抜試験の実施に関すること等を審議している（資料 5-38【ウェブ】）。ただし、大学院の入学者選抜に関することについては大学院委員会において審議している（資料 2-16【ウェブ】）。入学者選抜実施方針

（入試制度及び実施方法）については、毎年度、学部については入学試験委員会において、大学院については大学院委員会において審議・調整を経た上で、教育研究会議で決定している（資料 1-3【ウェブ】：第 23 条）。全ての入学者選抜について、学部は学長を本部長、大学院は研究科長を本部長とした実施本部を置き実施している。また、全ての入学者選抜試験の出題・採点・（選抜によっては）面接ともに複数の担当者があたり、公正を期している。合格者については、学部については各学科（専攻）若しくは各学部入学試験委員会での審議及び各学部教授会での審議を経て、大学院については各研究科委員会での審議を経て、教育研究会議で審議・決定の上、学長が決定している。

（入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施）

本学で実施している全ての入学者選抜の『募集要項』において、身体上の機能の障がい等により受験及び修学に際して配慮を希望する者は、出願前までに、教務入試課に相談するよう記載している（資料 5-3：p.8）。また、ホームページの入学試験情報にも「入学試験受験時の配慮について」として、必要な手続きを掲載している（資料 5-39【ウェブ】）。学部の一般選抜等の選抜試験において、これまで数件の配慮申請があり、申請内容を審査の上、それぞれの障がいの種類や程度に応じた配慮を決定し、実施している。

以上のことから、本学では学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（入学定員に対する入学者数比率（【学士】））

学部全体の直近 5 年（2017～2021 年度入学者）の入学定員に対する入学者数比率は 1.08 である（大学基礎データ（表 2））。学部の一般選抜については、入学辞退者数を見込んで合格者を選抜し、各選抜区分別の募集人員に満たない場合は追加合格者を決定し、定員を充足させている。

（編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】））

本学における編入学等試験の基本方針として、『編（転）入学試験』は、本学では定員に余裕がある時に実施し、入学予定となる学年の学生数（在籍者数）が、入学定員の 110%を超えないことを前提とする。」と定めている（資料 5-40）。

入学年次：3 年次（大学卒業者、出身学科が同一系統の場合）

2 年次（出身学科が異なる系統の場合）

ただし、既修得単位の状況により、入学年次を変更することができる。

直近の編入学試験は、2018（平成 30）年度に居住環境学科における実施以降、実績はない（大学基礎データ（表 2））。

（収容定員に対する在籍学生数比率）

収容定員に対する在籍学生比率（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在、博士後期課程のみ 10 月 1 日現在）は、学部・学科単位では 1.05～1.16、学部全体で 1.11 であり、定員割れしている学部・学科はない。大学院については、博士前期課程では 0.40～0.60、全体で 0.46、博士後期課程では 0.25～2.00、全体で 0.85 となっており、課程により、定員未充足、あるいは超過の状況が見られる（大学基礎データ（表 2））。

環境共生学研究科博士前期課程では 0.45、アドミニストレーション研究科博士前期課程では 0.40、同研究科博士後期課程では 0.25 と定員の未充足が発生している一方、環境共生学研究科博士後期課程では 2.00 と定員超過となっている。なお、定員超過となっている環境共生学研究科博士後期課程については、長期履修者が 6 名となっており、長期履修制度を設定したうえでの

収容定員比率は次とおりである。

$$\{(3 \text{ 年} \div 6 \text{ 年}) \times 4 \text{ 名} + (3 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) \times 2 \text{ 名} + 12 \text{ 名}\} \div \text{収容定員 } 9 \text{ 名} = 1.69$$

(収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応)

環境共生学研究科博士前期課程においては、2021（令和 3）年 10 月 1 日現在の在籍学生比率が 0.45 と定員未充足となっているものの、直近 5 年間の平均収容定員比率は 0.70 である。学部からの内部進学者を増やすために、研究科修了者や在籍者による経験談などを内容に含めた大学院説明会を専攻ごとに計画し実施している（資料 5-20、資料 5-21、資料 5-22）。また、国際協力枠・社会人枠を含め、学外からの受入れを推進するため、国際協力枠については、オンラインによる入試方法を導入した。さらに社会人枠を対象として遠隔授業の導入の可否について研究科委員会で検討し、2021（令和 3）年度以降、社会人に対しては遠隔授業を積極的に取り入れることで、社会人の入学促進を図ることとした。同博士後期課程においては、在籍学生比率が 2.0 と定員超過となっているが、長期履修者が 6 名となっており、長期履修制度を設定したうえでの収容定員比率は 1.69 である。今後も秋季募集や長期履修者を考慮しながら定員を適切に管理する予定である。

アドミニストレーション研究科においては、この 5 年間の平均収容定員比率は博士前期課程で 0.44、博士後期課程で 0.28 であるが、同研究科の研究科委員会において収容定員の抜本的見直しを検討し、博士前期課程の収容定員を 40 名から 24 名に、博士後期課程の収容定員を 12 名から 6 名へ引き下げ、2023（令和 5）年度入学者選抜から適用することを教育研究会議において審議し、決定した（資料 5-41）。学部生や社会人に対し、修士論文初期報告会及び修士論文中間報告会への参加を呼びかけ、研究科を知ってもらう機会として提供している。また、内部進学者増に向けて、2020（令和 3）年度には研究科 FD として「JICA 海外協力を活用した大学院教育と研究活動等」を実施したほか、国際教育交流センターと協力し、同研究科に興味を持つ JICA 関係者に研究科の教育内容等の説明を行った（資料 5-29）。2022（令和 4）年度には、一般選抜により 1 名が入学し、大学院在学中に国際協力・貢献活動に参加する予定となっている。

以上のことから、本学は適切な定員を設定して学生の受入れを行っている。しかしながら、環境共生学研究科博士前期課程、アドミニストレーション研究科博士前期課程及び同博士後期課程では定員の未充足が発生している。収容定員に対する在籍学生数の未充足に関して各研究科で適切に対応しているところであり、3 学部と文学研究科においては在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価)

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

学部の入学者選抜については、「熊本県高等学校進学指導連絡協議会」との懇談会を毎年度行い、聴取した意見も参考にしつつ、入学者の入学後の修学状況等を踏まえ、各学部において検証を行っている。各学部及び各研究科での検証結果を踏まえ、学部については入学試験委員会、大学院については大学院委員会における審議を経て、教育研究会議で毎年度、実施方針を審議・決定している。入学者受入れ方針は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針とともに、各学部・研究科での点検結果を踏まえ、学部については入学試験委員会、研究科については大学院委員会で点検・評価を行うこととしている。さらに、2019(令和元)年度からは毎年度、各学部・研究科は内部質保証推進委員会の「教育の内部質保証に関するチェックリスト」を用いて、入学者受入れの方針(AP)に基づく学生募集方法の設定と、AP及びAPに基づく取組の点検・評価・改善について点検しており、課題や問題があれば、内部質保証推進委員会から改善のためのフィードバックが実施されることとなっている。

2016(平成28)年度から2020(令和2)年度入試で行った主な見直しは次のとおり。

2016(平成28)年度	【学部】 ・環境共生学部環境資源学科一般入試後期日程の試験科目について、小論文から理科に変更
2017(平成29)年度	【学部】 ・文学部英語英米文学科入学者選抜について、新たな出題形式による入学者選抜の実施
2020(令和2)年度	【大学院】 ・国際協力・貢献活動を終えた方を受け入れるため、3研究科に新たに社会人特別選抜(国際協力枠)を設置
2021(令和3)年度	【学部】 ・入試名称の変更 ・自己推薦型選抜及び学校推薦型選抜の日程の変更 ・全学部・全学科(専攻)の一般選抜において、大学入学共通テスト、本学の個別学力検査及び調査書を統合して実施 ・文学部日本語日本文学科一般選抜において、大学入学共通テストの「英語」を選択する場合は、リーディングとリスニングの双方を必須 ・文学部日本語日本文学科一般選抜において後期日程の個別学力検査等の科目(小論文)について、日本語、日本文学など人文学に関するものに変更 ・文学部英語英米文学科学校推薦型選抜における配点の変更 【大学院】 ・これから国際協力・貢献活動を経験したい方を受け入れるため、3研究科に新たに一般選抜(国際協力枠)を設置

検証に基づき実施した入試制度の改善として、例えば、環境共生学部では、学生募集及び入学者選抜の実施方法について、各年度の入試結果をもとに、各専攻会議及び学部における入試に関するFDを通して、定期的な検証を行っている。環境資源学専攻においては、2016（平成28）年度入試から、一般選抜（後期）の個別学力検査の教科に「理科」の物理基礎・物理、化学基礎・化学、生物基礎・生物から1科目を課すこととし、4年が経過した2020（令和2）年度にその検証を行った。受験者数の増加は見られたが、入学者の学力及び入学後の成績について評価した結果、個別学力検査の内容変更以前との有意な差はみられなかった。また、文学部日本語日本文学科では、大学入学共通テストの「英語」において、従来リーディングのみ課していたところに、リスニングをも課すよう改めた。これは、時代の趨勢を見つつ、かつ国際化の推進を図る全学的方針に合わせた対応である。また、個別学力検査の小論文については、課題となる文章を従来は「日本語、日本文学に関するもの」として入学者受入れ方針との整合性を図っていたが、その趣旨を活かしつつより柔軟に幅広い課題を課すことができるよう、「人文学」ということばを加えた。同じく英語英米文学科では、高等学校での学習指導要領の変更を受け、英語での思考や表現力を測定できるよう、2017（平成29）年度入試より、英問英答の問題を設けることとし、従来の和文英訳から自由英作文へと形式を変更した。また、英語の基礎技能はもちろんのこと、英語により多様な課題に取り組み表現できる学生の育成を念頭に、学校推薦型選抜における筆記試験の配点を高めた。

以上のことから、本学では学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（2）長所・特色

- 学部入試については、概ね3倍以上の志願者数を確保できている。
- 水俣病を経験した熊本県の県立大学として、「水銀に関する水俣条約」を踏まえた水銀研究分野における国際的研究者の育成を目的に、環境共生学研究科博士後期課程において、水銀に関する環境対策が必要と考えられる途上国・地域から水銀研究を行う留学生を外国人留学生特別選抜（水銀研究留学生奨学金枠）により受け入れている。これまで8年間で合計12名の留学生を受け入れ、既に6名が博士号を取得し世界各国で水銀研究者として活躍している。
- 2019（令和元）年10月、熊本県と独立行政法人国際協力機構（JICA）が締結した「熊本県と独立行政法人国際協力機構との連携協定」に県の発展に貢献する人材の育成が盛り込まれたことなどを踏まえ、本学においても熊本のグローバル化に貢献できる人材の育成に取り組むこととし、その取組の一つとして、全研究科の一般選抜と社会人特別選抜の中に「国際協力枠」を創設した。2021（令和3）年には社会人特別選抜により国際協力・貢献活動の経験がある者2名が入学し、2022（令和4）年度には、一般選抜により1名が入学し、大学院在学中に国際協力・貢献活動に参加する予定となっている。

（3）問題点

大学院の収容定員充足率の基準が大学基準協会から示されているが、環境共生学研究科博士前期課程では0.45、アドミニストレーション研究科博士前期課程では0.40、同研究科博士後

期課程では 0.25 と定員の未充足が発生している。

（４）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、入学者受入れ方針を定め、『大学案内』やホームページ等を通して公表している。入学者受入れ方針に定める「求める学生」を選抜するため、毎年度、学部の「入学者選抜実施方針」を定め、その方針に基づき、学生の受入れを公正に行っており、学部では概ね 3 倍以上の志願者数を確保できている。

大学院においても学部と同様に、入学者受入れ方針を定め、ホームページ等を通して公表している。入学者受入れ方針に定める「求める学生」を選抜するため、毎年度、大学院の「入学者選抜実施方針」を定め、その方針に基づき、学生の受入れを公正に行っている。外国人留学生特別選抜（水銀研究留学生奨学金枠）や一般選抜及び社会人特別選抜の国際協力枠等、特色ある入学者選抜を実施し、志願者確保のための取組を行っているが、一部の研究科で定員の未充足が発生している。引き続き、大学院の志願者確保に努めることとしている。

第 6 章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(大学として求める教員像の設定)

本学では、学則第 1 条において本学の目的を、「豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与すること」とし、その教育目標を共有しうる者が大学として求める教員像である（資料 1-2【ウェブ】：第 1 条）。求める教員像については、「教員採用に係る基本方針」において、教員採用に当たっての大学共通の要件として明示し、ホームページにおいても公表している（資料 6-1【ウェブ】）。

《教員採用に係る基本方針》

熊本県立大学の教員採用に当たっての大学共通の要件は次のとおりとする。

- (1) 熊本県立大学のモットーである「地域に生き、世界に伸びる」並びに大学の理念・目的を深く理解し、教育・研究に専心するとともに、地域・社会への活動（地域貢献）に参加・協力すること。
- (2) 国籍や性別、年齢等にかかわらず、熱意をもって教育・研究に取り組む人格・識見とともに優れた者であること。
- (3) 大学のグローバル化に積極的に協力・貢献できること。
- (4) 大学及び学部・学科（専攻）の運営（各種管理業務）を積極的に担う意思を有すること。

具体的に「教育研究上の目的に関する規程」において、教育研究上の目的を明確にするとともに（資料 1-5【ウェブ】、資料 1-6【ウェブ】）、教員に求める能力・資質等を明らかにするため、「教育職員の選考基準に関する規則」を定め、「教育職員の選考は、人格、学歴、教授能力、教育実績、研究業績、社会における活動等に基づき行わなければならない」と規定し、教育職員選考の根本基準として明示している（資料 6-2【ウェブ】）。例えば、環境共生学部の求める教員像は、「大学における教育研究上の目的に関する規程」第 2 条第 2 号に定める「人と自然とが共生していく際の諸問題を総合的に捉え、その方策を追求することを通して、地域の発展と人間福祉の向上をめざし、環境共生型社会の創造に貢献する人材を養成する」という教育研究目的を共有することが可能な者としている。また、アドミニストレーション研究科の求める教員像は、「大学院における教育研究上の目的に関する規程」第 2 条第 2 号に定める「アドミニストレーション研究科博士前期課程では、

複雑・多様化した社会的諸課題を学際的な協働によって実践的に解決していく高度専門職業人及び研究者を養成すること」、「アドミネストレーション研究科博士後期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的知識と高度な手法を用いて創造的に解決でき、アドミネストレーションの理論の発展を担う高度専門職業人及び研究者を養成すること」という教育研究目的を共有することが可能な者としている。

（各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示）

教員組織の編制に当たっての大学共通の要件として、「教員組織の編制に係る方針」を明示し、ホームページにおいて公表している（資料 6-3【ウェブ】）。

《教員組織の編成に係る方針》

熊本県立大学の教員組織の編成に当たっての大学共通の要件は次のとおりとする。

- （1）本学の理念・目的及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育の実現を図るために必要な教員組織の編成とする。
- （2）教員組織の編成に当たっては、定数管理を徹底し、職位、年齢、性別等を考慮した構成とする。

また、中期目標においては、「教育の質の維持向上のため、大学の特性・専門性に応じた優秀な教員を確保することとされ（資料 1-11【ウェブ】：p.3 I-1-(2)④）、中期計画においては、「各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する『枠取り』方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする」とこととしている（資料 1-12【ウェブ】：p.4 計画番号 11 番）。具体的には、全学的な「教員組織の編成に係る方針」に基づき、「枠取り」申請にあたり、各学部・研究科で詳細を検討した上で、教育研究会議等の審議機関で全学的に専門分野、職位、資格、年齢構成等を審議し、公募を行い、教員組織を編成している。例えば、2021（令和 3）年度では、環境共生学部の教員補充に際し、「教員組織の編成に係る方針」に基づき、専門分野や職位、専攻における重要な教育・研究分野であることに鑑み、「森林資源学」の枠取り申請があり、教育研究会議等で審議した上で、公募を決定した（資料 6-4）。

組織的な教育のための体制として、学部教育については、共通教育は共通教育センターが、専門教育は各学部・学科が実施の責任主体となっている。各学部の教育研究の目的を実現するために教育課程を編成しているが、各学部の教員組織の編成方針は、各学部の教育課程の主要授業科目の担当として適切な教員を配置することとし、教員の年齢・職位の構成のバランス等に配慮した人事計画を策定し、これを教授会で承認することで共有している。教育課程編成、点検・評価、改善のための方針の作成及び見直しに当たっては、共通教育は共通教育センター教授会で、専門教育は学科会議・教授会での審議を経て、教務委員会で全学的な調整を行い、教育研究会議での審議を経て、学長が決定することとしている。方針決定を受けての具体的な取組の実施方針等については、各学部から選出された委員から成る教務委員会で審議し、決定することとしている（資料 2-15【ウェブ】）。

大学院教育については、各研究科が責任主体となっている。各研究科の教育研究の目的を实

現するため、教員組織の編制は各研究科の教育課程にある各専門分野に適切な教員を配置し、責任ある実践のための人的、組織的体制を整えることを方針としている。学部教育と同様に、教育課程編成、点検・評価、改善のための方針の作成、見直しは各研究科での審議を経て、大学院委員会で全学的な調整を行い、教育研究会議での審議を経て、学長が決定する。また、具体的な取組の実施方針案等については、各研究科長から成る大学院委員会で審議し、決定することとしている（資料 2-16【ウェブ】）。

教員の組織的な教育を実施するために、学科においては、文学部にあつては学科長、環境共生学部にあつては専攻長、総合管理学部にあつては部門長を置き、学科長（専攻長、部門長）の主宰による学科（専攻、部門）会議を定期的に開催することで教員間の連携を図っている。学部においては、教授会のほかに学部長が主宰し、学部長、研究科長、学科長（専攻長、部門長）をメンバーとする評議会（文学部）、運営会議（環境共生学部）、総務委員会（総合管理学部）において学部内の調整を行っている。このように、学科（専攻、部門）会議、学部評議会（運営会議、総務委員会）、教授会の３段階の検討・審議を経て決定することによって、学部内の連携体制と責任の所在を明確にしている（資料 4-32【ウェブ】）。また、各教員は学部選出の教務委員、入試委員、学生支援委員等として学内運営に携わっている（資料 6-5）。

また、大学院を担当する教員は、各研究科長が統括する研究科委員会の構成員（委員）として、教務、入試、国際交流等、研究科の運営に関し、分担して責任を負う（資料 4-33【ウェブ】、資料 6-5）。人事に関しては、別に研究科人事委員会が組織されている。定例（月 1 回）の研究科委員会は、様々な議事を扱いつつ、教員間の連携を確保している。例えば、環境共生学研究科では、研究科委員会下に置かれている大学院教育検討委員会において、基礎となる学部の 3 専攻から各 2 名以上の教員で構成され、大学院教育研究について運営上の責務を担っている。

以上のことから、本学では、本学の目的・基本理念に基づき、求める教員像や学部・研究科の教員組織の編成に関する方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

（大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数）

教員組織の整備に当たっては、大学設置基準及び大学院設置基準上の必要専任教員数を満たすよう、中期計画において定めた教員組織の編制方針に従って行っている。

本学の全ての教員は学部・学科に所属している。大学院は、全て学部を基礎としており、大学院を担当する教員は、全て学部・学科に所属している。なお、2021（令和3）年度には共通教育センターを設置したが、センターの専任教員は現在はおらず、2022（令和4）年度以降採用していく予定としている。

2021（令和3）年5月1日現在、全学部での収容定員1,920名に対し、専任教員数は83名で、そのうち教授が42名となっており、大学設置基準上必要な専任教員数65名（うち教授数34名）を十分満たすものとなっている（大学基礎データ（表1））。また、大学院担当教員については、基礎となる学部の教員の配置を基本とし、大学院設置基準で必要とされる「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に基づき、各研究科に研究指導教員及び研究指導補助教員を配置しており、同一専攻内の博士前期課程と博士後期課程を兼任している教員もいる。なお、文学研究科英語英米文学専攻では大学基礎データ作成基準日（2021（令和3）年5月1日）の時点で、研究指導教員は4名で大学院設置基準の3名を満たしているが、研究指導補助教員がおらず、基準数の5名を満たしていなかった。ただし、2021（令和3）年12月の全学資格審査委員会において、同専攻の研究指導補助教員候補者について資格基準を満たしていることを確認し、研究指導補助教員となることを承認したため、承認日以降は基準数を満たしている（資料6-6）。

（教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性）

前述の教員組織の編成に関する方針に基づき、本学の理念・目的、学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針に基づく教育の実現を図るために各学部・研究科に専任教員を配置している。

（各学位課程の目的に即した教員配置）

各学部・学科（専攻）及び各研究科において教育課程編成・実施の方針を定め、その方針に基づいた教育課程を編成し、それを実践するため教員組織を適切に編成している。

例えば、総合管理学部総合管理学科は教授17名、准教授15名、講師2名の合計34名の専任教員が配置されている（大学基礎データ（表1））。学部の理念・目的に基づき、その教育課程を実施するために、基礎総合管理部門、公共・福祉部門、ビジネス部門、情報部門の4つの部門を設置している。それぞれの部門に所属する専任教員は、公共・福祉部門に教授7名、准教授6名、講師1名の合計14名、ビジネス部門に教授5名、准教授5名の合計10名、情報部門に教授4名、准教授3名、講師1名の合計8名の教員、基礎総合管理部門に専任として教授1名、准教授1名の合計2名が配置されている。なお、基礎総合管理部門については、専任のほか、他部門からの兼務の教員が6名配置されている。

また、文学研究科日本語日本文学専攻では、日本語学・日本文学・日本語教育学の研究領域における専門性を深化させ、日中比較の視点をも加えることで、地域における言語文化の教育・

研究の拠点作りを目指している。そのような観点から、博士前期課程では、研究指導教員が 6 名、研究指導補助教員 3 名の合計 9 名の教員を配置しており（大学基礎データ（表 1））、日本語学 3 名（うち研究指導教員 3 名）、日本文学 2 名（同 2 名）、日本語教育学 1 名、日中文化 1 名（同 1 名）の計 7 名により基幹カリキュラムを編成し、関連領域の講義を 2 名が担っている。博士後期課程では、研究指導教員が 4 名、研究指導補助教員 1 名の合計 5 名の教員を配置しており（大学基礎データ（表 1））、日本語学 2 名（うち研究指導教員 2 名）、日本文学 2 名（同 1 名）、日中文化 1 名（同 1 名）で担当している。

（国際性、男女比）

外国籍の常勤教員は、2021（令和 3）年 5 月 1 日現在で 5 名在籍しており、全体の 6%に相当する。また、男女比については、中期計画に「女性の教員比率を高める取組を推進し、女性教員比率を 20%以上となるよう努める」としており、2021（令和 3）年度の女性比率は 22.9%（助手を除く）である（資料 1-12【ウェブ】：p.8 計画番号 37 番、資料 6-7【ウェブ】）。

（特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮）

専任教員の年齢構成は、30 歳～39 歳が 16.9%、40 歳～49 歳が 34.9%、50 歳～59 歳が 33.7%、60 歳～69 歳が 14.5%となっており、ほぼ均衡が取れている（大学基礎データ（表 5））。学部別には文学部において 50～59 歳の教員が、総合管理学部において 40～49 歳の教員がやや多い状況である。今後、教員の年齢構成が可能な限り均等化できるように配慮して、教員の補充人事及び人事選考を行う予定としている。

（教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置）

教育上主要と認められる授業科目については、原則として専門的な研究業績を有する専任教員を配置しており、学科の必修科目では、文学部英語英米文学科を除き、いずれの学科も 75%以上の科目を専任教員が担当している（大学基礎データ（表 4））。英語英米文学科では、必修科目のうち現代英語運用科目を少人数クラスで実施しているが、その実効性を高めるため、ネイティブスピーカー（非常勤講師）に広く委嘱していることなどから専任教員の担当率（2021（令和 3）年度からのカリキュラム）は 56.1%となっている。

（研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置）

新たに研究科の科目を担当又は研究指導を担当する教員の資格については、学長、副学長及び各学部長等で構成する全学資格審査委員会における大学院担当教員の資格審査基準で定められており、有資格者は、各研究科委員会の議を経て、全学資格審査委員会において審議を行い、資格審査基準を十分満たしているか判定を行っている（資料 6-8）。

（教員の授業担当負担への適切な配慮）

教員の授業担当負担については、教員の教育と研究の成果を上げられるよう、各学部・学科で適正な授業担当を検討し、適切な分担となるように努めている。研究科の授業を担当する専任教員に対しては別途手当を支給している（資料 6-9【ウェブ】：別表第 1）。

（教養教育の運営体制）

本学の共通教育は、基盤科目と教養科目から成り、2020（令和 2）年度までは、委員会形式の全学教育推進センターにおいて、共通教育を実施してきた。2021（令和 3）年 4 月に、共通教育を主務または専任とする教員が在籍する共通教育センターを設置し、共通教育の運営を行うとともに、今後の教員の募集・採用・昇任についても同センターにおいて選考を行うこととした（資料 3-8）。同センターは、各学部、研究科、学術情報メディアセンター、地域連携政策センター、国際教育交流センター及びキャリアセンター等との連携のもと、共通教育の改善及び充実に努めることを目的としており、既存の共通科目群の各科目の内容を検証し、必要に応じて内容の改定や科目の改廃を検討し、共通教育の持続的な発展を図ることとしている。

以上のことから、本学では、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を適切に編制していると判断できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

（教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備）

教員の募集・採用・昇任については、その基準と手続を「職員就業規則」、「職員の採用等に関する規則」、「教育職員の選考基準に関する規則」等に定め、これらに基づき適切に行っている（資料 6-10【ウェブ】、資料 6-11【ウェブ】、資料 6-2【ウェブ】）。教員の採用及び昇任の選考基準は、「教育職員の選考基準に関する規則」において、人格、学歴、教授能力、教育実績、研究業績、社会活動等に基づき選考を行うことを明文化し、次のとおり、職位ごとの選考基準を定めている。

公立大学法人熊本県立大学教育職員の選考基準に関する規則（抜粋）

（教授の選考）

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

- （1）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- （2）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- （3）学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教育職員としての経歴を含む。）のある者

(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 前項の選考は、原則として教授の職に空席があるときに実施するものとする。

（准教授の選考）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の選考）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助教の選考）

第5条の2 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者

（助手の選考）

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施）

教員の採用に当たっては、「教員採用に係る基本方針」で定めた教員採用に当たっての大学共通の要件を踏まえ、採用する理由、専門分野、職位、年齢構成等を全学的に検討する「枠取り」

方式に基づき、学部の人事教授会、運営調整会議、全学的な審議機関である教育研究会議、経営会議及び理事会での議を経て、原則公募により募集を開始する。募集に際しては、ホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構 JREC-IN Portal への掲載等により広く周知している（資料 6-12【ウェブ】）。

教員の採用、昇任等の決定は、「職員の採用等に関する規則」に基づき、学部長が推薦し、学長、副学長、各学部長等で組織する全学資格審査委員会、運営調整会議、教育研究会議の議を経て、学長の申出に基づき、理事長が決定している。

以上のことから、本学は教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施）

中期目標において「学生のニーズや社会の要請に応えるため、教員一人ひとりがより高い水準の教育を行うことができるよう能力向上を図る」とされていることを受けて（資料 1-11【ウェブ】：p.3 I-1-(2)④）、中期計画において「教員の教育力の向上と授業内容・方法の改善を図るため、全学的及び学部学科・研究科の特性に応じた組織的な FD に取り組む」こととしている（資料 1-12【ウェブ】：p.4 計画番号 12 番）。また、自己点検・評価の基本方針においても、「教員の教育力を向上させるため、各学部・共通教育センター、各研究科で実施している FD と、大学全体として取り組むべき FD を整理し、実施・充実する」と明示している（資料 1-15：3（1））。

教育改善に向けた全学的な FD の企画・実施については、IR 室が中心となって行っている。現在は第 5 期 FD3 カ年計画（2020（令和 2）～2022（令和 4）年度）に基づき、全学・各学部・各研究科において、2020（令和 2）年度は「学習成果の可視化・体系化」をテーマに、2021（令和 3）年度は「内部質保証」をテーマに FD を実施したほか、毎年、新任教員を対象にした FD を実施するとともに、各年度において教育の充実に向けて重点的に取り組むべきテーマがある場合には、追加で FD を開催している（資料 4-63、資料 6-13）。

追加の FD としては、各学部の事情に合わせ、研究倫理・コンプライアンス研修、国際教育の充実に向けた FD、教育課程の検証を行う FD 等を行っている。また、環境共生学部では、2014（平成 26）年度から入試に関する FD を入試問題作成に先立って実施し、さらに、入試終了後に再度実施することによって、入試の現状を認識し、次年度の入試の改善点を協議している。また、総合管理学部では、2020（令和 2）年度に遠隔授業における教育の質保証について FD を全学の教員を対象に実施した。

これらの FD により教育課程、教育方法・内容の検証や改善方法の検討を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。

（教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

自己点検・評価の基本方針において、「教員自らが毎年個人評価を行い、また、2年に1回各学部長が評価を実施し評価結果を教員にフィードバックすることにより、教育改善につなげるものとする」と明示しており（資料 1-15：3（1））、個人評価制度を実施し、教員個人の活動状況について点検・評価し、活性化に役立てるとともに本学運営の改善の資料とし、本学の教育、研究等の向上を図っている（資料 6-14）。具体的には、教員の教育研究活動は、2年に1回、過去2年度分の活動について行われている各教員の個人評価によって評価される。評価は各教員が、①教育、②大学運営、③社会的活動、④研究の4領域についてそれぞれ作成した「個人評価調査票」及び「評価基準票」により、学部長が行うこととなっている。

各教員が作成する個人評価調査票の項目は、以下のとおりである。

《個人評価調査票の項目》

【1】教育の領域

- ①教育基礎記録（授業の状況、FDへの参加状況、FDの企画運営）
- ②教育実践活動（教育内容、方法面での取組、学生に対する支援）
- ③教育による実績（卒論指導学生の学士学位取得状況、指導院生の修士・博士学位取得状況）
- ④その他の教育活動

【2】大学運営の領域

- ①大学運営での業績（委員会等の出席状況、委員会等での活動状況、学生募集活動の状況、学生生活・就職活動支援の状況）
- ②その他大学運営に関する事項

【3】社会的活動の領域

- ①社会的活動の実績（授業公開講座、地域講演会、生涯学習支援活動、執筆・マスコミ等への活動実績、学外の審議会・委員会・調査・研究会、国際貢献、教育機関の支援、産業支援）
- ②その他の社会的活動

【4】研究の領域

- ①研究業績（著書、学術論文、翻訳書、翻訳論文、辞書・辞典、その他の著述（学術雑誌等への総説・解説・評論の掲載、報告書、書評等）、中間報告、研究発表、共同研究調査等、学会賞その他受賞、その他）
- ②外部研究費等の導入
- ③共同研究
- ④その他

学部長は、個人評価を実施する前に評価基準を公表した上で、「優れている」、「おおむね適切」、「やや問題があり改善の余地がある」、「問題があり改善を要する」の4段階で総合評価を行うこととしている。

個人評価結果について、各学部・全学で集計し取りまとめたものは全学自己点検・評価委員会

に報告し、大学としての自己点検・評価を行っている（資料 6-15）。

なお、個人評価調査票における項目は 2018（平成 30）年度に見直しを検討しており、「社会的活動」の領域において、教員の活動実績が十分に反映できない項目があることが判明したため、個人評価調査票を一部改正し、2019（令和元）年度の個人評価（2018（平成 30）年度分）より実施している。

以上のことから、本学では FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、また、個人評価を適切に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

第 3 期中期計画において、「各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する『枠取り』方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする」とこととしている（資料 1-12【ウェブ】：p.4 計画番号 11 番）。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめて公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、教員組織の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

例えば、文学部においては、教員組織の適切性については、教育方法の適切性とともに、学部の将来構想委員会において定期的に検証を行っている。教員の欠員が生じた場合に、その後任の専門とする分野・研究領域についても、学部組織のあり方とともに検討を行い、2020（令和 2）年度には日本語日本文学科の「日本思想」の後任人事を「日本芸能文化論」とすることで、学科の関連領域の補強を図りつつ、留学生の確保や英語による授業を担いうる者という、全学的要請に応える形に改めた（資料 6-16）。また、環境共生学部においては、全学の資格審査委員会前には、定期的な人事計画の点検・評価を実施し、教員の退職等による教員枠の要求時には、人事計画を基本としてその見直しを行い、教員組織の適切性についての改善・向上に向けた取組を行っている。2020（令和 2）年度には学部付属である「食育推進室」の特任講師の後任人事を「家庭科教育・調理科学・食育推進室」とすることで、家庭科教員養成科目及び管理栄養士養成における調理学実習を担当でき、加えて本学の食育活動（食育推進室）を主たる業務とする常勤教員を配置することとし、家庭科及び調理担当教員の不在を解消し、食育推進室の充実を図ることとした（資料 6-17）。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を

もとに改善・向上に向けた取組を行っているとは判断できる。

(2) 長所・特色

○教員の採用・昇任等については、各学部等からの推薦を基に、全学資格審査委員会において、専門分野を問わず、人格、学歴、教授能力、教育実績、研究業績、社会における活動等について、全学的な観点から総合的に審査が行われており、人事の公平性、透明性がより高く保たれている。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づき、学部・研究科の教育課程に応じた教員組織を適切に整備している。教員の採用・昇任等については、その基準と手続きを定め、全学資格審査委員会において、全学的な観点から総合的に審査が行われており、人事の公平性、透明性がより高く保たれている。

また、教員の教育力の向上と授業内容・方法の改善を図るため、全学的及び学部学科・研究科の特性に応じた組織的なFDの定期的な実施や教員個人の活動状況の評価により、教員の資質向上に努めている。

第 7 章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

(大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示)

本学では、これまで中期計画において修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針を定め、また、個別に策定した方針等により学生の支援を行ってきたが(資料 1-12【ウェブ】: pp.4-5 計画番号 14 番～18 番)、2020(令和 2)年度に、学生の修学・生活・進路面での支援を網羅する包括的な方針として、「学生支援に関する方針」を策定した。この方針を基に、学生が学習に専念できる環境を整備していくこととしており、ひいては本学の理念・目的を実現していくものである。

《熊本県立大学 学生支援に関する方針》

本学は、「総合性への志向」「地域性の重視」及び「国際性の推進」を理念とし、「有為な人材の育成や国際社会の発展に寄与すること」等を目的としています。これら理念及び目的の実現に向け、学生支援に関する方針を次のとおり定めます。

1 修学支援

- (1) 障がいの有無、国籍、性自認等に関わらず、多様な学生が安心して学習できる環境を整備します。
- (2) 学生の自主的な課外学修を支援する環境を整備します。
- (3) 成績不振学生、卒業延期者、休学者及び退学希望者に対して、関係部局が連携して状況把握と適切な支援を行います。
- (4) 授業料減免や奨学金等の学費支援制度を検証し、経済的に修学が困難な学生に対して必要な支援を行います。

2 生活支援

- (1) 学生の心身の不安等、幅広い相談に対応するため、保健師、カウンセラー、ハラスメント相談員、教員等が連携して必要な支援を行います。
- (2) 学生の健康保持増進を図るため、毎年、定期健康診断を実施し、必要に応じ、健康管理の支援を行います。
- (3) 学生の自主性、協調性を涵養するため、サークル活動、ボランティア活動等の正課外活動に対する支援を行います。

3 進路支援

- (1) 低学年時から将来への目的意識を明確に持ち、自己の将来設計を考えられるよう、体系的・継続的なキャリア形成支援を行います。

- (2) 学年に応じた進路選択に関する支援を実施し、学生のキャリア意識醸成を促します。
- (3) キャリアセンターでの就職相談や就職ガイダンス、上級生からのサポート等を通して、学生一人ひとりの個性を尊重した就職や進学に関するきめ細やかな進路支援を行います。

「学生支援に関する方針」はホームページに掲載し周知している（資料 7-1【ウェブ】）。

以上のことから、本学は学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

（学生支援体制の適切な整備）

組織体制としては、学生支援課、キャリアセンター及び保健センターが学生支援を担っている。構

成は以下のとおり。

《学生支援体制》

学生支援課	課長 1 名、職員 3 名、嘱託職員 1 名
キャリアセンター	センター長 1 名（教員兼務）、職員 1 名（学生支援課との兼務）、就職相談員 3 名、嘱託職員 1 名
保健センター	センター長 1 名（医師・教員兼務）、学生相談アドバイザー 1 名（教員兼務）、保健師 2 名（嘱託職員）、非常勤カウンセラー 2 名（臨床心理士）

また、保護者で組織される後援会の事務局も学生支援課内に設置されており、同会と連携をとりながら、資格取得や予防接種費用助成等、学生の就職や生活に関する支援を行っている。

【学生の修学に関する適切な支援の実施】

（学生の能力に応じた補習教育、補充教育）

担当教員（「プレゼминаール」担当教員、チューター、学年担任、ゼミ担当教員等、学科・学年により名称は異なる）による、学生への指導体制を取っている。後述の成績不振者等への指導も担当教員から行っている。また、オフィスアワー制度（学生相談制度）により、担当教員以外であっても、学生からの求めに応じて対応する相談体制も設けている（資料 4-24【ウェブ】）。

補習的な教育としては、管理栄養士養成課程である環境共生学部環境共生学科食健康環境学専攻において、国家試験対策も兼ねた学習指導を個人面談も含めて授業外に行っている（資料 7-2）。また、全学生を対象に、英語教育における自主的な学修支援のため、学内の語学教育システムに授業内容とも連動した英語教育ソフトを導入し、学生の主体的な学びを促している（資料 4-19【ウェブ】）。

なお、本学への入学が早い時期に決定する自己推薦型選抜及び学校推薦型選抜の合格者に対し、大学での学修にスムーズに移行できるよう、学科（専攻）単位で入学前の学習指導を行っている（資料 7-3）。

（正課外教育）

国際教育交流センターでは、Global Lounge においてコーディネーターとマンツーマンで 1 セッション 30 分の英語のチュータリングを予約制で実施している。チュータリングの内容は、英会話の練習を始め、論文や学会発表の原稿、英文履歴書など留学や就職活動に必要なもの、日記やメール等の英作文のアドバイス、英語によるプレゼンテーションの練習、語学学習アドバイス等としている（資料 7-4【ウェブ】）。

（留学生等の多様な学生に対する修学支援）

留学生に対しては国際教育交流センターが中心となって、次のとおり様々な修学支援を行っている。

<留学生サポートデスクの設置等>

2020（令和 2）年 4 月に国際教育交流センター内に「留学生サポートデスク」を設置し、留学生の生活面での相談や手続きの補助、奨学金等経済支援の紹介や申請補助等、様々な支援をワンストップサービスで実施している（資料 7-5【ウェブ】）。修学状況が芳しくない留学生に対しては、メールや SNS 等で個別に連絡し、定期的に留学生の置かれている環境や状況を確認するとともに、担当者だけでなくスタッフ全員が留学生を気にかけて、いつでも相談できる体制を整えている。また、留学生の体調不良や健康診断等の際は、必要に応じて教職員が通訳を兼ねて同行している。

<留学生とのネットワークの構築>

2020（令和 2）年 5 月に留学生全員と国際教育交流センターの職員が SNS でグループを作り、新型コロナウイルス感染症に係る大学の対応等ホームページ上の重要な掲載内容を日本語及び英語で迅速に情報提供している。更に、台風等の気象状況等により、留学生に危険が及ぶような事柄に係る注意喚起を含め気軽に SNS で知らせ、留学生の状況を確認することで、常に留学生とつながり、孤立させることがないよう細やかな対応をしている。

<留学生サポーター制度の創設>

2020（令和 2）年 6 月に「留学生サポーター制度」を創設し、留学生 1 名に対し、本学の学生 1 名が生活面及び学習面でのサポートができるような体制を整えている（資料 7-6）。

<新型コロナウイルス感染症に係る水際対策、追加的防疫措置への対応>

2020（令和 2）年秋季入学の留学生 2 名に対し、レジデンストラックによる対応を行い、12 月に入国が実現した。入学後、入国までの 2 か月間については、研究科においてオンラインによる指導を実施した。

（障がいのある学生に対する修学支援）

心身に障がいのある学生の修学支援として、「障がい・疾病のある学生への修学支援要領」（2014（平成 26）年 4 月施行）に基づき、保健センター等に相談のあった学生のうち、身体的・精神的理由により、修学上の支援が必要な学生については、各学生の状況に応じた修学支援計画を作成し、学部長や学科長（専攻長、部門長）、授業を担当する教員等で情報の共有を行うなど、全学的に支援を行っている（資料 7-7【ウェブ】）。

2015（平成 27）年度に、障がいのある学生に対して教育上の合理的配慮を行うための基本原則及び支援等の基本となる事項を定めた「修学支援に関する基本方針」を策定するとともに（資料 7-8【ウェブ】）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、教職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定した（資料 7-9【ウェブ】）。また、2017（平成 29）年度には、各学部の教員をメンバーとする「修学支援推進ワーキンググループ」を学生支援委員会に設置し、学生・保護者からの修学支援に対する相談対応、支援計画・支援方法について検討を行うこととした。2019（令和元）年度には学生相談アドバイザー（教員兼務）を新たに配置し、2020（令和 2）年度からはカウンセラーの専門知識を生かした修学支援計画を策定するなど、個別支援の充実を図った（資料 7-

10【ウェブ】）。

なお、ハード面の対応として、2016（平成 28）年度には、心疾患の学生に対するフィールドワーク実施支援のため、ポータブルの AED を購入し、2020（令和 2）年度には、カラーバールーペ等の修学支援機器の貸出を開始した（資料 7-11）。

（成績不振の学生の状況把握と指導）

成績不振者の把握と修学支援のため、学期の初めに、前学期の GPA が 2.0 未満の学生の情報を学科（専攻）に提供し、それらの学生に対して、各学科（専攻）の担当教員が面接等により履修指導を行っている。また、履修登録に問題がある学生を把握し、留年や休・退学をできる限り防止するために、各学期の履修登録期間終了後に履修登録後の進級、卒業判定で留年判定となった者、履修登録単位数が極めて少ない者に対しても、各学科（専攻）の担当教員が必要な履修指導を行っている（資料 4-23）。

（留年者及び休学者の状況把握と対応）

（退学希望者の状況把握と対応）

留年者及び休・退学者の把握や未然の防止、修学支援を適切に行うため、毎年度第 1 回の教務委員会（一部大学院委員会でも実施）において、在学期間が長期に渡る学生の一覧を、また、教務委員会では毎回、休学・退学の願が提出された学生の一覧を提供し、各学部・学科（専攻）、各研究科の学生の状況把握を行っている（資料 7-12）。

また、保健センターでは、学生の健康面のサポートを行う一方で様々な内容の相談に応じている。相談内容は、履修登録や休学・復学といった修学関係、就職や進学等の進路関係、アパートでの 1 人暮らしやアルバイト、新型コロナウイルスの影響等、多岐に渡っている。保健センターで受け付けた相談については、状況を把握した後に、各学部の教員、教務関係部署等と連携を図りながら支援を行っている。また、長期に渡って授業を欠席している学生の現状を調査し、その後の支援につなげるために、保健センターから全学の教員に対し、「長期欠席者調査」を行っている。教員から該当者の報告があった場合、電話やメール等の手段によって連絡を取って現状把握を行うとともに、保護者、教員、関係部署等と連携を取りながら必要な支援を行っている（資料 7-13）。

（奨学金その他の経済的支援の整備）

学生が経済的理由により修学の機会を奪われることのないように、奨学金制度や授業料減免制度を設けている。

奨学金については、日本学生支援機構や各種団体が運営する奨学金に加え、大学独自の奨学金として、2009（平成 21）年度に創設した「熊本県立大学奨学金」に「西部電気工業奨学金」・「同窓会紫苑会奨学金」の 2 種があり、その他の大学独自の奨学金として、2014（平成 26）年度に「水銀研究留学生奨学金」及び「短期派遣留学生支援奨学金」制度を、2015（平成 27）年度に「小辻梅子奨学金」制度を創設し、運用を開始した。いずれも給付型の奨学金である。2019（令和元）年度には、学外奨学金に係る対象者推薦にあたり、審査の公平性を保つため、学内審査基準を策定した。なお、「西部電気工業奨学金」については、寄付の終了に伴い、2020（令和 2）年度以降は新規募集を行っていない（資料 5-35【ウェブ】）。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的な影響を受けた学生に対する経済支援として、文部科学省の「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」や「熊本県生活困窮大学生等のための給付金」について、ホームページやメール等で周知を行った（資料 7-14）。また、2020（令和 2）年度は、同窓会紫苑会奨学金に学生支援特別枠を創設（通常枠 20 万円×10 名に加え、特別枠 10 万円×3 名に給付決定）、県の生活困窮大学生給付金の対象外だった留学生を対象に大学独自で 5 万円の給付金制度を創設した（4 名に給付決定）（資料 7-15、資料 7-16【ウェブ】）。

また、授業料減免制度については、大学独自の定期減免及び緊急減免により、経済的に困窮する学生の支援を行ってきたが、修学支援法の施行（2020（令和 2）年 4 月 1 日）により、学部生については、本学独自の定期減免の対象外とし、より手厚い支援が受けられる修学支援法制度により支援している（資料 7-17【ウェブ】）。修学支援法の対象外である大学院生・留学生については、従来どおり大学独自の定期減免を継続するが、2020（令和 2）年度に博士前期課程 1 年又は博士後期課程 1 年に入学する者は、学部 1 年生との公平性の観点から、減免割合等を修学支援法に合わせることにした。さらに、新型コロナウイルス感染症により家計が急変した学部生は修学支援法により減免を受けることができるが、大学院生・留学生は同法対象外であったため、本学独自の緊急減免の対象に新型コロナウイルス感染症により家計が急変した大学院生・留学生を加えることとした（留学生 1 名の減免決定）（資料 7-18【ウェブ】）。

2021（令和 3）年度には、新型コロナウイルス感染症の継続的な影響により、アルバイト収入等が減少するなど、生活が困窮している学生の状況を鑑み、生活支援の一つとして食品・日用品等の無償配布を計 6 回、延べ 943 名に行った（資料 7-19）。

（授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供）

入学金、授業料やその他費用及び奨学金や授業料減免等の経済的支援については、ホームページに掲載しているほか、『学生生活ハンドブック』にも記載している（資料 5-34【ウェブ】、資料 5-35【ウェブ】、資料 5-36：pp.39-42）。特に、在学生に対しては、学内掲示やホームページへの掲載を行っているほか、メールでの情報提供も行っている（資料 5-37）。

【学生の生活に関する適切な支援の実施】

（学生の相談に応じる体制の整備）

保健センターを設置し、センター長（教員兼務）、保健師 2 名、非常勤カウンセラー（臨床心理士）2 名、学生相談アドバイザー（教員兼務）の計 6 名で対応している。専任の保健師が日常的な病気やけがへの対応は勿論のこと、学生の心身の悩み事の相談に応じている（資料 7-20【ウェブ】）。2020（令和 2）年度以降は、従来週 3 日だったカウンセリングをカウンセラーの勤務日数を増やすことにより、週 5 日実施することとした。また、前述のとおり、教員が学生相談に応じるための「オフィスアワー制度」も導入しており、教員・事務職員が一体となって学生相談に当たっている。ハード面では、センターの防音壁工事を行い、学生の相談環境整備を図った。

また、2020（令和 2）年度からは新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、電話、文書、メ

ール等でもカウンセリングを実施している。

（ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備）

本学では「公立大学法人熊本県立大学ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、「ハラスメントの防止に関する指針」や「ハラスメントに関する苦情相談への対応についての指針」を定め、人権委員会の委員に加え学部や事務局選出の教職員をハラスメント相談員として学内に周知し、相談体制の充実を図っている（資料 7-21【ウェブ】）。なお、2016（平成 28）年度には、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策のため、「公立大学法人熊本県立大学ハラスメントの防止等に関する規則」及び「ハラスメントの防止に関する指針」を改正した。また、2020（令和 2）年度には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正により、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務付けられたため、同規則及び同指針を改正した。2021（令和 3）年度からは、相談実績を把握するためハラスメント相談員から年に 2 回相談件数を報告してもらうこととし、併せて相談員以外の教職員にも相談を受けた場合の相談記録について周知を行った。

毎年、ハラスメント相談員及び所属長を対象とした相談員研修会、教職員を対象としたハラスメントに係る研修会（人権研修会）を開催しているが、2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染症対策として、書面又はオンデマンド配信により実施した（資料 7-22、資料 7-23）。また、学生を対象として、年度当初の学生オリエンテーション時にハラスメント関連の説明を行っている（資料 5-36：p.85）。

その他、年に 1 度、学生及び教職員を対象としたハラスメントアンケートを実施するなどして学内におけるハラスメント防止に関する取組を進めている（資料 7-24）。

（学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮）

毎年 4 月に熊本赤十字病院への委託により、全学生を対象とした健康診断を実施している（資料 7-25【ウェブ】）。健康診断の結果を受け、要再検者及び要精査者には、結果配布時に個別指導を行っている。また、大学生活においては、飲酒や喫煙の機会等も予想されることから、アルコールパッチテストや、たばこの害に関する説明等を 4 月のオリエンテーションにおいて行っている（資料 5-36：p.52）。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2021（令和 3）年度には『学生生活ハンドブック』に感染力の強いウイルス疾患として、新型コロナウイルス感染症の情報を追記し、感染症の対処法等を記載した（資料 5-36：p.54）。また、軽症状のある学生等に対して迅速かつ簡易に抗原定性検査を実施するためのキットを文部科学省から受領したため、保健センターに保管のうえ、適宜活用することとしている。

また、本学では前身の熊本女子大学から続く食と健康に関する人材育成や研究活動の実績があり、2018（平成 30）年には、「地域の食資源を基に、本学学生の食と健康に関する理解を深め、食生活を通して健康を自己管理できる人材を育成する」ことなどを目指し、「熊本県立大学食育ビジョン」を策定した（資料 7-26【ウェブ】）。本学の食育活動・研究に関する全学的な事項を食育推進委員会において審議し、環境共生学部付属の食育推進室が中心となって推進している。具体的には、①『くまもと食育ガイドブック』を用いた熊本の食に関わる講義の実施、②食育を実施する学生グループ「たべラボ」による食に関する体験研修の実施、③学生食堂を活用した毎月 1 回の

「食育の日」の実施や規格外野菜を使用した「Vege レスキューウィーク」の実施等、食育の推進を行っている。さらに、食育の取組や成果を学内外へ向けて発信し地域貢献につなげている。こうした長年にわたる食育活動が認められ、2017（平成 29）年度に第 1 回食育活動表彰教育関係者・事業者部門で「農林水産大臣賞」を受賞した（資料 7-27）。

【学生の進路に関する適切な支援の実施】

（キャリア教育の実施）

本学では、キャリア教育を、正規の授業科目と授業外の就職支援・資格対策等のプログラムを連携させ、4 年間の学士課程を通した「キャリアデザイン教育」として行っている（資料 4-10【ウェブ】）。

授業での取組として、1 年次の共通教育「キャリアデザイン」分野における授業科目「プレゼминаール」及び「キャリア形成論」で高校教育から大学での学びへの転換のための教育を行い（資料 4-9）、学生がこれらの科目を含む共通科目と所属する学科の専門科目を通して、大学生活で主体的に自らのキャリアを構築していくための方法を学ぶことを目指している。その際、共通科目の「もやいすとジュニア育成」、「新熊本学」科目や各学部で実施している「フィールドワーク」（授業名称は学部により異なる）、「インターンシップ」、「学生 GP（2022（令和 4）年 4 月からの名称は地域連携型学生研究）」等、地域社会との連携を行いながら、地域社会のニーズに対応しうるスキルの育成も目指している（資料 1-7：pp.10-13）。

また、2013（平成 25）年度から 1 年生及び 3 年生全員を対象に実施している PROG テスト（株式会社リアセック開発、産業界から求められる汎用的技能を評価するテスト）の結果は、1 年生については、「キャリア形成論」の授業を活用して全員に返却、解説を行い、大学生活全般を通した学修への助言を行っている。3 年生については、テスト結果が前学期中に得られるように実施しており、学生はその結果から自らの長所、短所を確認し、就職活動や残りの学生生活に臨むことができるようにしている。

（学生のキャリア支援を行うための体制の整備）

前述のとおり、本学では 4 年間を通したキャリアデザイン教育を実施しているが、キャリアデザイン教育については、共通教育センターに設けたキャリアデザイン教育委員会が、共通科目の「キャリアデザイン」分野科目を中心に教育内容について企画し、全学的な調整を行っている。

また、就職支援等のキャリアサポートを担う組織としてキャリアセンターを設置しており、センター長（教員、兼務）、担当職員 1 名、就職相談員 3 名（嘱託職員）、事務系嘱託職員 1 名の計 6 名で対応している。なお、キャリアサポートに関する事業の企画や学部との調整を行う組織としてキャリアセンター運営会議を設置している（資料 5-36：p.65、資料 7-28【ウェブ】）。

（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）

3 年生を対象として週に 1 度開催する「就職セミナー」を中核としながら、模擬面接の実施、エントリーシートの添削等、個々の学生の希望に沿ったきめ細かな就職支援を行っているほか、就職活動を終えた 4 年生が後輩達に自身の経験を踏まえたアドバイスを行う「スチューデント・アドバイザー制

度」(キャンパス・キャリア・エンジェル)の実施や公務員試験対策講座の実施等、様々な就職支援の取組を行っている(資料 7-29、資料 7-30、資料 7-31)。さらに、年に 2 回、担当教員が 3 年生との個別面談を実施し、進路意向の確認を行う等、教員と事務職員が連携しながら就職支援に当たっている。2020(令和 2)年度からは、近年の就職活動の早期化に対応するべく、低年次向けの就職支援の充実も図っている。

2020(令和 2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、遠隔による面接予約や就職相談員への相談の実施、飛沫防止のためのアクリルパーテーションの設置等を行い、2021(令和 3)年度も同様の対策を行いながら、コロナ禍における就職活動を支援している(資料 7-32)。また、例年学内で開催していた「学内合同企業セミナー」についてオンラインによる開催としたほか、「就職セミナー」や各種企業説明会等についても状況に応じてオンラインで実施している(資料 7-33、資料 7-34)。

(博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定)

学部生等に対する教育の補助業務を行ってもらうことにより、大学教育の充実を図り、併せて大学院生の将来の教育研究者としての資質を向上させるために、教育訓練の機会を提供することを目的とする制度として TA 制度(資料 7-35【ウェブ】)や本学教員の研究補助業務を行ってもらうことにより、研究活動の充実を図り、併せて大学院生の将来の教育研究者としての資質を向上させることを目的とする制度として RA 制度(資料 7-36【ウェブ】)を導入しており、学識を教授するために必要な能力を培う機会となっている。

(学生の正課外活動を充実させるための支援)

課外活動の団体(サークル・学生自治会等)は、学生の自由意志によって結成され、自主的に活動を行うものであるが、課外活動がより有益かつ効果的に行われるためには、大学側の適切な指導・援助も必要であると考え。そのため、本学では「課外活動に関する指針」を策定し、「課外活動団体の設立」、「学内施設の使用」、「学外での活動」、「火災及び盗難等の予防」等 10 の基本ルールを定め、この指針の下、2022(令和 4)年 2 月現在で 25 の体育系サークル、21 の文化系サークルが活動している(資料 7-37【ウェブ】)。

ボランティア活動は、学生の自主性、社会性を育む上で、大変有意義な活動であり、中期計画でも積極的に支援することを明記している。2013(平成 25)年に「ボランティア活動に係る指針」を策定し、2016(平成 28)年には学生のボランティア活動を支援するため、ボランティアステーションを設置し、学生に各種ボランティア情報を発信している(資料 7-38【ウェブ】)。ボランティアステーションでは学生が、防災、地域づくり、規格外野菜の活用等様々なボランティア活動を行っており、2020(令和 2)年度には、学生による被災地等でのボランティア活動を支援するため、ボランティアステーションに貸出用の長靴、ヘルメット等を配備した。

また、課外活動等において学生として表彰に値する行為があった者の栄誉をたたえとともに、文化活動、社会活動、芸術及びスポーツ等多様な分野において学生の範となり、活発な課外活動等を奨励することを目的として、課外活動優秀者表彰を毎年度行っている(資料 7-39【ウェブ】)。

2020(令和 2)年度は、コロナ禍におけるサークル活動について、県のリスクレベルに合わせ、学外活動の禁止(R2.8.5 通知)、活動の一部緩和(R2.10.5 通知)、県独自の緊急事態宣

言発令に伴う再厳格化（R3.1.17 通知）等適時適切に対応し、感染対策とサークル活動の両立を支援した（資料 7-40）。2021（令和 3）年度も同様に、県のリスクレベルに応じて見直される「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針」について、ホームページで学生に適宜周知する等、適切に対応した（資料 7-41【ウェブ】）。

（その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施）

年に 2 回学生自治会から提出される「学内の福利厚生向上についての要望」については、過去にはテニスコートの修繕及び照明の改修、実習室の照明環境の改善、サークル棟付近の樹木の選定、害虫駆除等を行うなど、必要に応じて適切に対応している（資料 7-42）。

以上のことから、本学は学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

本学の中期計画において、修学支援、生活支援及び進路支援に関して様々な施策に取り組んでいる。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめて公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、学生支援の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

2018（平成 30）年度計画として、「ボランティア活動及び課外活動の活性化に向けた課題を整理するとともに、より効果的な情報発信の方法を検討する」としていたが（資料 2-5【ウェブ】：p.11、計画番号 14）、情報発信は行ったが課題の検討には至らなかったという業務実績に対して、法人評価委員会より「（抜粋）年度計画を十分実施できなかった。ボランティア活動等は学生の自主性を育む大事な機会でもあるので、今後、活性化に向けた継続的な取組が期待される」として課題とされた（資料 7-43【ウェブ】：p.6（ケ））。この指摘を受け、2019（令和元）年度には、ボランティア活動を行っている学生と意見交換会を開催し、その中でボランティアステーションの認知度不足という意見もあったため、学生のボランティア活動をホームページで情報発信する際、ボランティアステーションは大学が設置したものである旨記載した（資料 7-44）。また、2020（令和 2）年度計画として、「ボランティアステーションの認知度不足を解消するため、HP での情報発信等を行う」とし、従来、ボランティアについては活動指針のみ掲載していた『学生生活ハンドブック』に、具体的なボランティア活動の内容を掲載した（資料 5-36：p.77）。また、4 月のオリエンテーションの際、ボランティアステーションの役割や位置等について説明するとともに、ボランティアステーションのホームページについ

ても学生の協力を得て作成し情報発信を行った（資料 7-45【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（2）長所・特色

- 障がい・疾病のある学生への支援については、2019（令和元）年度の学生相談アドバイザー設置、2020（令和 2）年度からのカウンセラーの勤務日数増（3 日/週→5 日/週）、カウンセラーの専門知識を活かした修学支援計画の策定、遠隔による相談に対応した環境の整備等、保健センターの機能強化を図ることにより、着実に支援が強化されてきている。
- 大学が独自に整備した、給付型の「熊本県立大学同窓会紫苑会奨学金」は、学生の学問へのモチベーションを高める機能を果たしていると考ええる。
- 「地域の食資源を基に、本学学生の食と健康に関する理解を深め、食生活を通して健康を自己管理できる人材を育成する」ことなどを目指し、「熊本県立大学食育ビジョン」を策定し、食育活動を推進するとともに、食育の取組や成果を学内外へ向けて発信し地域貢献につなげている。こうした長年に渡る食育活動が認められ、2017（平成 29）年度に第 1 回食育活動表彰教育関係者・事業者部門で「農林水産大臣賞」を受賞した。
- 就職活動を終えた 4 年生が後輩達に自身の経験を踏まえたアドバイスを行う「スチューデント・アドバイザー（キャンパス・キャリア・エンジェル）制度」を実施している。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っている。

修学支援として、留学生サポートデスクや留学生サポーター制度等による留学生に対する支援や、カウンセラーの専門知識を活かした修学支援計画の策定等による学びの継続に困難を抱える学生への支援、大学独自の給付型の「熊本県立大学同窓会紫苑会奨学金」等による経済支援等を行っている。

生活支援として、保健センターを設置し、学生の相談に応じる体制を整備しているとともに、学生の心身の健康のため食育活動を推進している。

進路支援として、大学で何をいかに学ぶか、その姿勢や方法を学ぶとともに、自己のキャリアを継続的にデザインし続けていく能力を育成するためのキャリアデザイン教育を実施するとともに、就職支援等のキャリアサポートを担う組織としてキャリアセンターを設置し、3 年生を対象とした「就職セミナー」や就職活動を終えた 4 年生が後輩達に自身の経験を踏まえたアドバイスを行う「スチューデント・アドバイザー制度」等による支援を行っている。

第 8 章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

(大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示)

教育研究等環境の整備については、県が定める中期目標において、「既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修により良好な教育研究環境を保持するとともに、施設設備の有効活用を推進する。なお、整備改修に当たっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。」と示されている（資料 1-11【ウェブ】：p.5 V-1）。これを受けて、第 3 期中期計画において以下のとおり定め、中期計画の達成に向け、各年度の年度計画を定め、様々な施策に取り組んでいる（資料 1-12【ウェブ】：p.10 計画番号 46 番）。

＜第 3 期中期計画＞

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組

(46) 新たな施設設備保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、施設設備の適正な維持管理と計画的な整備改修により、長寿命化に努め、良好な教育研究環境を保持する。また、維持改修等に当たっては、安全性の確保と可能な限りバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に配慮する。

施設保全については、2017（平成 29）年に建築専門家等による施設診断を行い、改修の必要性を段階別に区分した「第 3 期保全計画（2018（平成 30）～2023（令和 5）年度）」を策定し（資料 8-1）、同計画に基づき、空調設備改修、直流電源装置更新、トイレ改修工事等、計画的な整備・維持管理等を進めている。また、施設の長寿命化を図り、中長期的な維持管理等に係るコストの縮減と予算の平準化を目指すため、2020（令和 2）年度には、施設全体の長寿命化の基本方針と施設ごとのメンテナンスサイクルの実施計画から成る「インフラ長寿命化計画（2021（令和 3）～2053（令和 35）年度）」を策定した（資料 8-2）。

機器更新については、機種選定委員会を開催し対象機器の導入必要性等を審議し、物性試験システム、液体クロマトグラフシステム、質量分析装置等、教育研究機器の計画的な導入等を行っている。

以上のことから、本学は学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

（施設、設備等の整備及び管理）

本学は、熊本市東区月出にキャンパスを持ち、校地面積は 140,846 m²（内訳：校舎敷地 80,092 m²、運動場用地 60,754 m²）で、大学設置基準で規定された校地面積 19,200 m²を優に上回る。キャンパス周辺は、熊本赤十字病院、熊本県福祉総合相談所、熊本県精神保健福祉センター等の公的機関や住宅街が立地し、閑静で教育にふさわしい環境となっている。また、キャンパス正門が面する道路（通称：国体道路）の開通により住宅とともに商業施設も増加し、学生の利便性も高まった。この他にキャンパス近隣の熊本市東区長嶺東の教職員住宅用地として 2,484 m²を保有している（大学基礎データ（表 1））。

キャンパス内には、白亜の建物に囲まれたオープンスペースがあり、講義室、演習室、実験・実習室及び研究室等が入る 10 棟の建物をはじめ、図書館、体育館、学生食堂等のある大学会館、事務局のある本部棟、CPD（継続的専門職能開発）ホール等の建物を適度な距離を持って配置している。校舎面積は 38,260 m²で、大学設置基準で規定された校舎面積 13,370 m²を優に上回る。運動場としては、キャンパス内に月出フィールド、プール、テニスコートを、また、近隣の熊本市東区小峯に陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、ジョギングロード、クラブハウスを備える小峯グラウンドを有している（資料 1-7：pp.72-73、資料 1-8：pp.29-30）。

講義室としては、大ホール、中ホール、小ホールを含む全 28 室がある。なお、大ホールは 350 人収容で 230 インチスクリーンを備え、授業のインターネット配信にも対応した音響映像システムを導入しており、中ホールは 316 人収容、小ホールは 143 人収容となっている。

その他、講義棟 2 号館には、情報処理実習室や大学院生室等があり、文学部棟には 2 つの演習室や教員研究室、大学院生室、学部資料室等があり、環境共生学部西棟には主に居住環境資源専攻・食健康環境学専攻の各種実験・実習室や教員研究室、大学院生室等、環境共生学部南北棟には主に環境資源学専攻の各種実験室や分析機器室、教員研究室等、構造実験棟には構造実験室や材料実験室がある。総合管理学部棟には 2 つの情報処理実習室や情報実験室、10 の小規模な演習室、教員研究室、大学院生室、学部資料室等がある（資料 5-36：p.132）。

（ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備）

ネットワーク環境等については、情報基盤管理室（2022（令和 4）年 4 月からはデジタルイノベーション推進センター）が中心となり整備している。主に授業に使用する教室として、情報処理実

習室（３室）、環境情報処理演習室を設置し、インターネットに接続できる高速・大容量のパソコンを計 214 台及びプリンターを配備している。情報処理実習室については、授業で使用しない時間帯は学生に開放している。この他、主に語学教育を行うグローバル棟の 2 教室、図書館等にも利用できるパソコンを設置している。なお、上記以外のほとんどの教室にプロジェクター、大型スクリーン、DVD などの教育機器を設置し、必要に応じて関連する備品の貸出にも対応している。

情報処理実習室等以外でもパソコンが使えるよう、中央コンピュータ室にてノートパソコンの貸出しも行っており、新型コロナウイルス感染症の対策として、遠隔授業を受ける学生支援のため、これまで 1 泊 2 日（一部は 7 泊 8 日）であったパソコン貸出し期間を最長 1 か月に延長する対応を 2021（令和 3）年 6 月から実施している（資料 8-3、資料 8-4）。また、遠隔授業を受講する環境（パソコンやスマートフォン、インターネット回線）を自身で準備することが難しい学生のためにタブレットの貸出を行っている（資料 8-5）。

学内には無線 LAN を整備しており、講義室、演習室、学生食堂等、学内各所で利用できるようになっている。大学資産の端末は申請不要で使用でき、それ以外の端末については手続き等を経て利用できることとしている（資料 8-6）。

情報基盤管理室では、本学情報ネットワーク基盤の整備、管理を行っている。情報セキュリティ対策にも積極的に取り組んでおり、次世代ファイアウォールといった最新の防御装置の導入やシステム監視の強化により、安心安全なネットワーク環境を提供している（資料 8-7）。

また、新型コロナウイルス感染症の対策として、2020（令和 2）年度は遠隔授業を実施する教員のため、高性能ウェブカメラや配信用パソコンを備えたスタジオ設置等の整備を行った。また、2021（令和 3）年度中には、対面・遠隔併用のハイブリッド授業の実施を可能とするための教室 web 配信収録設備の整備を完了させる予定としている。加えて、遠隔授業ポータルサイトを立ち上げ、学生及び教員に必要な情報を集約して掲載するほか、遠隔授業サポートの運用の中で随時発生した課題への対処マニュアル等の提供を行うなど、支援を行っている（資料 8-8、資料 8-9、資料 8-10）。

（施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保）

施設管理については、「固定資産管理規程」、「固定資産貸付規程」、「固定資産等貸付料算定基準」の規定に基づき、不動産の資産管理責任者を理事長、不動産の使用責任者を事務局長とし、事務局総務課が業務を所管している（資料 8-11【ウェブ】、資料 8-12【ウェブ】、資料 8-13【ウェブ】）。

防火・防災の管理体制は、本法人の「消防計画」に規定している。理事長を最高の責任者とし、防火・防災管理者に総務課長を選任し、自衛消防組織の編成、防火・防災設備の点検、防火・防災教育及び訓練等に取り組んでいる（資料 8-14）。また、防災・減災ビジョンの取組として、本学の防災・減災体制（ソフト・ハード）の充実、日赤熊本県支部・熊本県・熊本市等をはじめとした地域との連携体制の充実等、防災拠点形成を推進している（資料 8-15【ウェブ】）。

特殊性や専門性を有する空調設備、エレベータ、自動ドア、電気設備の保守管理等や清掃業務、警備業務等については、費用対効果を考慮し、専門業者への外部委託を行い、休日・夜間を含めた施設・設備の衛生・安全を確保する体制を整えている。

さらに、「環境配慮方針」を策定し、環境との共生に向け、環境への負荷を低減する活動に努め

ており、毎年度、「エコ・アクションプラン」として、LED 照明の計画的な導入、未使用教室等の消灯の徹底等、学生・教職員が協働した取組を実施している（資料 8-16【ウェブ】、資料 8-17）。

2020（令和 2）年度には、新型コロナウイルス感染症の対策として、中ホール及び学生会館（学生食堂）の換気改善工事（排風機更新、窓・外気取入口設置等）や、企業の WEB 面接に対応するためキャリアセンター内に防音等の措置を講じた WEB 面接室の整備等を行った。また、不特定多数の者が触れる図書館の本の除菌装置を配備するとともに、製図室等を分散の上で同時に授業ができるよう複数の部屋に音声を流すスピーカー設備の増設等を行った。

なお、環境共生学部には整備している精密で高額な機器類や危険性の高い機器類等の保守点検も専門業者に委託して適宜適切に実施している。

このほか、関係法令に基づき、建築物環境衛生監理業務を専門業者に委託し、環境衛生の維持を図っている。害虫駆除、貯水槽清掃、空気環境測定、簡易専用水道検査も関係法令等に基づき適切に実施している。

（バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備）

第 3 期中期計画において、「（略）維持改修等に当たっては、安全性の確保と可能な限りバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に配慮する」としており（資料 1-12【ウェブ】：p.10 計画番号 46 番）、2019（令和元）年度には小ホール・文学部棟の空調設備等の維持改修や、中ホール・大ホール前トイレの改修を、2020（令和 2）年度には図書館の空調設備改修等を行った。2021（令和 3）年度には大ホール系統の空気調和機更新及び本部棟のトイレ改修等の維持改修工事等に取り組んでいるところである。また、2020（令和 2）年度には、学内サインについて、海外からの留学生や日本語の理解が十分ではない外国人、来客、新入生等の視点で、学内で円滑に移動することができ、施設等がわかりやすいサインに見直していく検討を行い、2021（令和 3）年度に学内案内図・誘導サインなどの新設や盤面の張替え、各建物に建物番号と英語の表記等を行った（資料 8-18）。

（学生の自主的な学習を促進するための環境整備）

図書館 1 階には「ラーニングcommons」と称する学生のためのグループ学習スペースが確保されており、机、椅子、ホワイトボード、プロジェクター等を自由に利用することができる。また、私語禁止としている他の図書閲覧席とは異なり、学生同士のディスカッションが可能なエリアとして活用されている。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として 2020（令和 2）年 3 月以降はグループ学習等の使用を制限（私語禁止）している（資料 5-36：p.94）。また、本学には情報系の授業を行う情報処理実習室が 3 室あり、合計 174 台のデスクトップパソコンが設置されているが、授業で使用しない時間帯については、学生に開放し自由に学習や遠隔授業を受けられるようにしている（資料 5-36：p.101）。

また、Global Lounge は、学生の語学学習に必要なパソコン等の機器を備えた学習スペースを有し、語学スキルの向上を図るための環境を整え開放しており、学生の自主的な学習を促進している。Global Lounge 内には語学学習に役立つ様々な教材（iPad、DVD、書籍、ボードゲーム等）を備えており、学生はいずれも無料で利用できる（資料 7-4【ウェブ】）。

さらに、授業外で学生が自学自習に利用できるよう、文学部ではスチューデント・ラウンジを原則平

日 9 時 30 分から 16 時 30 分まで、環境共生学部環境共生学科居住環境学専攻では居住情報実習室を平日 9 時 30 分から 16 時まで開放している。総合管理学部では、教員等を通して予約のうえ、土日を含む 8 時 40 分から 19 時 30 分まで演習室（10 室）を開放している。

（教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み）

情報倫理の確立については、「熊本県立大学情報セキュリティ基本方針」、「熊本県立大学情報セキュリティ対策基準」から成る「熊本県立大学情報セキュリティポリシー」及び「熊本県立大学情報セキュリティ実施要領」を定めており、学生を含め全学にその周知を図っている（資料 8-19、資料 8-20、資料 8-21、資料 8-22）。

また、毎年度、教職員については、情報ネットワークの適切な取扱いの徹底を図るため、「情報セキュリティ研修」を必須研修として年 1 回実施している（資料 8-23）。また、学生については 4 月のオリエンテーション時に情報セキュリティポリシーに関する説明を行っている（資料 8-24）。更に、学生・教職員を対象に情報セキュリティ確保と意識啓発に向けた取組として「情報セキュリティ啓発キャンペーン」を展開している（資料 8-25）。

なお、2020（令和 2）と 2021（令和 3）年度については、新型コロナウイルス感染症対策として研修及び啓発キャンペーンをオンラインで実施している。

以上のことから、本学は教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

（図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備）

2020（令和 2）年度における図書館所蔵資料は、図書 380,422 冊（和書 303,956 冊、洋書 76,466 冊）、学術雑誌 5,689 タイトル（和雑誌 4,361 タイトル、洋雑誌 1,328 タイトル）、視聴覚資料 6,793 点を有している。うち図書館に配架されている図書は 340,191 冊（和書 273,109 冊、洋書 67,082 冊）、学術雑誌 4,555 タイトル（和雑誌 3,603 タイトル、洋雑誌 952 タイトル）、視聴覚資料 5,400 点である。なお、書架収容能力は約 41 万冊である。電子資料については、オンラインデータベースを含め提供できるタイトル数は 100 タイトルとなっており、大学図書館ホームページから利用が可能である（大学基礎データ（表 1）、資料 8-26【ウエ

ブ)】)。

図書の購入に当たっては、司書による選定だけでなく、教員・学生からの希望を受け付けており、利用者のニーズを反映した蔵書構成となるように努めている（資料 8-27、資料 8-28）。

（国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備）

国内外の教育研究機関への学術情報発信のため、2015（平成 27）年度に学術機関リポジトリを導入し、運用指針に基づき、学術情報の公開を行っている。2020（令和 2）年度末時点で、紀要論文 1,491 本、研究成果報告書 3 本、博士論文 36 本、その他 1 本を掲載した（資料 8-29【ウェブ】、資料 8-30【ウェブ】）。

他図書館とのネットワークについては、公立大学協会図書館協議会、日本図書館協会、九州地区大学図書館協議会及び熊本県大学図書館協議会に加盟し、研修への参加、情報交換等を行っている。なお、2021（令和 3）年度は公立大学協会図書館協議会の会長館に就任し、全国加盟館とのネットワークをさらに深めている（資料 8-31）。

（学術情報へのアクセスに関する対応）

学術情報へのアクセスについては、国立情報学研究所（NII）の提供する各種サービスに加入するとともに、NACSIS-ILL（国立情報学研究所の図書館間相互貸借サービス）に参加し、図書の貸借、文献複写の受付・依頼サービスを実施している。2015（平成 27）年度からは、新たに国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の「閲覧」サービスを利用していたが、2018（平成 30）年度より「閲覧・複写」のサービスを利用できるよう利便性の向上を図った（資料 8-32【ウェブ】）。

（学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備）

図書館は 1994（平成 6）年 4 月に開館し、地上 4 階建て、総床面積は 3,847 m²である。

開館時間は、平日は 8 時 40 分から 21 時 40 分まで、土曜日は 8 時 40 分から 19 時 00 分までとしており、年 2 回の試験期間前と期間中は日曜開館を 8 時 40 分から 17 時 00 分まで実施しており、学生の夜間や土曜日の授業開講にも対応している（資料 5-36：p.94）。

学習・閲覧環境は学習形態に応じて整備しており、館内閲覧席については通常の閲覧席のほか、個人閲覧席（キャレル）13 席、グループ学習室 24 席、ラーニングコモンズ 24 席など合計 358 席、在籍学生数 2,196 名（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在）に対し約 16%の座席数を確保している。

2019（令和元）年度の年間開館日数は 287 日、入館者延べ人数は約 9 万 8 千人であることから、1 日当たり約 340 人が来館していることとなる（在籍学生数ベースで約 15%）。新型コロナウイルス感染症の影響により 2020（令和 2）年 3 月以降は県内の感染状況により休館、開館時間等の短縮、学内関係者以外の入館制限、グループ学習等の使用制限（私語禁止）等を実施しており、2020（令和 2）年度の年間開館日数は 224 日、入館者延べ人数は約 3 万人であった（1 日当たり約 134 人）（資料 8-33、資料 8-34）。

所蔵する図書資料に関する電子情報は、図書館システムから提供される OPAC（電子目録）の端末機を図書館 1 階から 4 階にかけて 6 台、データベース用端末機を 1 階に 1 台設置して提

供するとともに、この他学内ネットワーク・大学ホームページからインターネットを経由して、図書検索及び図書予約を可能としている。

また、デスクトップパソコンを館内に 50 台設置しており（1 階パソコンコーナーに 34 台、3 階グループ学習室 1 に 16 台）、図書館においてもレポート等の作成を可能とする等、学生の学習をハード面から支援している。

なお、開館時の新型コロナウイルス感染症の対策として、閲覧席の十分な間隔の確保、書籍等除菌ボックスの導入、開館前の設備消毒の実施や使用者による消毒呼びかけ等を実施しているほか、遠隔授業支援として、図書館配備のパソコンの利用を継続し、新たに図書館プリンターの学生利用を許可する対応を行っている（資料 8-35）。

このほか、本学図書館は、2002（平成 14）年から 18 歳以上の県民にも開放しており、2019（令和元）年度は年間延べ約 1,000 人の利用（貸出冊数は約 2,000 冊）があり、特に本学の公開講座受講生の利用が多く、学術・施設両面から地域社会に開かれた大学であることを特徴づけている。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として 2020（令和 2）年度以降は入館制限を行っており、非常勤講師を含む学内者限定の利用としている（資料 8-36【ウェブ】、資料 8-37）。

（図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置）

現在、図書館に配置されている 9 名の職員のうち司書資格を有する者は嘱託職員の 7 名であり、利用者からの問い合わせ対応や ILL 等のサービスを提供している。また、1 年生の必須科目である「プレゼミナル」の中で「図書館活用ガイダンス」の講師として、図書館の利活用方法を指導している。なお、2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染症の対策として、学生ポータルサイトに図書館ガイダンスとして動画及び資料を掲載し、各教員が行う授業「プレゼミナル」の実施方法に応じて自由に利用できるようにした（資料 8-28、資料 8-38）。

以上のことから、本学は図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

（大学としての研究に対する基本的な考えの明示）

研究に対する基本的な考え方は、「研究者行動規範」に基づき、「地域に生きる大学として独自

性を持ち、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究」に取り組むこととしている（資料 8-39【ウェブ】、資料 1-12【ウェブ】：p.5 計画番号 19 番）。

（研究費の適切な支給）

教員個人に配当する個人研究費は、教員の職位・教育研究分野、教員数等を考慮のうえ設定した各学部配当総額を、各学部の所属教員数で除して教員 1 人あたりの額を算出し、配分している。法人化により柔軟な予算執行が可能となり、教員は自らの研究活動に沿った個人研究費の使用（消耗品、備品、研究旅費等として自由に使用）が可能となった。

教員 1 人あたり個人研究費の配当額は、2020（令和 2）年度の実績で、全学平均が 409,753 円となっている。各学部の実績は、文学部が総額 8,320,228 円で、専任教員 21 人の 1 人あたりの額は 396,201 円、環境共生学部は総額 13,268,956 円で、専任教員 31 人の 1 人あたりの額は 428,031 円、総合管理学部は総額 14,469,108 円で、専任教員 36 人の 1 人あたりの額は 401,920 円となっている。

また、個人研究費の他に、教員の研究シーズを活かした地域貢献活動の推進を目的として次のとおり様々な研究費助成を行っている。

《研究費助成》

地域おこしスタートアップ事業 ※2018（平成 30）年までの名称は「地域 貢献研究事業」	地域課題解決型の研究活動の一つとして、 本学と包括協定を締結している熊本県内の 22 市町村（2021（令和 3）年 8 月現在） や熊本県から要望があった研究テーマにつ いて、本学教員と協働で課題解決に取り組 んでいる（資料 8-40【ウェブ】）。
学長特別交付金（教員提案事業） （2015（平成 27）～2018（平成 30）年 度実施）	学際的な研究や教育内容・教育方法の開発 研究を重点的に支援することを目的に、教 員のプレゼンテーションをもとに選考して 実施した（資料 8-41）。
地域志向教育研究事業 （2015（平成 27）～2018（平成 30）年 度実施）	文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大 学 COC 事業）に 2015（平成 27）年度に 採択されたことを受け、教員が主体的に地 域課題をテーマとした教育・研究・社会貢 献活動に取り組むことを推進するために実 施した（資料 8-42）。

（外部資金獲得のための支援）

学外の研究費助成として、科学研究費補助金をはじめとした各種の競争的研究費や民間資金等外部資金を活用して、研究活動の推進や研究力の向上、研究成果の社会への還元に取り組んでいる。

外部資金の積極的な活用を図るため、科学研究費補助金については原則として全ての教員が

申請を行う「科学研究費補助金応募率 100%」を基本目標にしており、2020（令和 2）年度まで 8 年連続達成している（資料 8-43）。

科学研究費補助金獲得支援としては、申請時に外部専門家から助言・指導を受けられる機会を設けているほか、教職員による説明会を毎年実施しており、2020（令和 2）年度（2021（令和 3）年度分）は新規・継続合わせて採択件数 40 件、交付決定額 50,440 千円を獲得している（資料 8-44、資料 8-45）。

また、企業や自治体等の団体と連携し、大学の研究成果を地域社会に還元していくため、地域のニーズと大学のシーズをマッチングするコーディネーターを 2 名配置し、学外との受託研究・共同研究についても積極的に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、2020（令和 2）年度の受託研究・共同研究の件数は 19 件、13,473 千円の実績を挙げた（資料 1-8：p.19）。

（研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等）

研究室整備については、専任教員（助手 1 名を除く 83 名）に対して 1 名 1 室の研究室を確保している。また、非常勤講師に対しては、本部棟にパソコンやコピー機を備えた非常勤講師室を確保し、講義資料の準備等に対応可能となっている。

本学教育職員は裁量労働制適用の者が多数を占めており、所定労働時間内における研究時間は、教育職員自らの裁量により研究時間を確保している（資料 8-46【ウェブ】：第 14 条）。

研究専念時間の確保（教員研修等）については、教育職員の教育研究能力向上を図るため、研修制度を整備している（資料 8-47【ウェブ】）。具体的には、出張による国内外における長期研修として「長期出張研修」、出張によらない国内外における長期研修（職務専念義務免除）として「長期自主研修」、出張によらない研修（職務専念義務免除）として「自主研修」がある。長期出張研修及び長期自主研修の対象は、我が国若しくは外国の大学、国公立の研修所又はこれらに準ずる公的機関において学術研究、調査を行おうとする教育職員で、研修期間は 1 月以上 1 年以内としている。なお、長期自主研修を希望する者のうち、留学を行おうとする 39 歳以下の教育職員又は女性教育職員は、長期自主研修助成金が予算の範囲内で措置されることとなっている（資料 8-48【ウェブ】）。

（ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制）

本学では、実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理教育を補助するため、助手のほか嘱託職員を教育支援職員として、2021（令和 3）年 5 月 1 日現在、全学で 22 名配置している。

《助手及び教育支援職員の配置状況（2021（令和 3）.5.1 現在）》

業務内容	人数	所属
実験・実習支援	助手 1、研究室助手（嘱託職員）14	環境共生学部

情報処理教育	嘱託職員 4	学術情報メディアセンター
外国語教育支援	嘱託職員 3	国際教育交流センター

このほか、各学部で学部事務を補助する嘱託職員を、文学部に 2 名（各学科資料室 1 名）、環境共生学部で 5 名（学部長室 1 名、学部 4 名）、総合管理学部で 3 名（学部資料室 3 名）、共通教育センターで 4 名を配置している。

助手及び研究室助手は、環境共生学部で所属し、教員と連携・協力して授業を支援している。なお、情報処理教育を支援する嘱託職員は、全員が学術情報メディアセンターで所属するものの、情報処理実習の支援には総合管理学部総合管理学科情報部門で所属する教員の指導のもと従事しており、教員との連携・協力関係が確立されている。また、助手及び教育支援職員は適宜 FD に参加している。

ティーチング・アシスタント（TA）については、「熊本県立大学ティーチング・アシスタント取扱要項」に基づき、博士前期課程及び博士後期課程の学生が、それぞれ学士課程教育、博士前期課程教育の補助に従事している（資料 7-35【ウェブ】）。

また、優秀な学部学生を下級生に対する教育の補助として活用する、スチューデント・アシスタント（SA）制度について、「熊本県立大学スチューデント・アシスタント（SA）取扱要項」に基づき、学部学生が教育の補助に従事している（資料 8-49【ウェブ】）。

リサーチ・アシスタント（RA）については、「熊本県立大学リサーチ・アシスタント取扱要項」を定めており、原則として博士後期課程に在籍する学生が務め、週 20 時間を上限に教員の外部研究資金を活用した研究を補助する（資料 7-36【ウェブ】）。

以上のことから、本学は教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

（規程の整備）

文部科学大臣決定のガイドラインを踏まえ、「熊本県立大学研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針」を定め、不正行為の防止及び公正な研究活動の推進に向けた取組を進めている。研究倫理の遵守に関する学内規程として、「熊本県立大学における研究費の適正な運営及び管理に関する規程」、「熊本県立大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」、「熊本県立大学における研究者行動規範」等を 2007（平成 19）年 11 月に制定、必要に応じて改正を行い、継続的に研究倫理の向上、不正行為の防止に努めてきているところである（資料 8-

50【ウェブ】、資料 8-51【ウェブ】、資料 8-52【ウェブ】、資料 8-39【ウェブ】）。

また、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で定められている、捏造や改ざん、盗用といった不正行為に係る告発窓口の設置、告発の受付から事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申し立て、調査結果の公表等）までの手続きや方法については、先述の「熊本県立大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」のほか、「熊本県立大学における研究活動上の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」等の中で規定している（資料 8-53【ウェブ】）。

なお、2021（令和 3）年のガイドライン改正を受けて、本学管理・運営体制の再点検を実施しており、必要に応じて体制整備等を行うとともに、順次必要な取組を実施している（資料 8-54）。

その他、動物実験に関する規定として「熊本県立大学動物実験規程」を設け、この規程に基づいて動物実験委員会を、遺伝子組換え実験に関する規定として「熊本県立大学遺伝子組換え実験安全管理規則」を設け、遺伝子組換え実験安全委員会を、研究に係る生命倫理に関するものとして「熊本県立大学における研究に係る生命倫理に関する指針」を設け、これに基づき生命倫理委員会を設置している（資料 8-55【ウェブ】、資料 8-56【ウェブ】、資料 8-57【ウェブ】、資料 8-58【ウェブ】）。

（教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等））

研究費の不正使用の防止、研究活動の適正な推進等研究活動に係る法令遵守を更に図るため、研究活動に従事する教員、研究活動を後方支援する事務職員等、学内の全ての教職員を対象としたコンプライアンス教育を FD・SD として位置付けて実施し、受講者の理解度を測るための理解度テストも同時に行っている。理解度テストの提出をもって受講管理を行うとともに、結果を受けて次年度の内容改善等につなげている。なお、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）の研修については、新型コロナウイルス感染症の対策としてオンラインで研修を実施した（資料 8-59）。

また、研究活動に係る不正行為を事前に防止するために、教員を対象とした研究倫理教育の義務付けを行い、FD を実施している。具体的には、学部ごとに教員が集まり、学部長が責任者となって、文部科学省が推奨する教材等を活用した研究倫理教育を行い、研究倫理の更なる向上に努めている。学部生及び大学院生に対しては、学部・研究科ごとに授業やオリエンテーション等の機会を捉え、教員と同様の教材を活用しながら研究倫理教育を行っている（資料 8-60）。

こうしたコンプライアンス教育及び研究倫理教育については、逐次内容の見直し等を図りながら、研究倫理の向上、不正行為の防止に継続的に取り組んでいく。

（研究倫理に関する学内審査機関の整備）

研究倫理の向上や不正行為に対応するための学内体制としては、最高管理責任者、統括管理責任者を配置しているほか、不正行為の防止や不正行為への対応等を行うため、副学長を委員長とする「熊本県立大学研究行動規範委員会」を設置している（資料 8-61【ウェブ】）。

仮に不正行為の告発が行われた場合には、同委員会において、告発に係る予備調査、予備調査を経たうえでの本調査、不正行為の有無の認定・悪意に基づく告発の有無等の業務を担当することとしている。

なお、前記ガイドラインを踏まえ、より適切な対応を行うため、責任体制や規程について、見直しを行い、最高管理責任者の理事長から学長への変更とそれに伴う他の役職の見直し、本調査に入る前の予備調査を行う「予備調査委員会」の新設等の内容を含め 2019（令和元）年 11 月に規程改正を行った（資料 8-62【ウェブ】）。

以上のことから、本学は研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

第 3 期中期計画において、「新たな施設設備保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、施設設備の適正な維持管理と計画的な整備改修により、長寿命化に努め、良好な教育研究環境を保持する」こととしている（資料 1-12【ウェブ】：p.10 計画番号 46 番）。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめて公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、教育研究等環境の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

以上のことから、本学では、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

(2) 長所・特色

- 図書館運営においては、学生の学習の便宜を図るべく、定期試験期間の開始 1 週間前より、開館時間を延長し、日曜日も開館するなど、学生に配慮している。
- 全学部において、1 年次の必須科目である「プレゼミナール」の中で、図書館及び Global Lounge の利用方法を実地で解説する「図書館・Global Lounge 活用ガイダンス」を実施しており、図書館や語学教育支援施設の有効活用につながっている。
- 2019（令和元）年 4 月に情報基盤管理室（2022（令和 4）年 4 月からはデジタルイノベーション推進センター）を設置し、本学の情報ネットワーク基盤の整備と運用・管理を行い、併せて情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

(3) 問題点

施設の約 4 割が築 40 年を経過し、老朽化の時期を迎えている。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、教育研究等環境については、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、環境整備に関する明確な方針を中期計画に定めている。

なかでも、学生の自主的な学習を促進するためのラーニングコモンズや Global Lounge の設置、研究活動を支援する環境の整備等、大学の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。施設の老朽化については、県と相談しながら現有施設の長寿命化に向けた計画を策定し、教育・研究に支障がない範囲で適切に管理運営している。

また、研究倫理を遵守するため、「研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針」を定め、関係規程を整備し、教職員や学生を対象とした研究倫理教育及びコンプライアンス教育を行うなど必要な措置を講じ、適切に対応している。

第 9 章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示)

本学は、第 1 章に記述のとおり、その理念の中で、「地域性の重視」、「国際性の推進」を掲げている。また、「大学の目的」にも「研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供する」こと等を通じて、「熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする」としている（資料 1-2【ウェブ】：第 1 条）。

この大学の理念、目的の実現に向けて、第 3 期中期計画において、次のように方針を定めている（資料 1-12【ウェブ】：p.6 計画番号 24 番～27 番）。

《第 3 期中期計画》

3 地域貢献に関する目標を達成するための取組

(24) 県や市町村、企業その他の団体の様々な課題の解決を支援するため、教員の研究シーズ等を活かした研究活動を推進するとともに、専門的な知見等を有する教員を積極的に派遣する。

(25) 学生の食と健康に関する理解を深める取組を推進し、地域の食育・健康に関する取組の中心的役割を担う。

(26) 他大学・研究機関等と連携しながら、地域産業の振興に資する研究活動を行い、研究成果を発信するとともに、その成果を地域社会に還元する。

(27) 地域の多様な生涯学習ニーズを踏まえ、広く県民の参加を得られるような各種公開講座を充実させる。また、職業人として地域社会で活躍している人材の更なる能力開発を支援するプログラムを推進する。

上記のほか、「研究に関する目標を達成するための取組」の中に、次のとおり定めている（資料 1-12【ウェブ】：p.5 計画番号 19 番）。

《第 3 期中期計画》

2 研究に関する目標を達成するための取組

(19) 地域資料研究、地域環境研究、食健康研究、地域づくり研究等、地域に生きる大学として独自性を持ち、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究を推進する。並びに、熊本地震の体験に基づく防災・減災及び復興支援を視野とした研究に取り組む。また、これらを県内外に対し、効果的に発信する。

また、国際化については、次のとおり定めている（資料 1-12【ウェブ】：p.6 計画番号 28～32 番）。

《第 3 期中期計画》

4 国際化に関する目標を達成するための取組

- (28) グローバルに活躍できる人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、自国文化・異文化に対する理解力を高めるため、海外留学・研修メニューの拡充を図る。
- (29) 学生の留学を支援するための経済支援拡充に向けた取組を行う。また、海外滞在時の危機管理対策を拡充する。
- (30) 学生の国際的視野の涵養と国際感覚の向上を目途に、学内外で国際交流団体等との国際交流や異文化理解の機会を拡充する。
- (31) 留学生の受入れ環境の整備を推進するとともに、協定校との派遣・受入れの相互交流拡充を図る。
- (32) 協定校をはじめとする海外大学等との間で、研究者交流や共同研究等を行うことにより、教育研究のグローバル化を図る。

また、本学では、理念の一つに掲げている「国際性の推進」を実現するため、2006（平成 18）年度に国際交流ビジョンを策定し、様々な国際交流を進めてきたが、2020（令和 2）年度に国際教育交流センターを設置したことを機に、関係委員会及び教育研究会議での審議を経て、国際交流を計画的に進めるための「国際教育・交流ビジョン」及び「国際教育・交流に係る戦略的取組」を策定した（資料 9-1【ウェブ】）。これらもホームページに掲載し、学生への周知及び教職員の共有を図っている。

以上のことから、本学は大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

（学外組織との適切な連携体制）

本学の地域貢献の総合窓口として、行政機関、企業、試験研究機関、市民団体、NPO 等との連携を深めながら、大学として地域貢献を果たしていくことを目的とし、本学の知的資源について積極的に情報を発信し、学内シーズと地域ニーズをコーディネートする機能と地域貢献に関する様々

な取組をマネジメントする機能を担う地域連携活動の総合拠点として、「地域連携政策センター」を設置している。具体的には、(1) 行政機関との連携に関すること、(2) 企業との連携に関すること、(3) 試験研究機関との連携に関すること、(4) 市民団体・NPO 等との連携に関すること、(5) 小中高校との連携に関すること、(6) 大学間の連携に関すること、(7) 地域貢献に関する情報の収集及び情報の提供等の事業を実施している（資料 3-2）。なお、2022（令和 4）年度からは、地域（産学）連携と関連する研究支援を一元的に所管する地域・研究連携センターを設置することとしている（資料 3-10）。

学外組織との連携について、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくり等様々な分野において相互に協力することを目的として、自治体・団体等との包括協定制度を整備しており、2021（令和 3）年 8 月現在、22 自治体・2 団体と協定を締結している（資料 9-2【ウェブ】）。また、2014（平成 26）年度に長崎大学及び福岡工業大学と環境分野における包括的連携協力に関する連携協定を、2016（平成 28）年度に福岡女子大学と日本語日本文学分野における連携協定を、2018（平成 30）年度に株式会社 NTT ドコモ、熊本市及び熊本大学と教育 ICT に関する連携協定を、2021（令和 3）年度には熊本大学と包括的連携協定を締結し、教育研究活動を推進している（資料 9-3【ウェブ】）。

2020（令和 2）年 6 月には県教育庁と本学の連携協定を締結し、熊本県全体の教育を一層充実させることとなり、本学は特にグローバル人材の育成に関して、中学・高校の段階から将来の熊本を創造し担う人材育成に貢献することとした（資料 9-4【ウェブ】）。

（社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進）

<教育>

第 3 期中期計画に「熊本地震の体験に基づく防災・減災や復興支援を視野としつつ、包括協定団体をはじめ地域と連携しながら、地域の諸問題を題材とした実践的な教育に取り組む」と掲げている（資料 1-12【ウェブ】：p.2 計画番号 4 番）。具体的には、地域再生・活性化を担う高い課題解決能力、実践力を有する人材を育成するための全学的な「もやいすと育成プログラム」において、「地域」及び「防災」をテーマとした現地でのフィールドワークや実践演習を行っている（資料 4-4【ウェブ】）ほか、地域企業・地域社会から研究テーマを募集し、それを学生が教員の指導のもと地域連携型卒業研究として取り組む「学生 GP（2022（令和 4）年 4 月からの名称は地域連携型学生研究）」として行っている（資料 4-17【ウェブ】）。さらに、各学部のゼミやフィールドワーク等においても地域の諸課題を題材とするなど、地域の課題解決を図る教育を推進している（資料 9-5【ウェブ】：p.9 計画番号 4 番）。

2014（平成 26）年度には、大学が自治体と連携して、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進め、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC 事業）の採択を受けた（事業期間：2014（平成 26）～2018（平成 30）年度）。教員が主体的に地域課題をテーマとした教育・研究・社会貢献活動に取り組むことを支援する「地域志向教育研究事業」を創設したほか、自治体や企業・団体等、地域の様々な人材が集い、地域の課題解決への対話を重ねる「フューチャーセッション」の開催等、地域連携・地域志向に向けた各種取組を行った（資料 9-6）。

さらに、熊本大学を申請校とし、県内 8 つの大学・高等専門学校が共同で実施する「“オール熊

本”で取り組む熊本産業創生と雇用創出のための教育プログラム」が文部科学省の 2015（平成 27）年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に選定され、本学も COC+参加大学の一つとして、「第 1 次産業の競争力強化と 6 次産業化」の分野において、事業推進の一翼を担った。全参加大学・高等専門学校で構成する「産学官連携推進部会六次産業化育成連絡会」を定期的に行き、各種取組の協議や情報交換等を行なった。また、天草信用金庫との共催により、天草地区において地元高校生らも参加して「地域創生円卓会議 in 天草」を開催した。さらに、株式会社釜屋の協力により、5 大学及び高専の学生が参加して、学生が加工食品の企画開発から製造・販売まで一連の工程を体験できる「うまかもん開発プロジェクト」を実施した（資料 9-7）。

<研究>

研究面においては、第 3 期中期計画に掲げているとおり、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究を推進するとともに、熊本地震の体験に基づく防災・減災及び復興支援を視野とした研究に取り組んでいる。2020（令和 2）年度からは、特に県南で豪雨被害を受けた地域を対象に被災地域復興・再生支援事業として、地域活性化支援を目的とした研究活動に取り組んでいる（資料 9-8【ウェブ】）。

また、自治体と協働で地域の課題解決や地域活性化に繋げるための契機として取り組む「地域おこしスタートアップ事業」のほか、既存の研究員制度を活用し、教員や学生が研究員と協働して地域の課題解決に取り組む地域研究員制度等、様々な地域課題の解決に向けた研究活動に取り組んでいる（資料 8-40【ウェブ】）。

地域と大学が協働で地域の課題解決に取り組んだ成果は、ホームページ、地域連携政策センターWeb サイト「地域ラブラトリー」、大学広報誌『春秋彩』等で県民に広く周知するとともに（資料 9-9【ウェブ】、資料 9-10【ウェブ】）、各教員の研究業績は、「研究者情報データベース」として公開している（資料 2-27【ウェブ】）。

さらに、県内外の自治体の各種審議会や委員会等への委員就任（資料 9-11【ウェブ】）や、研修会等への講師派遣（資料 9-12【ウェブ】）などを通じて教員の研究成果を還元し、シンクタンク機能を担っているほか、2021（令和 3）年 8 月現在、県内 22 の自治体・2 団体と包括協定を結び、学生や教職員が一体となって様々な地域貢献活動に協働して取り組んでいる。

なお、2021（令和 3）年 10 月には、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）の採択を受けた。具体的には、2020（令和 2）年 7 月豪雨により、大水害に見舞われた球磨川流域を対象に、10 年後を見据え「緑の流域治水を核とした大災害後も安全・安心に住み続けられ、豊かな環境と若者が残り集う持続可能な地域の実現」をビジョンとし、代表機関：熊本県立大学、幹事自治体：熊本県、幹事企業：肥後銀行という体制で産学官の「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点を形成し、水害後の持続的な地域への復興という課題に対して、その解決を図るものである。「水害への安全・安心」、「豊かな環境と恵みのある暮らし」、「若者が残り集う地域」、「多世代による緑の流域治水の達成」をターゲットとし、「緑の流域治水」に関わる流域治水技術開発、ボトムアップ型統合計画論、環境再生手法、ボトムアップ型地域 DX、サステナブルな産業創出及びパートナーシップによる推進手法について研究を実施し、球磨川流域の持続的発展に資することとしている（資料 9-13、

資料 9-14、資料 9-15）。

<公開講座等>

地域の生涯教育ニーズに応えるため、大学の正規授業を県民に公開する「授業公開講座」を他大学に先駆けて 1990（平成 2）年度から継続して実施している（資料 9-16【ウェブ】）。2009（平成 12）年度からは社会人の「学び足し、学び直し」を支援するため CPD（Continuing Professional Development：継続的専門職能開発）プログラムの開講も行っており（資料 9-17【ウェブ】）、その一つとして、主に都道府県看護協会が実施し、大学の取組としては事例の少ない「認定看護管理者教育課程サードレベル」を 2014（平成 26）年度から開講している（資料 9-18【ウェブ】）。

このほか、外部講師による各種公開講座、講演会、各学部主催のフォーラム等も積極的に実施している（資料 1-8：p.22）。特に 2014（平成 26）年度から毎年度開催している国際シンポジウムについてはテーマに合わせ、国内外から政治・経済等の著名な専門家を熊本に招き実施しているもので、地域住民からも高い評価を得ている（資料 9-19）。これらに加え、2012（平成 24）年度から、本学、県農業大学校及び県農業研究センターが連携して、農業者の学び足し・学び直しの場として「くまもと農業アカデミー」を実施している（資料 9-20【ウェブ】）。また、教員免許状更新講習について、大学コンソーシアム熊本の各大学と連携して、必修領域・選択領域の講義科目を本学の特色を活かし開設している（資料 9-21【ウェブ】）。

2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため対面形式を中止し、オンラインによる授業公開講座や各種公開講座を実施し、県民の多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供した（資料 9-22）。また、2021（令和 3）年度からは 2020（令和 2）年 7 月豪雨で被災した球磨川流域復興に向けた取組の一つとして、球磨川流域圏の文化・歴史・環境等をテーマとするオンライン講座「球磨川流域圏バーチャルキャンパス」を開設し、大学ならではの支援を行っている（資料 9-23）。

（地域交流、国際交流事業への参加）

地域交流については、これまで述べた教育研究活動の中で行われているほか、学生が熊本地震で被災した益城町の仮設団地を訪問したり、学生と JICA 海外協力隊 OB らが令和 2 年 7 月豪雨で被害を受けた県南地域においてボランティア活動を行ったり、地域における様々な活動を通じて交流を行っている。

国際交流については、2020（令和 2）年 4 月に新設した国際教育交流センターを中心に実施している。センターでは、国際教育、国際交流及び語学教育支援等に関する業務をワンストップで実施し、グローバル人材の育成に取り組んでいる（資料 3-4【ウェブ】）。

本学では、以下の 15 の大学等と協定を締結し、本学学生の派遣や協定校の学生受入れ等を行っている（資料 9-24【ウェブ】）。

《海外の協定校・機関》

学生交流協定校	祥明大（韓国）、モンタナ州立大学ビリングス校（アメリカ）
---------	------------------------------

学術交流協定校・機関	モンタナ州立大学ボーズマン校（アメリカ）、海洋大（韓国）、ワライラック大学（タイ）、広西大学（中国）、台北科技大学（台湾）、開南大学（台湾）、ソウル市立大（韓国）、カセサート大学（タイ）、ブラウイジャヤ大学（インドネシア）、中原大学（台湾）、チャタム大学（アメリカ）、海南省疾病予防管理センター（中国）、モンタナ大学（アメリカ）
------------	--

祥明大、モンタナ州立大学ビリングス校、ブラウイジャヤ大学から語学学習と文化体験を目的とした研修団を受け入れている。さらに、内閣府の事業や非営利活動法人等の国際交流団体を積極的に受け入れ、世界各国の学生との国際交流を行っている（資料 9-25【ウェブ】）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外から国際交流を目的とした研修団等を受入れることができなかったが、交流協定校にオンラインによる交流を働きかけ、2020（令和 2）年度にはブラウイジャヤ大学（インドネシア）と、2021（令和 3）年度には祥明大（韓国）とのオンライン交流イベントを実施した（資料 9-26、資料 9-27）。

大学院環境共生学研究科と国立水俣病総合研究センターとの間で締結した連携大学院協定を活用し（資料 9-28）、2014（平成 26）年度に水銀に関する研究を行う留学生のための「水銀研究留学生奨学金制度」を導入した（資料 9-29【ウェブ】）。また、本学の大学院への留学を希望し、一定の条件を満たした外国人留学生の学費等を免除する「外国人留学生学費免除制度」も同年より導入し（資料 9-30【ウェブ】）、本学における教育研究活動の国際社会への還元を行っている。これらの制度により、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度まで 8 名の水銀研究留学生と 1 名の「国家建設高レベル大学公派研究生項目」による中国人留学生が博士号を取得した。なお、令和 3（2021 年）度においては、英語版のホームページに水銀研究留学生奨学金に係る情報を掲載した（資料 9-31【ウェブ】）。今後、環境共生研究科と協力し、研究に係る情報を掲載したいと考えている。

また、協定校である祥明大（韓国）、国立台北科技大学（台湾）及び中原大（台湾）との学術シンポジウムを開催し、学生、大学院生及び教員の国際的な学術交流の機会としている（資料 9-32、資料 9-33）。

さらに、2019（令和元）年 10 月、熊本県と独立行政法人国際協力機構（JICA）が締結した「熊本県と独立行政法人国際協力機構との連携協定」に県の発展に貢献する人材の育成が盛り込まれたことなどを踏まえ、本学ではグローバル人材育成を積極的に推進し、学部教育だけでなく、大学院教育においても、海外体験（国際協力・貢献活動）と大学院の専門教育を実施し、熊本のグローバル化に貢献できる人材の育成に取り組んでいる（資料 5-32【ウェブ】）。

地域交流・地域貢献活動の一環として、「留学生による韓国語・中国語講座」を開講しており、本学の学生だけでなく、地域住民も無料で受講することができる（資料 9-34）。なお、2020（令和 2）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者を本学学生に限定した。また、海外の協定校からの短期研修団受入れの際には、地域住民にもホストファミリーに登録していただいており、地域における国際化にも貢献している（資料 9-35【ウェブ】）。

県教育庁と本学の連携協定に基づき、本学のプログラムに高校生を招待したり、教育庁が実施

するプログラムに本学の留学生や教職員が協力し、教員志望の学生がボランティアで参加したり、様々な取組を実施している（資料 9-4【ウェブ】）。2021（令和 3）年度に本格的にスタートした「もやいすとグローバル育成プログラム」（地域課題に柔軟に適応し、グローバルな視点を持って活動できる学生を育成するためのプログラム）の専門科目である「Kumamoto Studies」において、カンボジア王国の Ek Sonn Chan 首相付大臣による特別講義が実現したため、高大連携事業の一環として、県内の中学生、高校生をはじめ、他大学の学生、教職員に公開し実施した。参加した高校生からは、「大学の講義を実際に受けることで将来をより明確にイメージできた」、「（英語での講義だったため）聞き取れない単語が多く、英語力を向上しようと思った」、「コロナ禍でもできる国境を越えた人々の支え合いが大切だと思った」等の感想が述べられた（資料 9-36）。また、小学校の授業では、本学の教職員が国際交流の取組等についてゲームを交え説明するなど、対象者の年齢やニーズ、期待される役割により工夫して取り組んでいる。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

第 3 期中期計画において、地域貢献関係、研究関係、国際化関係の項目を掲げている。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめ公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、社会連携・社会貢献の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとは判断できる。

(2) 長所・特色

- 地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材を育成するための全学的な「もやいすと育成プログラム」において、「地域」及び「防災」をテーマとした現地でのフィールドワークや実践演習を行っているほか、地域企業・地域社会から研究テーマを募集し、それを学生が教員の指導のもと地域連携型卒業研究として取り組む「学生 GP（2022（令和 4）年 4 月からの名称は地域連携型学生研究）」として行っている。さらに、各学部のゼミやフィールドワーク等においても

地域の諸課題を題材とするなど、地域の課題解決を図る教育を推進している。

- 全国に先駆けて 1990（平成 2）年度にスタートした授業公開講座は 30 年を超える歴史を持ち、地域に開かれた大学としての役割を果たしてきた。それに加え、社会人の「学び直し、学び直し」を支援するため CPD（Continuing Professional Development：継続的専門職能開発）プログラムの開講も 2009（平成 21）年度から継続して行うなど、生涯学習ニーズに対応した多様かつ幅広い学習プログラムを提供してきている。2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度には、新型コロナウイルス感染症発生を受け、これまでの対面形式に加えて、オンラインによる授業公開講座や各種公開講座等を実施し、新たな地域学習の機会を提供している。
- 2019（令和元）年度に開催した国際シンポジウム「アジアで進むイノベーション」については、熊本県公立大学法人評価委員会より「国内最高レベルの国際シンポジウム」と称され、「2014（平成 26）年以降、毎年の行事として定例化されており、今後も県立大学ならではの、地域の方々の様々なニーズに対応した学習機会の提供が継続的に行われることが期待される」と評価された。
- 水俣病を経験した熊本県は、水銀に頼らない社会の実現を目指す水銀フリーの取組を進めている。本学は、研究の分野で貢献したいと考え、その一環として、2014（平成 26）年度において、水銀に関する環境対策が必要と考えられる途上国・地域から水銀研究を行う留学生を受け入れる「水銀研究留学生奨学金制度」（博士後期課程）を創設し（県補助事業）、これまで 8 年間で合計 12 名の留学生を受け入れた。既に 8 名が博士号を取得し、世界各国で水銀研究者として活躍している。
- 高大連携の取組の一つとして、グローバル人材を育成するため、高校生に多様な学ぶ機会を提供し、語学教育の充実に貢献するだけでなく、活動に参加した高校生への様々なスキル・視点の習得に貢献している。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する明確な方針を中期計画に定めている。その計画に沿って、学外の自治体・団体や大学等と協定を締結し、様々な社会連携・社会貢献に関する取組を実施している。

教育面においては、地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材を育成するための全学的な「もやいすと育成プログラム」や地域企業・地域社会から研究テーマを募集し、それを学生が地域連携型卒業研究として取り組む「学生 GP（2022（令和 4）年 4 月からの名称は地域連携型学生研究）」等を実施している。また、研究面においては、令和 2 年 7 月豪雨により大水害に見舞われた球磨川流域を対象とした「被災地域復興・再生支援事業」を展開しているほか、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)の採択を受け、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点を形成し、持続的な地域への復興という課題の解決を図っていくこととしている。

また、国際交流に関して、15 の大学等との協定を締結し、本学学生の派遣や留学生の受け入れを行っている他、水俣病を経験した熊本県にある大学として、「水銀研究留学生奨学金制度」を活用しながら留学生を受け入れたり、高大連携事業の取組の一つとして、地元の高校生に多様な学ぶ機会を提供し、語学教育の充実に貢献したりするなど、様々な取組を推進している。

さらに、地域の生涯教育ニーズに応えるため、授業公開講座や CPD プログラム、国際シンポジウムを実施する等、教育研究成果を広く社会に還元している。

第 10 章大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

(大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示)

業務運営の基本方針として、公立大学法人熊本県立大学業務方法書第 2 条に「法人は、(地方独立行政法人) 法第 26 条第 1 項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人熊本県立大学定款第 24 条に規定する業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。」と明記されており(資料 10-(1)-1【ウェブ】：第 2 条、資料 1-3【ウェブ】：第 24 条)、熊本県から指示された中期目標を達成するための中期計画において、大学の理念・目的の実現に向けた大学の運営方針を定めている(資料 1-12【ウェブ】)。

現在の第 3 期中期計画(2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度)は、「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」、「地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進」及び「社会や時代の状況を踏まえた対応」という重点事項の達成に向け、教育(学生支援を含む)、研究、地位貢献、国際交流、業務運営等の大学運営全般に渡って、50 項目の計画で構成している。

大学運営や事務組織等に関する具体的な方針は、中期計画において次のとおり定めている(資料 1-12【ウェブ】：p.7 計画番号 33 番・35 番、p.8 計画番号 38 番・39 番、p.10 計画番号 47 番～50 番)。

《第 3 期中期計画》

【業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組】

1 大学運営の改善に関する目標を達成するための取組

(33) 経営を司る理事長と学務を司る学長のもと、政策的かつ効果的な大学運営に努めるとともに、社会状況の変化に適切に対応する。

3 人事に関する目標を達成するための取組

(35) 教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上のため、SD を計画的に実施する。

(38) プロパー職員の人材育成と活用を図るため、研修計画に基づいた研修を実施し、適正な配置に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組

(39) 現在の事務組織体制において、簡素化・合理化するもの並びに重点化するものを見定め、大学運営の効率化を図る。

【その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組】

2 安全管理に関する目標 を達成するための取組

(47) 個人情報の保護や学内の情報資産の保全のため、組織の見直しを行うとともに、啓発事業や運用管理等の情報セキュリティ対策を強化する。

(48) 熊本地震の経験を踏まえ、大学施設・設備の耐震・防災的観点からの維持管理を推進し、防災資材の備蓄充実や事業継続計画（BCP）の策定、避難訓練や安全管理の啓発等、防災対策を強化する。

(49) 教職員の心身の健康相談の実施や健康管理に関する意識啓発活動により、快適な職場環境づくりを進める。

3 人権に関する目標を達成するための取組

(50) 学生及び教職員に対して、様々なハラスメント等の人権侵害に関する啓発を行うとともに、相談体制の周知・充実に取り組む。

（学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知）

中期計画は、ホームページに掲載するとともに、毎年度教職員向けに実施する理事長・学長による年度計画説明会において説明し、周知している（資料 10-(1)-2）。また、中期計画の進行管理や自己点検・評価の全学的な実施によっても、教授会や学内委員会等を通じて周知がなされている（資料 10-(1)-3）。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②： 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

（適切な大学運営のための組織の整備）

本学は熊本県が設立した公立大学法人が設置する大学であり、関係法令に基づき学内規程を整備し、運営している（資料 10-(1)-4【ウェブ】）。

定款第 8 条に基づき、法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人以内を置くこととしている。理事長は、知事が任命するが、大学の学長は、理事長と別に任命するものとしており、学長を選考するため、学長選考会議が置かれる。理事は、理事長が任命することとしており、法人の事務局長及び大学の副学長は、理事となる。また、理事の任命に当たっては、学外者が含まれるようにしなければならないとしている。監事は、知事が任命することになっている（資料 1-3【ウェブ】：第 8 条～10 条）。

役員の職務及び権限は次のとおり定款第 9 条に定められている（資料 1-3【ウェブ】：第 9 条）。

《公立大学法人熊本県立大学定款（抜粋）》

○理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

○副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

○理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

（学長の選任方法と権限）

学長は、学長選考会議による選考を行っている。同会議は、経営会議及び教育研究会議からそれぞれ選出された委員で構成し、学外の委員も含む。選考の方法、手続等は、学長選考等規程等で明示している（資料 10-(1)-5【ウェブ】、資料 10-(1)-6【ウェブ】、資料 10-(1)-7【ウェブ】、資料 10-(1)-8【ウェブ】）。具体的には、経営会議及び教育研究会議からそれぞれ 2 人以内、常勤教職員 10 人以上で 1 人の学長候補者の推薦を受け、学長選考会議において、所信表明書等の書面審査及び面接審査を実施し、選考する。この過程において、選考開始の公示、学長候補者氏名等の公表、選考結果の公表をホームページで行っている（資料 10-(1)-9、資料 10-(1)-10【ウェブ】）。

学長選考の基準は「次期学長に求められる資質・能力」として明文化し、選考開始の公示に含めているほか、選考会議は、学長を選考するに当たって、学内の意向調査を行うことができるものとしている。また、学長の任期は、法定 6 年以内とされているところ、4 年とし、再任は 1 回限り可能（再任の場合の任期は 2 年）としている。再任の場合も、新任の場合と同様に、学長選考会議による選考を経る。

さらに、学長選考会議は学長の解任に関する事項も審議事項とし、解任に関する手続等については「学長選考等規程」に明示している（資料 10-(1)-5【ウェブ】：第 11 条～第 13 条）。

学長の業績評価については、学長就任から 1 年及び 3 年を満了した日から 9 月以内に行うものとしており、学長選考会議において、教育・研究、国際化、地域貢献及び大学運営の 4 分野に

関して、総合的に評価を行うこととしている。

「公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程」において、「学長は、理事長の命を受け、学務を掌理し、所属職員を統督する」と明示している（資料 10-(1)-11【ウェブ】）。教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要であり、学長の権限については、定款において、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関である教育研究会議を主宰する議長として、大学の教育研究に関する責任を負うとともに、副理事長として法人の経営に関する重要事項を審議する機関である経営会議の委員の役割を担うことによって、教育面および経営面の調和を保持し、もって教育・研究の向上を期することとしている（資料 1-3【ウェブ】：第 18 条・第 21 条）。

（役職者の選任方法と権限の明示）

副学長、各学部長、共通教育センター長、各研究科長、地域連携政策センター長・学術情報メディアセンター長・国際教育交流センター長、各学科長（専攻長・部門長）の選考は、地方独立行政法人法第 73 条及び各選考規程等に基づき、教育研究会議の議を経て、学長が教授のうちから選考している（資料 10-(1)-12【ウェブ】、資料 10-(1)-13【ウェブ】、資料 10-(1)-14【ウェブ】、資料 10-(1)-15、資料 10-(1)-16、資料 10-(1)-17【ウェブ】、資料 10-(1)-18【ウェブ】、資料 10-(1)-19【ウェブ】、資料 10-(1)-20【ウェブ】）。また、キャリアセンター長及び保健センター長については、各選考規定に基づき、学長が指名している（資料 7-28【ウェブ】：第 4 条、資料 7-10【ウェブ】：第 3 条）。

各役職者の職務については、「公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程」において以下のとおり明示している（資料 10-(1)-11【ウェブ】）。

- 《公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程（抜粋）》
- 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受け、校務をつかさどる。
 - 学部長は、学長の命を受け、それぞれの学部に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 共通教育センター長は、学長の命を受け、共通教育センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 研究科長は、学長の命を受け、それぞれの研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 地域連携政策センター長は、学長の命を受け、地域連携政策センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 学術情報メディアセンター長は、学長の命を受け、学術情報メディアセンターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 国際教育交流センター長は、学長の命を受け、国際教育交流センターに関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 学科長、専攻長及び部門長は、学部長の命を受け、学科、専攻又は部門に関する事務を処理する。

（学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備）

定款により、理事会（定款第 15 条）、経営会議（法人の経営に関する重要事項を審議：定款第 18 条）、教育研究会議（大学の教育研究に関する重要事項を審議：定款第 21 条）を設置し、それぞれの審議事項に係る審議を経た上で意思決定を行っている（資料 10-(1)-21【ウェブ】、資料 2-47【ウェブ】、資料 2-48【ウェブ】）。これらの機関は、学外の理事又は委員も構成員とし、学外の意見も反映できる仕組みとしている（資料 1-3【ウェブ】：第 15 条、第 18 条、第 21 条）。

また、学則及び大学院学則により、教授会及び研究科委員会を設置し、当該学部・研究科に関する必要な審議を行うとともに、全学的な企画調整・審議を行うための各種委員会等を置いている（資料 1-2【ウェブ】：第 13 条・第 14 条、資料 1-4【ウェブ】：第 7 条、資料 4-32【ウェブ】、資料 4-33【ウェブ】）。

さらに、運営調整会議を設置して毎月開催し、意思決定を円滑に行うために、各機関の所管事項の調整や、中期計画及び年度計画の全体調整等を行っている（資料 1-2【ウェブ】：第 12 条）。なお、大学のガバナンスを高めるため、ほぼ毎月、学内理事（理事長、学長、副学長、事務局長）から成る役員会議を開催し、教育研究及び法人運営等に関する重要事項を審議機関に諮る前に協議・調整を行っている。

（教授会の役割の明確化）

（学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化）

教授会は、学則第 13 条第 7 項の規定に基づき、「教授会運営規程」を定め、適切に運営しており、専任の教授、准教授、助教及び常勤の講師で構成している（資料 4-32【ウェブ】）。また、学則第 13 条第 5 項において、審議事項を「（1）学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、（2）学位の授与に関する事項、（3）教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としているとともに、同条第 6 項において「学長、学部長又は共通教育センター長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる」としている（資料 1-2【ウェブ】：第 13 条）。学則同条第 5 項第 3 号で規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」は、（1）教育課程の編成に関する事項、（2）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項、（3）学生の在籍に関する事項、（4）学則第 2 条に定める自己点検、評価に関する事項のうち当該学部に係る事項、である（資料 10-(1)-22【ウェブ】：第 1 条）。

（教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化）

法人組織については定款において、大学（教学組織）については学則及び大学院学則等において、その権限と責任を明確にしている。

また、本学は法人の長である理事長と大学の長である学長を別に置いており、経営と教学の責任に係る役割分担のもと、定款において、理事会及び経営会議は理事長を議長とし、教育研究会議は学長を議長とするとともに、「公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関す

る規程」において、理事長、学長が決裁する事項をそれぞれ明確に規定している（資料 1-3【ウェブ】、資料 10-(1)-11【ウェブ】）。

（学生、教職員からの意見への対応）

本学では、学生に対する意見聴取として、授業評価アンケートや大学院生アンケート等を定期的
に実施している（資料 2-28【ウェブ】）。また、大学ホームページには「学長への提言広場」を開
設し、学生はいつでもメールで提言を送付することができる。寄せられた提言については、全
て学長が目を通したうえで、学長から指示を受けた担当部局がメールで回答することとしてい
る（資料 10-(1)-23【ウェブ】）。さらに、年 2 回、学生自治会から提出される「学内の福利厚生向上についての要
望」についても、必要に応じて適切に対応している（資料 7-42）。

教職員から大学運営等に関して意見がある場合には、運営調整会議の場において各学部長・
研究科長、各センター長、事務局長から報告され、必要に応じて対応策等が検討されることとなる。

（適切な危機管理対策の実施）

地震や風水害等の災害等の発生に備え、「危機管理マニュアル」を作成している（資料 10-
(1)-24）。基本方針、予防対策、応急対策、復旧対策、その他で構成しており、資料として自然
災害への対応マニュアル、火災発生対応マニュアル等を添付している。2016（平成 28）年 4 月
の熊本地震を踏まえ、2017（平成 29）年度に見直した、日本赤十字熊本県支部との「大規模
災害時における災害救護体制に係る覚書」及び熊本市との「避難場所施設利用に関する協定
書」の概要を追記するとともに、被災からの応急・復旧に向けた大学運営についても明記した。また、
2019（令和元）年度には、大規模災害の発生により、本学の施設や学生、教職員及び来訪者
等が被災し、教育・研究活動の継続が困難な状況に陥った場合においても、重要な事業を継続
し、中断した事業の早期復旧を図ることを目的として、「熊本県立大学事業継続計画（BCP）」を
策定したほか（資料 10-(1)-25）、「海外派遣中の学生に対する危機管理マニュアル」も作成
し、渡航前の危機管理、渡航中の危機管理、事後の危機管理等について明記した（資料 10-
(1)-26）。

危機の発生時により大学及び大学関係者が被害を被った場合において、理事長が必要と判断
した場合は、理事長は自らを本部長とする対策本部を直ちに設置し、併せて危機の内容に応じ適
宜必要と判断される組織を学内に編成し、適切な対応を行うこととしている。

学生や教職員に周知が必要な危機情報については、メールやホームページで随時周知するほか、
大地震等発生時には、学生が各自で安否情報システムに入力する体制としている（資料 10-
(1)-27【ウェブ】）。また、学生及び全教職員を対象として、地震発生直後の対応行動を身につけ
ることを目的として、年に 1 回、初動対応訓練を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症の対策として、2020（令和 2）年 1 月 27 日の教職員及び学
生に対する新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を皮切りに、大学施設貸付の中止や図書
館の学外利用制限などを行ってきた。同年 3 月には、第 1 回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議を開催し、本学の基本的な対応方針を定めた「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針」
を制定し（資料 10-(1)-28）、同年 4 月には「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応
指針」を策定した（資料 10-(1)-29）。これらは県内外の感染状況等に照らし随時改訂を行

い、ホームページで公表している（資料 7-41【ウェブ】）。また、本学教職員及び学生等が新型コロナウイルスに感染した場合の報告運用制度の制定や、適切な事業継続ができるよう教職員・学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の初動フロー及び事務局初動対応表の制定のほか（資料 10-(1)-30）、在宅勤務の運用ルールの制定や在宅から学内システム等を利用できるリモート端末の整備等を行ってきた（資料 10-(1)-31）。

なお、2020（令和 2）年度においては、県の緊急事態宣言等を受け最終的に 5 月 31 日までを臨時休業とする新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとったが、5 月 7 日より遠隔授業及び十分な感染症予防対策を取ったうえで一部の科目での実験実習を開始し、コロナ禍においても、大学の使命である教育の提供について適切に行っている（資料 10-(1)-32）。

以上のことから、大学運営に関する方針に基づき、理事長・学長をはじめとする所要の職を置き、法人の運営組織や教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

（予算執行プロセスの明確性及び透明性）

本学における予算編成の手続きとスケジュールは、以下のとおり（資料 1-14）。

《予算編成の手続きとスケジュール》

(1)：10 月下旬～11 月初旬頃	「会計規程」に基づき、理事長により「予算編成方針」を策定し、各学部、事務局各課等、学内各所属へ通知
(2)：12 月末頃	各所属から予算担当課である事務局総務課へ、支出予算要求書及び収入予算（外部資金分）見込に関する資料を提出
(3)：1 月上旬頃	総務課において、必要に応じて各所属からヒアリングを実施しながら、(2)を調整、集計
(4)：1 月中旬～下旬頃	事務局長による予算査定
(5)：2 月中旬頃	役員による予算編成会議により予算案を策定
(6)：3 月上旬頃	運営調整会議へ予算案の提示
(7)：3 月下旬頃	「定款」に基づき、経営会議・理事会において予算案の審議・議決、予算決定

予算の執行は、「公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程」、

「会計規程」、「契約規程」のほか関係規程に基づき行っている（資料 10-(1)-11、資料 10-(1)-33、資料 10-(1)-34）。4 月当初に予算の内容を「財務会計システム」に登録し、予算執行の際は同システムを使用して見積り～納品～請求～支払等の一連の会計処理を実施している。執行の責任体制は、額に応じて最終決裁者が分かれており、契約に当たっては、コストの縮減を常に意識し、費用対効果にも留意するとともに、事業が予算内で適切に執行されているか、また、支払完了に至るまで、会計処理が適切で誤りがないか、日常からチェックを行っている。

また、2015（平成 27）年度から、研究費の不正使用の防止、適正執行を図るため、教員、事務職員等、学内の全ての教職員を対象としたコンプライアンス教育を FD・SD として実施している（資料 8-59、資料 8-60）。

（内部統制等）

内部統制に関する基本方針として、公立大学法人熊本県立大学業務方法書第 3 条に「法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。」と明記されている（資料 10-(1)-1【ウェブ】：第 3 条）。また、「内部統制規程」を整備し、各業務における役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより日常的モニタリングを行い、監事監査及び内部監査により独立的評価を行っている（資料 10-(1)-35【ウェブ】）。

（予算の執行状況調査及びセグメント分析）

本学では、過去 3 年間ににおける経費（人件費、光熱水費、賃借料、印刷費、その他物件費等）を各学部別に集計しているため、次年度の運営費交付金収入の算定基礎資料として、また、決算における収益・損失要因の分析資料として活用できている。特に、人件費や資産リース経費等については継続的・義務的な支出であることから、それらの経費が原因で経営圧迫とならないよう、注意を払いながら予算編成を行っている。

以上のことから、本学においては予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
 - ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
 - ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
 - ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

（大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置）

本学の事務組織は、教務入試課、学生支援課、総務課、企画調整室の3課1室で構成する事務局を設置し、事務職員を配置しているほか、教員がセンター長を務める共通教育センター、地域連携政策センター、学術情報メディアセンター、国際教育交流センター、キャリアセンター、保健センターに事務職員を配置している。また、学長直轄のIR室と監査室にも事務職員を配置している。

2021（令和3）年5月1日現在、事務職員の配置状況は、事務局長（理事）、専任職員36名（うち管理職1名）、特別教員1名、特任教員3名、嘱託職員71名で合計112名である。

本学の事務組織は、法人組織と大学組織に分けておらず、「公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程」等で規定する事務分掌に沿って、法人業務系である総務課及び企画調整室と大学業務系である教務入試課、学生支援課及び各センターが連携しながら法人運営及び大学運営を行っている（資料10-(1)-11【ウェブ】）。また、事務局長、事務局次長、各課長、各センター事務長で構成する会議を定期的に行い、事務組織における各部署間の調整、情報の共有を通じた連携強化を図っている。

なお、本学は、3学部3研究科で構成するコンパクトな大学であり、事務機能を集中させているため、学部事務室を設けていない。そのため、学部事務補佐等を担当する事務職員として、各学部資料室等に嘱託職員等を文学部2名、環境共生学部5名、総合管理学部3名、共通教育センター4名を配置している。

現在、事務組織の専任職員36名は、設立団体である熊本県からの派遣職員が24名、法人独自のプロパー職員が12名となっている。県からの派遣期間は原則3年間（最長5年間）となっているが、教務・入試・学生支援等、大学特有の専門性の高い業務を所管する部署には重点的にプロパー職員を配置し、持続的に安定した役割を果たすことを期待している。

（職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況）

職員の採用、昇任、降任及び解雇については、その基準と手続きを「職員就業規則」、「職員の採用等に関する規則」に定め、これらに基づき行っている（資料6-10【ウェブ】、資料6-11【ウェブ】）。プロパー職員の採用に当たっては、筆記試験、書類審査、論文試験、面接試験等により採用を決定している。現在事務局・センターの事務職員の3分の1がプロパー職員となっているが、今後は、大学において、将来、大学を安定的かつ継続的に運営するため、プロパー職員の年齢別構成を踏まえ、新たに次世代を担う職員を計画的に採用する方針としている。

（業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備）

毎年度の人員配置の見直しについて、特にプロパー職員については、大学事務のスペシャリストを育成するという観点から、多様な大学業務を経験する定期的な学内異動を行う等、適材適所の人員配置を進めている。

業務のIT化、集約化、簡素化のため、服務関係の電子申請を行う庶務事務システム、給与計算業務の外部委託、教務入試・学生支援業務とデータを共有化する教務システム等を構築し、活用している。2018（平成30）年度には、事務局職員の所掌事務の従事時間・時間外の割

合や繁忙期、課題等を把握するため、アンケート調査を実施し、121 件の業務改善候補の取りまとめ、整理・分析を実施した。また、「SMART ワーク・アクションプラン」を策定した（資料 10-(1)-36）。2020（令和 2）年度は、重点的に改善を行う 16 業務を選定し、計画的に取り組んだ。業務の平準化、前倒し等職員が日頃から業務改善を意識して行動するなどの意識改革が進み、対前年度比で 1 人当たりの時間外実績は約 14.7%（H2926.67 時間/月→H3022.75 時間/月）の減となった（資料 10-(1)-37）。引き続き取組を進めており、2020（令和 2）年度は対前年度比で 1 人当たりの時間が実績は約 9.8%（R1:8,346 時間→R2:7,529 時間）の減となった。

（教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働））

本学では、学部長や研究科長をはじめ教員が出席する全学的な審議機関や各種委員会の運営について、各規程等により事務組織が担当する（資料 6-5）。そのため、各会議における審議事項に関する議事整理、資料作成、調査や情報提供等運営に関わる事務や会議での意見交換を通して、教学組織と事務組織が連携している。

また、学生に対する履修指導、就職支援等においても情報の提供・共有等により教員と事務職員が連携して取り組んでいるほか、外部研究資金の申請・受入れ、シンポジウム等の開催等においても教員と事務職員との連携協力により取り組んでいる。

（人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善）

事務職員の意欲・資質の向上等に資するため、人事考課については、熊本県で実施している目標設定・進行管理の取組を活用している（資料 10-(1)-38）。評価に対する客観性・納得性を高めるだけでなく、マネジメントのあり方や、人材育成への効果的な活用等、業務の PDCA サイクルを意識した取組となっている。

目標の設定から目標達成状況の確認に至る各過程において、職員と上司との間で十分にコミュニケーションを取りながら、職場におけるマネジメントや職員一人一人の仕事が円滑に進められ、また、職員の育成につながるように活用を図っている。

以上のことから、本学では法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

（大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施）

2017（平成 29）年 4 月の大学設置基準の改正により、全ての大学が、大学の教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るための、大学職員に対する知識・技能の習得、及び能力・資質の向上のための研修の機会を設けることが法令で義務化された。本学では、第 3 期中期計画にお

いて、「教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上のため、SDを計画的に実施する」こととしており（資料 1-12【ウェブ】：p.7 計画番号 35 番）、全教職員対象の必須研修として、毎年度、「研究不正防止研修会」、「旅費、賃金等に係る事務処理に関する研修会」及び「情報セキュリティ研修会」を実施している（資料 10-(1)-39、資料 8-59、資料 10-(1)-40、資料 8-23）。また、学部長・研究科長、センター長等の幹部教職員を対象に、公立大学の現状と課題等の大学運営に関する SD を定期的実施している。そのほか、学内のハラスメント相談員を対象にした研修や全教職員を対象とした人権研修を実施している。また、各自の担当業務に応じて、内部質保証や教務関係、修学支援、海外留学危機管理、情報基盤管理等に関する研修を適宜受講することとしている。

プロパー職員については、公立大学協会や大学コンソーシアム主催の研修を階層別に必須研修としているほか、各自のキャリアビジョンに応じた研修を受講することとしている（資料 10-(1)-41）。2019（令和元）年度には、各自のキャリアビジョンに応じた主体的な自己成長を図ることを目的として、自己啓発インセンティブの付与制度（自己啓発研修、資格取得等助成）を創設した（資料 10-(1)-42）。

以上のことから、本学では大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価）

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

第 3 期中期計画において、大学運営、人事、事務等の効率化・合理化、安全管理、人権に関する項目を掲げている。中期計画は、項目ごとに関係部局の長を進行管理責任者と定めて、毎年度の業務実績を自己点検・評価し、その評価結果を自己点検・評価委員会で取りまとめて公表するとともに、外部評価である法人評価を受け、これらの評価結果を翌年度中の進行管理と必要に応じ翌々年度の年度計画策定の際に活用しており、大学運営の適切性もこのプロセスの中で検証を行っている。

（監査プロセスの適切性）

監査については、内部監査、監事監査、会計監査人監査の 3 つの監査を実施している。

内部監査については、「内部監査規程」に基づき実施している（資料 10-(1)-43【ウェブ】）。実施に当たっては、学長直轄として設置された監査室と内部監査員で構成される内部監査グループを組織し、実施計画に基づき、業務の適正執行及び効率性等を評価する観点で行っている。監

査結果は不正防止計画推進委員会に報告を行い、コンプライアンス教育、研究倫理教育及び不正防止計画等に反映している。

監事監査については、熊本県知事が選任した 2 名の監事により実施している。「監事及び監事監査規程」により監査の実施に当たって必要な事項を定めている（資料 10-(1)-44【ウェブ】）。法人の業務の合理的かつ効率的な運営及び会計経理の適正を確保することを目的として、理事会その他法人の管理運営に係る重要な会議に出席するほか、業務運営に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員及び職員に対し質疑又は説明若しくは資料の提出を求めることで、法人の業務進捗の状況や重要事項について把握するとともに、意見を述べ、それらを踏まえて決算時の財務諸表等の監査を行っている。監査報告書については、理事会及び経営会議で報告するほか、ホームページで公表している。（資料 10-(1)-45、資料 2-52【ウェブ】）

会計監査人監査については、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表、事業報告書及び決算報告書に係る監査を実施している。その監査報告書については監事監査報告書同様にホームページで公表している（資料 10-(1)-46、資料 2-52【ウェブ】）。

以上の 3 つの監査の実施を通して、監事と監査法人及び監査室又は役員が定期的にディスカッションや面談を行うことで連携を図り、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価する体制としている。

以上のことから、本学では、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（2）長所・特色

- 効率的な働き方（スマートワーク）を推進することにより、総労働時間を縮減するため、「SMART ワーク・アクションプラン」を策定し、重点的に改善を行う業務を選定し、計画的に取り組んでいる。
- 業務の平準化、前倒し等職員が日頃から業務改善を意識して行動するなどの意識改革が進み、2018（平成 30 年）年度は対前年度比で時間外実績は約 14.7%（H29 26.67 時間/月→ H30 22.75 時間/月）の減となった。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学運営に関する明確な方針を中期計画に定めている。本学は熊本県が設立した公立大学法人が設置・運営する大学であり、理事長、学長等を置き、適切な大学運営のための組織を整備するとともに、理事長、学長をはじめ役職者の権限を明示し、規程等に基づいた大学運営を適切に行っている。また、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を適切に整備するとともに、毎年度、全教職員対象の「研究不正防止研修会」や「情報セキ

ユリティ研修会」等の SD を実施するなど、教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質向上のための方策も適切に講じている。さらに、効率的な働き方（スマートワーク）を推進することにより、総労働時間を縮減するため、「SMART ワーク・アクションプラン」を策定し、計画的に取り組んだことで、業務改善が進んでいる。

第 2 節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

(大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定)

本学の中・長期的な財務計画は、法人化を機に地方独立行政法人法に基づき策定し、設立団体の長の認可を受けた第 3 期中期計画に定めている（資料 1-12【ウェブ】）。期間は 2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間で、内容は予算、収支計画及び資金計画のほか、短期借入金の限度額、剰余金の使途、施設設備に関する計画となっている。

《第 3 期中期計画（抜粋）》

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
授業料収入	6, 4 4 9
入学金収入	8 3 6
検定料収入	2 4 0
受託研究等収入	2 7 0
寄附金収入	8 9
補助金等	1 9 6
運営費交付金	6, 1 7 2
雑収入	2 4 2
目的積立金取崩	1 9 7
計	1 4, 6 9 1
支出	
教育研究経費	1 0, 9 3 4
一般管理費	3, 4 8 7
受託研究費等	2 7 0
計	1 4, 6 9 1

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 8, 4 2 4 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注 1）人件費の見積り額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注 2）退職手当については、公立大学法人熊本県立大学が定める規程に基づいて

支給することとし、各年度の定年退職者及び自己都合退職者について試算している。

注3) 運営費交付金の算定方法

運営費交付金＝標準的支出－標準的収入＋退職金＋大規模修繕費＋夢教育等特別交付金

注4) 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については予算編成過程において決定される。

注5) 受託研究等収入及び補助金等については、各事業年度の採択状況に応じ大きく変動するため過去の実績等を踏まえ試算している。

2 収支計画

2018（平成30）年度～2023（令和5）年度収支計画

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	14,318
経常費用	14,318
業務費	12,310
教育研究経費	3,249
受託研究費等	270
役員人件費	378
教員人件費	6,000
職員人件費	2,413
一般管理費	696
財務費用	90
雑損	0
減価償却費	1,222
臨時損失	0
収益の部	14,318
経常収益	14,318
授業料収益	6,442
入学金収益	836
検定料収益	240
受託研究等収益	270
寄附金収益	89
補助金等収益	196
運営費交付金収益	5,621
雑益	242
資産見返負債戻入	382
資産見返運営費交付金戻入	280
資産見返寄附金戻入	25

資産見返物品受贈額戻入	4
資産見返補助金等戻入	7 3
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注 1) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注 2) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度資金計画

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	1 5, 0 8 4
業務活動による支出	1 2, 9 9 2
投資活動による支出	7 5 6
財務活動による支出	9 2 9
次期中期目標期間への繰越金	4 0 7
資金収入	1 5, 0 8 4
業務活動による収入	1 4, 4 9 4
授業料収入	6, 4 4 9
入学金収入	8 3 6
検定料収入	2 4 0
受託研究等収入	2 7 0
寄附金収入	8 9
補助金等収入	1 9 6
運営費交付金収入	6, 1 7 2
雑収入	2 4 2
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	5 9 0

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設大規模改修、研究機器等更新	7 5 6	運営費交付金、自己収入

注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

なお、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

Ⅱ「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

（大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分））

中期計画では、期間中に投入される公費の用途等を明らかにするため、6年間の総額を掲載しており、全て収支均衡を見込んでいる。また、事業年度ごとに策定する年度計画でそれぞれを具体化している。

中期計画では、人件費については、過去の実績に期間中の上昇を見込んで試算している。人件費以外の教育研究費、一般管理費等の物件費については、過去の実績に第3期計画における事業拡充を反映して試算している。

中期計画の予算における収入面の計画では、学生納付金等の収入、いわゆる自主財源による収入が全体収入の52.9%、設立団体である熊本県から措置される運営費交付金が42.0%を見込んでいる。

運営費交付金の算定方法については、

運営費交付金 = (標準的支出 - 標準的収入) + 退職金 + 大規模修繕費 + 夢教育等特別交付金とし、各事業年度の運営費交付金は設立団体の予算編成において決定する。

また、収支計画における費用(支出)の計画では、全体費用のうち教育研究経費、一般管理費等を除く人件費を約60%見込んでいる。

中・長期的に財政を健全に運営していくために、収入面では、中期計画で見込まれた自主財源を確保すること、費用(支出)面では、人件費比率を約60%に抑制することを目標として運営を行っている。

法人化後15年が経過しているが、経費節減等の取組を継続して実施した結果、利益剰余金は着実に増加しており、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善のための積立金として530百万円を計上している。

直近3年度間の財務状況は以下のとおりである（資料10-(2)-1、資料10-(2)-2、資料10-(2)-3、大学基礎データ（表12））。

《自主財源比率（決算報告書ベース）・人件費比率（損益計算書ベース）》

	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度
自主財源比率	51.5%	49.1%	48.3%
人件費比率	60.4%	62.8%	57.9%

（教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み）

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、各種の競争的研究費や民間資金等外部資金の獲得に努めており、科学研究費補助金については原則として全ての教員が申請を行う「科学研究費補助金応募100%」を基本目標にしており、申請時に外部専門家から助言・指導を受けられる機会を設けているほか、教職員による説明会を毎年実施している。また、地域連携政策センターのコーディネーターが各種助成金等の情報を収集し、全教員に随時情報提供するだけでなく、教員の研究内容やニーズ等を把握し、研究内容に合った応募の提案や情報等を提供することでマッチ

ング機能の強化を図っている。

（外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等）

外部資金の受入れについて、中期目標として、自己収入の増加に関する目標を掲げ、中期計画では「教育や研究、地域貢献の維持・充実を図るための財政的基盤の強化として、外部資金の獲得に努める」こととしている（資料 1-12【ウェブ】：p.8 計画番号 41 番）。

直近 3 年間の外部資金等受入状況は以下のとおりである（資料 1-8：p.19）。

《外部資金等受入れ状況：採択件数及び金額》

区分		2018（平成 30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和 2）年度
受託研究・共同研究	件数	39	25	19
	金額	19,592	24,536	13,473
科学研究費助成事業	件数	46	40	40
	金額	79,590	61,770	50,440
公募型助成金・補助金等	件数	20	19	15
	金額	20,859	19,716	22,798
教育研究奨励寄附金	件数	8	7	5
	金額	2,112	1,523	2,700
合計	件数	113	91	79
	金額	122,153	107,545	89,411

以上のことから、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

（2）長所・特色

- 学納金の確実な徴収に努めており、徴収率 99.9%以上を継続して達成している。
- 経費節減等の取組を継続して実施した結果、前中期目標期間繰越積立金及び教育研究等環境整備目的積立金から成る利益剰余金を教育研究の質の向上等を図るために計上している。2020（令和 2）年度決算では 530 百万円を計上した。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、中・長期の財務計画に関する明確な方針を中期計画に定めている。各種の競争的研究費や民間資金等外部資金の獲得に努めているほか、経費節減等の取組を継続して実施した結果、前中期目標期間繰越積立金及び教育研究等環境整備目的積立金から成る利益剰余金を教育研究の質の向上等を図るために計上するなど、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確保している。

終章

本学は、「総合性の志向」「地域性の重視」「国際性の推進」を理念とし、その理念や目的を凝縮した表現として「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンとして掲げている。第3期中期計画においては、第2期に取り組んできたことの実質化を図り、国際的な視野と認識を高めるとともに、地域との幅広い協働を確立する教育研究を引き続き発展させる、また、総合性を重視しつつ、独自の専門性を十分に生かした質の高い教育研究を推進していくこととしている。

中期計画においては、教育、研究、地域貢献、国際交流等、大学運営全般にわたり50項目を定め、様々な施策に取り組んでいる。この中期計画の達成に向け、各年度の年度計画を作成し、その業務実績を自己点検・評価しており、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響もあるものの、各年度の計画はほぼ順調に実施できている。

また、今回の認証評価機関の基準に関する自己点検・評価の結果、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務といった項目についても、研究科における学生の受入れに課題があるものの、大学基準に照らして概ね良好だと言える。

本学においては、全学自己点検・評価委員会によるPDCAサイクルの推進と内部質保証推進委員会によるその妥当性の確認と補完を通じて、内部質保証システムを機能させている。また、設置団体からの法人評価と認証評価機関からの認証評価を総じて自己点検・評価の一環と捉えており、法令上の義務で受審するという考え方ではなく、大学運営上に必要な自己点検・評価であると位置付けている。学内的な自己点検・評価に加え、学外に対しても説明責任を果たすことは十全な自己点検・評価と効果的な改善プロセスを確立する上で有効である。評価者を離れた複層的な評価活動が改善プロセスを多角的に遺漏なく進めていくことにつながっていると考えている。

中期計画は「国際的な視野と認識を高める教育研究の推進」「地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進」「社会や時代の状況を踏まえた対応」を重点事項としており、この中期計画の達成がまずは取り組むべき課題である。加えて、今回の自己点検・評価の結果、明らかとなった改善すべき事項について、改善に向けた取組を行っていくとともに、長所・特色と捉えている事項については、さらに発展させるべく取り組んでいきたい。

今後も、中期計画を軸とした毎年度の業務実績の自己点検・評価及び改善、認証評価機関の基準に関する自己点検・評価及び改善の連関したシステムを着実に実施し、その妥当性の確認と補完を適切に実施しながら、質の向上を図っていく。

